

独立行政法人日本学生支援機構 平成25年度に係る業務の実績に関する評価 目次

大項目46 小項目73 ※大項目について評価(網掛け箇所)
評価結果 A:43 B:1 C:0(2項目は該当実績ないため評価対象外)

評価項目(平成25年度計画の各項目)	平成25年度評価指標	評価結果	評価番号	頁
〇 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 共通的事項				
(1) 透明性及び公平性の確保	業務に係る透明性・公平性の確保状況	A	①	1
	法令、規程等を遵守した業務の適切な運営状況		1	1
	情報公開の適切な実施及び情報公開等に関する役職員の意識向上策の充実		2	3
(2) 広報・広聴の充実	広報・広聴の状況	A	②	4
	広報・広聴活動の取組状況		3	4
	ホームページ等電子媒体を活用した情報提供の状況		4	5
	ホームページの年間アクセス件数		5	6
	広聴活動の実施状況		6	7
(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施	調査研究の実施状況	A	③	8
2 奨学金貸与事業				
(1) 奨学金貸与の的確な実施	奨学金貸与の的確な実施	A	④	10
	学生ニーズ等を踏まえた奨学金貸与事業の実施状況		7	10
	適格認定の実施状況		8	13
(2) 返還金の回収強化	返還金の回収状況	A	⑤	15
	総回収率		9	17
	新規返還者に係る回収率		10	19
	回収状況の把握・分析等の実施状況		11	19
	学校との連携の実施状況		12	23
	新規返還開始者のリレー口座加入率		13	28
	全体のリレー口座加入率		14	28
	早期における督促の実施状況		15	28
	法的処理の実施状況		16	30
	延滞者の実態調査の実施状況		17	33
	住所調査の実施状況		18	34
	個人信用情報機関の活用状況		19	35
	返還相談への対応状況		20	35
	大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況		21	36
	機関保証制度の運用状況		22	39
	機関保証の妥当性の検証状況		23	40
	高等学校奨学金の回収状況		24	42
(3) 情報提供等の充実	情報提供等の充実	A	⑥	43
	情報提供の実施状況		25	43
	諸手続きの厳正化の状況		26	46
(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用	返還猶予・減額返還及び免除制度の運用状況	A	⑦	47
3 留学生支援事業				
「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。				
(1) 留学生の質の確保への留意	留学生の質の確保のための取組状況	A	⑧	50
(2) 外国人留学生に対する支援	外国人留学生に対する支援の状況	A	⑨	51
(3) 日本人留学生に対する支援	日本人留学生に対する支援の状況	A	⑩	55

評価項目(平成25年度計画の各項目)	平成25年度評価指標	評価結果	評価番号	頁
(4) 外国人留学生に対する宿舎の支援	外国人留学生に対する宿舎の支援状況	A	⑪	57
	居室の有効利用状況		27	58
	入居者の満足度		28	59
	受託者の選定状況		29	59
	レジデント・アシスタントの配置状況		30	61
	国際交流事業の推進状況		31	62
	国際交流会館等の施設の稼働率		32	63
	国際交流会館等の売却及び活用状況		33	64
	留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況		34	64
(5) 日本留学試験の実施	日本留学試験の実施状況	B	⑫	66
	試験の適正な実施及び質の向上等のための取組状況		35	66
	海外実施に係る計画の策定状況		36	67
	年間受験者数		37	67
	試験の利用促進のための取組状況		38	69
(6) 日本語教育センターにおける教育の実施	日本語教育センターにおける教育の実施状況	A	⑬	70
	質の高い教育の実践状況		39	70
	学生の受入状況		40	71
	卒業生の進学率(進学者数/進学希望者数)		41	73
	運営体制の見直し状況		42	73
	肯定的な評価の割合		43	73
	日本理解促進のための取組状況		44	74
	施設の有効活用状況		45	75
(7) 留学情報提供・相談機能の強化	留学情報提供・相談の状況	A	⑭	76
	留学情報の提供状況及びその改善状況		46	77
	ホームページのアクセス件数		47	79
	日本留学フェア等の実施状況		48	79
(8) 外国人留学生等の交流推進	外国人留学生等の交流の実施状況	A	⑮	82
	東京国際交流館における交流事業の実施状況		49	82
	プラザ平成会議施設の年間稼働率		50	83
	売却も含めた資産の有効活用方策に向けての取組状況		51	85
(9) 外国人留学生の就職支援	外国人留学生の就職支援の実施状況	A	⑯	86
(10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ	帰国留学生に対するフォローアップの実施状況	A	⑰	87
4 学生生活支援事業				
(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実	学生生活支援担当教職員に対する研修の状況	A	⑱	88
	学生生活支援担当教職員に対する研修の実施状況		52	88
	参加者の満足度		53	93
(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施状況	A	⑲	94
	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の状況		54	94
(3) 心身に障害のある者への支援	心身に障害のある者への支援状況	A	⑳	97
5 その他附帯業務				
	高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	A	㉑	102

独立行政法人日本学生支援機構 平成25年度に係る業務の実績に関する評価 目次

大項目46 小項目73 ※大項目について評定(網掛け箇所)
 評定結果 A:43 B:1 C:0(2項目は該当実績ないため評定対象外)

評価項目 (平成25年度計画の各項目)	平成25年度評価指標	評定結果	評定番号	頁
○ 業務運営の効率化に関する事項				
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				
1 業務の効率化				
(1) 一般管理費等の削減	一般管理費等の削減状況	A	22	103
	定量的指標 一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況		55	104
	定量的指標 業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況		56	105
	奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況		57	106
	定量的指標 人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況		58	106
	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し		59	108
	職員数の削減状況		60	108
(2) 外部委託等の推進	外部委託等の状況	A	23	110
	外部委託の実施状況		61	110
	管理運営委託の状況		62	112
(3) 入札・契約の適正化	入札・契約の適正化の実施状況	A	24	113
	入札・契約の適正化に係る実施状況		63	113
	随意契約の見直し状況		64	114
(4) 業務・システムの最適化	業務・システムの最適化の実施状況	A	25	116
2 組織の効果的な機能発揮				
(1) 政策企画委員会	政策企画委員会の運営状況	A	26	117
(2) 組織の見直し	組織の見直し状況	A	27	118
(3) 業務改善の推進	業務改善の推進状況	A	28	120
3 内部統制・ガバナンスの強化				
(1) 適切な評価の実施	適切な評価の実施状況	A	29	121
(2) 監査の実施	監査の実施状況	A	30	122
(3) コンプライアンスの推進	コンプライアンス推進の状況	A	31	124
(4) 随意契約の見直し	随意契約の見直し状況	A	32	126
○ 財務内容の改善に関する事項				
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画				
(1) 収入の確保等	収入の確保等	A	33	128
	決算情報・セグメント情報の公表の状況		65	128
	収入の確保状況		66	128
	寄附金事業の実施状況		67	129
	新たな寄附金事業の検討状況		68	130
	自己調達資金の確保状況		69	130
(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	債権管理の実施状況	A	34	131
	適切な債権管理の実施状況		70	131
	貸倒引当金の計上状況		71	131
(3) 予算	予算の執行状況	A	35	132
(4) 収支計画	計画と実績の対比	A	36	134
(5) 資金計画	計画と実績の対比	A	37	135
Ⅳ 短期借入金の限度額	短期借入金の調達状況	A	38	137

評価項目 (平成25年度計画の各項目)	平成25年度評価指標	評定結果	評定番号	頁
V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画	譲渡した国際交流会館等の譲渡収入に関する国庫納付等手続きの取組状況	A	39	138
VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画	閉鎖した職員宿舍の売却に向けた取組状況	A	40	139
VII 剰余金の使途	剰余金が発生したときの活用状況	-	41	142
○ その他業務運営に関する重要事項				
Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設及び設備に関する計画	施設整備の実施状況	A	42	143
	施設整備の推進状況		72	143
	国際交流会館等の保全状況		73	143
2 人事に関する計画				
(1) 方針	人材の確保・育成と適正配置状況	A	43	144
(2) 人事に係る指標	職員数の削減状況	A	44	148
3 中期目標の期間を超える債務負担	-			
4 積立金の使途	積立金の利用状況	-	45	150
5 情報セキュリティ対策に係る計画	情報セキュリティ対策の取組状況	A	46	151

独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の段階的評定(A~C)

A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている。
 B: 中期計画通りに履行しているとはいえない面もあるが、工夫や努力によって中期目標を達成しうると判断される。
 C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

独立行政法人日本学生支援機構の平成25年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置			
【(中項目)1-1】	1 共通的事項			
【(小項目)1-1-1】	(1) 透明性及び公平性の確保	業務に係る透明性・公平性の確保状況 【評定①】 A		
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>①奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図る。</p> <p>②情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施する。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識の向上に努める。</p>	H21	H22	H23	H24
	A	A	A	A
評価基準	実績		分析・評価	
<p>①奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図り、監査やコンプライアンスの推進等を通じてその適切性を確保しているか。</p>	<p>○内部監査の実施 業務運営の適切性の確保を図るため、以下のとおり、内部監査を実施した。</p> <p>①業務監査 「法人文書の管理状況」、「減額返還制度」、「日本留学試験」、「研修事業の重点化・有料化」及び「支部の法的処理」を重点項目とし、総務部総務課、奨学金事業部返還猶予課、留学生事業部留学試験課、学生生活部学生支援企画課及び学生支援推進課、東海北陸支部、近畿支部を対象に実施した。</p> <p>②会計監査 支部(7ヶ所)について、1年で2～3ヶ所、全体を3年サイクルで往査することとしており、平成25年度は、東海北陸支部、近畿支部を対象に実施した。</p> <p>③自己査定監査 「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」について、監査を実施した。</p> <p>④過年度監査のフォローアップ 平成24年度に内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討・計画的な取組を行い速やかに一定の結論を得るよう求めた</p>		<p>法令、規程等を遵守した業務の適切な運営状況 【評定1】 業務運営の適切性を確保するため、継続的に内部監査を実施するとともにコンプライアンスを推進する施策等を実施したことは評価できる。 今後は、研修参加を100%にするため、欠席者に対してのフォローアップ実施を検討いただきたい。 監査結果についての通知による改善状況報告要請も妥当であり、評価できる。</p>	

「個人情報情報機関の活用」等についてフォローアップを行い、改善状況の確認を行った(平成26年3月)。
上記の各監査結果は、関係部署に通知し改善状況報告を求めるとともに、運営会議において適時報告を行った。

○コンプライアンスの推進・個人情報保護の徹底を図るため、情報部と連携し、係長職に対して研修(参加者37名)を実施するとともに、新入職員へのコンプライアンス等(コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修を同時に実施)研修も採用の都度実施(18回:72名)した。

〈研修への参加状況〉

- ・新規採用職員コンプライアンス等研修・・・100%参加
- ・係長相当職員コンプライアンス等研修・・・93%参加(欠席者3名は研修当日急用が発生したもの)

また、コンプライアンス・プログラムを策定し、研修の実施や機構内グループウェア等で役職員に周知するとともに、ホームページで公表し、法令、規程等を遵守した適切な業務運営の確保を図った。

<p>②情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施しているか。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識向上を図るために、研修を充実させているか。</p>	<p>○情報開示請求への対応 平成25年度の情報開示請求は、法人文書開示請求6件、保有個人情報開示請求0件(前年度よりの諮問中1件)であり、情報公開等審査基準に基づき、適切に対処した。 なお、個人情報の漏えい等事案(郵便物誤発送等)は、書類封入時に書類、封筒、相互の内容確認を再度徹底すること等、再発防止策を講じるとともに、昨年度に引き続き再発防止策検証ヒアリングを実施したところ、発生は8件(業務委託先に起因するもの3件含む。)におさえられ、いずれも適切に対応した。</p> <p>○情報公開・個人情報保護に係る研修の充実 役職員の意識向上を図るため、係長相当職員研修(参加者37名)を実施した。 研修時には、個人情報漏えい等事案を例示し、原因とその対策等について説明を行ったほか、情報公開制度についても総務省パンフレットを活用し、効率的・効果的に実施した。 また、平成24年度に引き続き、新入職員向け研修として、コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修を同時に開催(18回・参加者72名)した。 個人情報の漏えい事案が発生した課等においても、再発防止のための注意事項を職員間で話し合う等の対策を講じたところであるが、今後とも個人情報の漏えいの再発防止策が効果を発揮するよう、一層の職員意識の涵養に努める。</p>	<p>情報公開の適切な実施及び情報公開等に関する役職員の意識向上策の充実 【評定2】 情報公開及び個人情報保護に係る役職員の意識向上を図るため、係長相当職員研修や新入職員研修等の階層別研修を実施したことは評価できる。 機構は極めて私的な個人情報を扱っているため、特に個人情報の管理には留意していただきたい。</p>
---	--	--

【(小項目)1-1-2】	(2) 広報・広聴の充実	広報・広聴の状況 【評定②】 <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">A</div>			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ①機構における広報計画を各年度策定し、機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組む。 ②ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供する。ホームページについては、年間アクセス件数2,600万件以上を確保するとともに、利用者にとっての利便性向上を図る。 ③幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
①独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)における広報計画を策定し、広報企画委員会を通して機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組んでいるか。	<p>○広報基本計画に基づく各種取組み 機構各部等の長から指名された職員を構成員とする広報企画委員会において、平成25年度広報活動基本計画を策定し、これに基づき、ホームページ、電子メール、各種印刷物、主催イベント等の機構内部で有する媒体を活用した広報、さらには、他団体主催のイベントへの参加、雑誌等への寄稿、報道機関による取材への対応等、外部媒体を活用した情報発信を積極的に実施した。</p> <p>○「JASSOの事業のご理解のために」の新設(ホームページ) 本機構事業に関する理解促進の取組の一環として、事業に関する正しい情報や特長を、利用者の視点に立って分かりやすく説明する「JASSOの事業のご理解のために」をホームページのトップページに新設した。(平成26年2月)</p> <p>○プレスリリース マスメディアに対し、プレスリリースを21件行った。</p> <p>○奨学金ガイドブック 進学を希望する高校生に奨学金制度を分かりやすく説明することを目的とした「奨学金ガイドブック2014」を作成・配布すると共にホームページに掲載した。平成24年度作成の改訂版を基本としつつ、高校生や保護者がより理解しやすいよう、文言・表現を修正するなど、更なる改善を図った。(平成26年3月下旬より順次発送、高校等約55万部)</p>	広報・広聴活動の取組状況 【評定3】 広報企画委員会を設置し、広報活動基本計画に基づいて機構全体で広報・広聴活動に取り組んでいることは大いに評価できる。 事業に関する理解促進のために、利用者の視点に立って、積極的かつ分かりやすい情報提供に取り組んだことは評価できる。 経済的困難によって高等教育を受けることが困難な国民に対して実施される奨学金貸与事業や、返還金が次世代の原資となるサイクルを、社会や国民に周知させることは極めて重要であるため、広報の充実は評価できる。 奨学金に関する高校生向けパンフレットを更に改善のうえ発行し、制度の周知を図ったことは評価できる。			

	<p>○広聴の実施 平成24年度に実施した広聴「日本学生支援機構の認知度調査」の結果を、ホームページに公開するとともに、親世代への広報活動、国内奨学金以外の事業の広報活動、学生等の視点に立ったわかりやすい内容への改善という、調査結果から明らかとなった課題について検討を行った(平成25年11月)。</p>	
<p>②ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、ホームページの年間アクセス数については、2,600万件以上を確保しているか。また、分かりやすいホームページを作るために、利用者の視点を十分考慮し、利便性向上を図っているか。</p>	<p>ホームページにおける情報更新については、利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するとともに、以下のとおり利用者の利便性向上に取り組んだ。</p> <p>○「総合案内」の改訂 組織の紹介や情報公開等を行う「総合案内」カテゴリーに掲載された情報を利用者の視点に整理・分類を行ったうえで、使いやすい導線のもとに配置しなおすことで、情報取得の効率性向上を図った。(平成25年12月)</p> <p>○ウェブサイト分析・評価の実施(外部委託) 今後のホームページの改善に役立てるため、現行サイトの問題点等を明らかにすることを目的として、コンサルティング業者によるウェブサイト分析・評価を実施した。</p> <p>○アクセシビリティの向上 障害のある利用者等の需要に配慮し、アクセシビリティの向上に努めた。</p> <p>(1)ページ作成・更新におけるチェック ページ公開前に入念にチェックし必要な修正を行った。</p> <p>(2)外部からの評価 「A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査 中央省庁・独法・特別民間法人編」(アライドブレインズ、平成25年5月～6月実施)において、アクセシビリティについてA～Eの5段階評価でA評価を受けた。 (調査対象となった独立行政法人101法人中A評価を受けたのは21法人。)</p> <p>○奨学金貸与・返還シミュレーション</p>	<p>ホームページ等電子媒体を活用した情報提供の状況 【評定4】 アクセシビリティ及び分かりやすさ・使いやすさに配慮し、ホームページ利用者の利便性を向上させるための取り組みを行ったことは評価できる。 また、携帯電話によるウェブサイト利用者への情報提供およびメールマガジンによる奨学金事業に関する情報提供を継続的に実施したことも評価できる。</p>

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」をホームページ上で引き続き運用し、「ファイナンシャルプラン」をあらかじめ設計できるようにした。

○メールマガジン

メールマガジンを学校の教職員を中心とする読者へ月2回(毎月15日・30日)、合計24回発信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。

○モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジン

奨学金事業についてのモバイルサイトの運営とともに、奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回(毎月5日)発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

●定量的指標

(ホームページの年間アクセス件数)

- A 2,600万件以上
- B 1,820万件以上2,600万件未満
- C 1,820万件未満

○年間アクセス件数

(単位:件)

平成24年度	平成25年度	前年度比
59,056,440	63,225,950	7.1%増

ホームページの年間アクセス件数

【評定5】

アクセス件数が目標を上回ると共に、前年度以上の数値を確保したことは評価できる。

年間アクセス件数の増加は、機構の事業への理解を深め、利用者の適切な情報利用に資するため、評価できる。

<p>③幅広く国民や関係者の声を聴取するために、広聴モニターを活用するとともに、平成24年度に実施した機構及び機構の事業についての広聴の結果を公表しているか。</p>	<p>○広聴の実施</p> <p>平成24年度に実施した広聴「日本学生支援機構の認知度調査」の結果を、ホームページに公開するとともに、親世代への広報活動、国内奨学金以外の事業の広報活動、学生等の視点に立ったわかりやすい内容への改善という、調査結果から明らかとなった課題について検討を行った(平成25年11月)。</p> <p>[評定3再掲]</p> <p>[参考]平成24年度認知度調査(概要)</p> <p>①趣旨及び目的:今後の広報活動に生かすため、JASSOの事業の認知度・評価等について調査。</p> <p>②調査対象:全国の16才から59才の男女</p> <p>③調査方法:インターネットモニター調査により、性別および世代別(16才から18才、19才から22才、23才から39才、40才から59才の4区分)に、それぞれ225名ずつのモニターを確保する方法で実施。</p> <p>④調査時期:2012年11月5日から11月12日</p> <p>⑤有効回答数:1,800名=225名×2区分(性別)×4区分(世代)</p> <p>○日本学生支援機構への意見を投稿するための窓口をホームページ上で運用し、投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する運営会議で報告し、関係部署に情報共有を図り、業務改善の参考とした。</p>	<p>広聴活動の実施状況</p> <p>【評定6】</p> <p>広聴については、ホームページに調査結果を公表し、また寄せられた意見等を関係する部署と情報共有して、業務改善の参考としたことは評価できる。</p>
---	---	--

【(小項目)1-1-3】	(3)学生支援に関する調査及び研究の実施	【評定③】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査及び研究に取り組んでいるか。	i) 学生生活調査 学生生活の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成25年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、公表資料に有識者による分析資料を追加するとともに、調査方法の変更及び改善を以下のとおり行い、機構のホームページ等で調査を公表した(平成26年2月)。 【変更及び改善点】 ①新規調査項目として「学校の学生支援体制への満足度」「学生の不安や悩み」を追加した。 ②被調査学生の無作為抽出の確実な実施を図るため、大学(昼間部)については、1校あたり最低10件の調査数確保のため、在籍学生数を考慮して調査を依頼した。また、学校での被調査学生の抽出方式は、「くじ」による方式をやめ、学籍簿等の順番に基づく抽出方式に統一した。 ③個人情報保護の観点から、調査票を専用の提出用封筒に入れて提出することとした。	調査研究の実施状況 【評定③】 i) 学生生活調査は、定期的・長期的に実施されており、我が国における学生の経済的状況や生活状況の変遷を理解し、将来の教育政策策定や実施改善のための重要な調査であるため、これを実施したことは評価できる。 また、有識者による分析を加えたこと、調査項目を新規で2項目追加したこと、調査方法の改善をし、最新の調査結果を公表したことは、効果的な貸与制度の維持に有効であり、評価できる。			

	<p>ii) 奨学事業実態調査等</p> <p>奨学事業実態調査は、奨学事業の発展に資するため、学校、地方自治体、団体等の行う奨学事業の事業内容等を把握するため、平成23年度以降3年ごとに実施することとしており、平成25年度は引き続きホームページに調査結果を公表した。なお、今回は平成26年度に調査を実施する予定である。</p> <p>各大学の奨学金制度については、平成23年度からホームページに掲載している調査結果を最新情報に更新した。(平成26年1月)</p> <p>また、地方公共団体・奨学金事業団体の奨学金制度の情報については、各団体等から更新の依頼があった場合に、随時、ホームページの当該情報を更新した。</p> <p>iii) 外国人留学生在籍状況調査</p> <p>外国人留学生の在籍状況(5月1日現在)を把握するため、毎年実施しており、平成25年8月に調査を依頼し、平成26年3月に調査結果のプレスリリースを行うとともに、機構のホームページ上で公表した。</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた対応</p> <p>平成25年度は、新たに調査分析室を設置し、以下について実施した。</p> <p>①各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行うため、調査分析室定例会議を開催した(年間5回)。</p> <p>②より柔軟な「所得連動返還型奨学金」の導入に向け、英国の奨学金制度の状況について訪問調査を実施した(平成26年3月)。</p> <p>③過去に実施した調査データの散逸防止のため、適切な保管に向けた整理を行った。</p>	<p>ii) 各大学の奨学金制度の調査結果について、最新情報を提供したことは評価できる。</p> <p>iii) 外国人留学生在籍状況調査については、着実に実施及び公表しており評価できる。</p> <p>調査分析機能の充実に向け、調査分析室を設置し、定例会議を通じて各部の調査分析に係る情報の共有及び横断的な課題を検討する体制を整備したことは評価できる。また、英国の調査を着実に実施するとともに、調査データの散逸防止のための整理を行ったので、評価できる。</p>
--	---	---

【(中項目)1-2】	2 奨学金貸与事業			
【(小項目)1-2-1】	(1) 奨学金貸与の的確な実施			奨学金貸与の的確な実施 【評定④】 A
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】				
<p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズを踏まえ、真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行う。</p> <p>①適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。</p>				
評価基準	実績		分析・評価	
<p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生等が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学校の奨学金事務担当者向けのホームページの充実及び初任者向けの研修など研修会の開催等により学校との連携強化を踏まえ、学生ニーズに適切に対応した奨学金貸与事業を行っているか。また、高等学校との連携強化に取り組んでいるか。</p>	<p>○家計基準の見直し</p> <p>平成26年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行った。(平成27年度入学の予約採用者から適用予定)</p> <p>[見直し内容]</p> <p>(1)主たる家計支持者にかかる給与所得者の給与所得控除額を引き下げ(控除の上限額を54万円引き下げ)</p> <p>(2)無利子奨学金において、子供が2人を超える世帯について、申込者本人の就学者控除額を引き上げ(有利子奨学金と同様、子供が2人を超えた人数につき、本人の就学者控除額を加算)</p> <p>○学校の奨学金事務担当者向けのホームページの充実及び研修会の開催等について</p> <p>(1)学校の奨学金事務担当向けホームページの充実</p> <p>学校担当者が奨学生に対し、奨学金に係る手続等を適切に指導で</p>		<p>学生ニーズ等を踏まえた奨学金貸与事業の実施状況</p> <p>【評定7】</p> <p>奨学生の生活実態や家計実態に応じてきめ細かな家計基準の見直しを行い、真に支援を必要としている者に貸与できるよう、家計支持者にかかる給与所得控除額の引き下げなど家計基準の見直しを行っており、評価できる。</p> <p>学生ニーズに適切に対応した奨学金貸与事業を行うため、学校との連携強化を図り、学校の奨学金担当者向けのホームページの充実や研修会の開催数増、特別の受電体制をとるなどの工夫をしているため評価できる。</p>	

きるよう、以下の事項を奨学金事務担当者向けホームページに掲載し、ホームページの充実を図った。

- ①第二種奨学金の利率・利息についての分かりやすい解説資料(平成25年6月)
- ②「適格認定デモサイト」(※)を掲載するとともにその利用の注意事項を掲載(平成25年12月)
- ③「スカラネット・パーソナルを利用した繰上返還の申込について」(平成26年1月)

(※)「適格認定デモサイト」では、奨学生が行う奨学金継続願の届出や学校が処理する適格認定報告の画面遷移を確認することができる。

(2) 研修会の開催

① 学校事務担当者(新任者)研修会の実施

各学校において平成25年4月以降新たに奨学金事務担当となった者を主な対象とし、全国4地区で開催した。

本研修会においては、各種事務処理等に係る説明を行うとともに、奨学生としての自覚の強化や返還意識の涵養を図ることについて依頼した。

(単位:校、人)

開催地	日程	出席校数	出席人数
福岡	8月2日	156	171
東京	8月7日	230	255
	8月8日	206	230
名古屋	8月23日	123	135
京都	8月29日	111	122
	8月30日	145	156
計		971	1,069

② 学校事務担当者(新任者)採用業務研修会の実施

各学校において、平成25年4月以降新たに奨学金事務担当となった者及び平成26年4月以降に奨学金事務を担当する予定の者を主な対象とし、学校担当者の利便性を考慮し、平成24年度の3回から回数を増やし、4回開催した。

本研修会においては、採用業務において留意すべき事項や選考ソフ

また、高等学校教職員が奨学金希望者へ円滑な指導を行えるよう、高等学校教職員向けの月刊誌に奨学金制度を紹介する記事を連載することにより、高等学校との連携強化に取り組んだため評価できる。

大学の事務担当者は毎年変わる可能性があり、広報・研修活動の継続的实施は極めて意義があるため評価できる。

トの取扱い等を中心に説明するとともに、採用業務と密接に関わる異動・補導業務や返還誓約書の徴取・点検等についても説明した。

(単位:校、人)

開催地	日程	出席校数	出席人数
大阪	3月12日	234	253
東京(青海)	3月17日	183	194
	3月18日	118	130
東京(駿河台)	3月27日	97	113
計		632	690

(3) 推薦・採用業務繁忙期に特設電話の設置を含む特別の受電体制をとった。

(特設電話設置期間:平成25年4月1日～7月31日)

(4) 高等学校教職員に対して奨学金制度の周知を図ることにより、教職員が奨学金希望者へ円滑に指導できるよう、高等学校教職員向けの月刊誌へ記事を連載した。(平成25年4月号から毎月)

○東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、定期採用において「第一種奨学生(震災復興枠)」を設け、学校に推薦基準を満たす該当者全員を推薦するよう依頼し、推薦された全員を採用した。また、平成25年度予約採用候補者のうち東日本大震災の被災世帯の学生等については「第一種奨学生(震災復興枠)」として採用した。

平成25年度震災復興枠採用数

3,451件 (定期採用493件、予約採用2,958件)

○所得連動返還型無利子奨学金制度の運用状況

家計状況が厳しい世帯(年収300万円以下)の学生等が安心して教育を受けられるよう、平成24年度に引き続き、選考において条件を満たした被推薦者を確実に採用した。

①平成24年度に導入した「所得連動返還型の無利子奨学金」制度について、適切に運用しているか。

東日本大震災の影響が長期化する中で、被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、継続的な支援を可能にする対応を行ったことは評価できる。

家計状況が厳しい世帯を重点的に修学の援助を行ったことは評価できる。

経済的支援を必要とする家計状況が厳しい世帯の学生に対して、確実に採用したことは、貸与制度の本来の趣旨に従ったものであり、評価できる。

〈平成25年度第一種(所得連動)採用者数〉

(単位:人)

第一種採用者	うち所得連動	所得連動の割合
126,741	46,595	36.8%

(注)第一種基準適格者のうち、所得連動の適用対象者については全員を採用した。

②適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、必要最小限の貸与月額を選択するよう指導する仕組みを活用した奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行っているか。また、適格認定に係る調査を引き続き実施しているか。

○適格認定による奨学生処置状況

(単位:件)

区 分	平成24年度実績	平成25年度実績
	(929,520件中)	(943,809 件中)
奨学金廃止 (学業成績不振者等)	9,726 (1.0%)	12,677 (1.3%)
奨学金停止 (学業成績不振者等)	11,988 (1.3%)	11,044 (1.2%)
警告 (学修評価が著しく劣る者等)	12,368 (1.3%)	13,624 (1.4%)
激励 (学修評価が劣る者)	34,930 (3.8%)	34,645 (3.7%)
合 計	69,012 (7.4%)	71,990 (7.6%)

○適格認定基準の周知

(1)学校における「適格基準の細目」の適用状況及び学校指導の実態等を確認するため、平成24年度適格認定による「警告」及び「激励」認定者について、以下の調査を実施した。(平成25年6月)

①平成24年度適格認定「警告」認定実態調査(全件調査)

対象者:全ての「警告」認定者(12,368件)

確認事項:

- ア 「廃止」相当者の有無
- イ 「適格基準の細目」の適用状況
- ウ 修得単位数等

②平成24年度適格認定「激励」認定実態調査(全校調査)

対象者:「激励」認定者のいる全ての学校(1,349校、34,930件)

適格認定の実施状況

【評定8】

大学等に対して適格認定基準の周知を図り、「警告」及び「激励」認定の実態調査を行い、調査結果を踏まえて制度及び運用の改善に努めたことは、真に支援を必要とする者に貸与を行う観点に合致しており、また、教育的効果の向上が期待できるため評価できる。

人からお金を借りたらそのお金は返すべき義務があり、また返すことができるお金だけを借りるという、当然の社会的ルールの認知が必要であることから、適格認定の実施は評価できる。

貸与の目的は、支援を行って学業に励む者を支援することにあるので、学業成績不振者等に対し奨学金を廃止、停止し、学修評価が著しく劣る者等に対して警告、学修評価が劣る者に対して激励を行うことは評価できる。

確認事項:

ア 「廃止」相当者の有無

イ 「激励」処置者に対する指導方法等

③平成24年度適格認定「激励」認定実態調査(抽出調査)

対象者: 無作為に抽出した「激励」認定者(1,722件)

確認事項:

ア 「警告」相当者の有無

イ 修得単位数等

(2)平成23年度及び平成24年度適格認定処置者に対して実施した実態調査の結果を踏まえ、適格認定がより適正に実施され、実効性を持つものとして機能するよう、「適格基準の細目」の内容を明確にするとともに、処置後の指導方法について充実を図った。(平成25年12月)

(3)適格認定の実施方法等については、大学等に詳細な通知文を送付するとともに、「適格基準の細目」の明確化及び処置後の指導方法の充実に係る留意点等について、奨学金事務担当者用ホームページを通じて周知を図った。(平成25年12月)

(4)適格認定の重要性については、奨学業務連絡協議会(平成26年2月)や学校の奨学金事務の新任者を対象に実施した新任者研修会(平成25年8月、平成26年3月)等で重ねて周知を図った。

(5)「奨学金継続願」提出を踏まえた適格認定実施時の業務繁忙期に特設電話を設置し、学校からの照会に対するスムーズな対応に努めた。(特設電話設置期間:平成25年12月16日～平成26年4月23日)

○奨学生への修学上の指導の徹底

(1)平成24年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、学校担当者用ホームページに公表した。(平成26年1月)

(2)必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、抽出した学校(40校)に「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め、個別の助言を行う(平成26年3月)とともに、「指導」実施において学校が誤りやすい点や注意点等について取りまとめ、全学校に通知した。(平成26年4月)

【(小項目)1-2-2】

(2)返還金の回収強化

返還金の回収状況
【評定⑤】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にするを旨とし、以下の返還金の回収促進策を推進する。

また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。

なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

①学校との連携強化

- ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。
- イ. 大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。
- ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹底を図る。
- エ. 大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。

②返還金回収の促進

- ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。
- イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。
- ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。
- エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。
- オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。
- カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。
- キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。

H21	H22	H23	H24
B	B	B	A

③大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

④機関保証制度の運用

ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。

イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。

⑤高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。

評価基準	実績	分析・評価																												
<p>総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を82%以上にすることを目指しているか。新規返還者の回収率については95%を上回るよう努めつつ、以下の返還金の回収促進策を推進しているか。</p> <p>●定量的指標(総回収率)</p> <p>A 82.0%以上</p> <p>B 81.7%以上82.0%未満</p> <p>C 81.7%未満</p>	<p>○総回収率</p> <p>総回収率は82.8%となり目標の82.0%を上回るとともに第2期中期目標・計画も達成した。新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努めた。この結果、当年度分の回収率は96.0%となった。</p> <table border="1" data-bbox="745 389 1431 517"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総回収率</th> <th>当年度分</th> <th>延滞分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>82.1%</td> <td>95.6%</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>82.8%</td> <td>96.0%</td> <td>14.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考〉全体の回収率</p> <table border="1" data-bbox="685 600 1480 767"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>515,533百万円</td> <td>557,768百万円</td> <td>42,235百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>423,033百万円</td> <td>462,102百万円</td> <td>39,069百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>82.1%</td> <td>82.8%</td> <td>0.7ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>■「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)</p> <p>「(回収業務について)抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図る。」</p> <p>■「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(奨学金の返還促進に関する有識者会議(平成20年6月10日))</p> <p>回収方策の見直し等の検討を進め、ここで取りまとめた報告書を踏まえ諸施策を実施。</p>	区分	総回収率	当年度分	延滞分	平成24年度	82.1%	95.6%	13.8%	平成25年度	82.8%	96.0%	14.0%	区分	平成24年度	平成25年度	前年度比	要回収額	515,533百万円	557,768百万円	42,235百万円増	回収額	423,033百万円	462,102百万円	39,069百万円増	回収率	82.1%	82.8%	0.7ポイント増	<p>総回収率</p> <p>【評定9】</p> <p>回収施策を的確に実施するなど回収に尽力した結果、総回収率が年度計画目標値である82.0%を上回るとともに、第2期中期目標・計画も達成したため評価できる。</p> <p>総回収率の目標値達成は機構あげての努力の成果であり、奨学金貸与事業の健全性を確保する上で評価できる。</p> <p>なお、回収が目標を上回った原因を調査し、今後の参考にすることが望ましい。</p>
区分	総回収率	当年度分	延滞分																											
平成24年度	82.1%	95.6%	13.8%																											
平成25年度	82.8%	96.0%	14.0%																											
区分	平成24年度	平成25年度	前年度比																											
要回収額	515,533百万円	557,768百万円	42,235百万円増																											
回収額	423,033百万円	462,102百万円	39,069百万円増																											
回収率	82.1%	82.8%	0.7ポイント増																											

〈参考〉繰上返還額を考慮した場合の回収率

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下の通りである。

区分	平成24年度	平成25年度
繰上額	733億円	814億円
回収率	84.3%	85.0%

〈参考〉割賦の区分別回収実績

(単位:千円、%)

割賦の区分 (期首)	要回収額	回収額	回収率	
			25年度	(参考) 24年度
8年以上延滞	19,587,593	1,375,163	7.0	7.0
1年以上8年未満	52,438,295	5,799,315	11.1	10.8
7年以上8年未満	3,840,135	363,744	9.5	9.1
6年以上7年未満	4,608,980	421,683	9.1	9.2
5年以上6年未満	5,804,720	580,026	10.0	9.7
4年以上5年未満	6,961,410	690,423	9.9	10.0
3年以上4年未満	8,844,953	996,565	11.3	11.0
2年以上3年未満	10,269,073	1,201,072	11.7	11.3
1年以上2年未満	12,109,024	1,545,803	12.8	12.1
1年未満	17,353,782	5,294,085	30.5	29.4
3月以上1年未満	11,060,388	2,130,825	19.3	18.8
3月未満	6,293,394	3,163,260	50.3	48.7
延滞計	89,379,670	12,468,564	14.0	13.8
当年度	468,388,428	449,633,021	96.0	95.6
総計	557,768,099	462,101,584	82.8	82.1

(注)総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

● 定量的指標（新規返還者に係る回収率）

- A 95.0%以上
- B 94.4%以上95.0%未満
- C 94.4%未満

○ 新規返還者の回収率

区分	平成24年度	平成25年度	前年度比
要回収額	21,521百万円	22,836百万円	1,315百万円増
回収額	20,831百万円	22,150百万円	1,319百万円増
回収率	96.8%	97.0%	0.2ポイント増

新規返還者に係る回収率

【評定10】

新規返還者の回収率は、年度計画目標値である95.0%を上回る97.0%となり、目標を達成したことは、奨学金貸与事業の健全性確保の観点から評価できる。

外部有識者等で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果等を検証しているか。

また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図っているか。

○ 平成21年度から平成24年度まで、外部有識者及び金融機関関係者等より構成される「返還促進策等検証委員会」において、返還促進策等の効果等の妥当性の検証・審議を行ってきた。

他方、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」（平成24年9月12日、文部科学省）において、「債権管理・回収等の業務については第三者機関である債権回収検証委員会（仮称）を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」旨が指摘されたことから、「返還促進策等検証委員会」を発展的に解消し、奨学金事業の健全性を確保するため、債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的として、新たに「債権管理・回収等検証委員会」を設置（平成25年3月）、平成25年度に4回開催した。

本委員会では、債権管理の適切性や回収促進策の効果等の妥当性について、外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を踏まえて審議を行い、報告書を取りまとめた。また、平成24年度までの返還促進策等検証委員会の報告等を踏まえ、「返還シミュレーションの利用等が奨学生への返還意識等に与える影響調査」を実施した。

○ 平成25年度債権管理・回収等検証委員会報告書（概要）

今後の返還促進策を考える上で、第二期中期計画における取組を継続していくことは重要である。

回収状況の把握・分析等の実施状況

【評定11】

外部有識者で構成する検証委員会における審議に基づいて報告書を取りまとめ、その中で返還促進方策の効果等を検証したことは評価できる。

更に返還促進を図るためには①口座振替(リレー口座)の全員加入を目指す、②円滑に返還が継続できるよう減額返還制度の利用を促進する、③累積した延滞の解消に努める、といったことに加え、④昨年度の返還促進策等検証委員会の提言を含む貸与前、採用、貸与中における奨学生等への情報提供や指導の充実に取り組む必要があると考えられる。その際には、以下のような点に配慮することが必要ではないか。

1. 減額返還制度利用促進の強化

- ・返還期限猶予制度利用者が少しでも円滑に返還を再開できるように、約定額の半分の金額であれば返還が可能だと考えられる者に対しては、減額返還制度の利用を促すこと。更に将来的には、所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還月額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」を導入することが望ましい。

2. 一度も返還せず連絡もしない者の分析

- ・支払督促申立予告前の回収委託中に返還期限猶予制度の周知や強い督促を実施することで早期の返還期限猶予申請を促し、延滞解消が可能と考えられる。このため、法的処理となる前の回収委託の段階において、返還期限猶予制度の周知や督促の強化を組み合わせた試行的な取組を実施してはどうか。具体的には①これまで、回収委託中は返還者からの希望に応じ返還期限猶予願を送付していたが、新たな取組として応答がない者に対しては希望がなくとも返還期限猶予願を送付し、電話による返還指導の際に、返還期限猶予願の送付を踏まえた指導を行うこと、②支払督促申立予告前の段階で、これまでより強い内容の督促文書を書留等の封書で送付すること、等が考えられる。更に、延滞解消となった者で、当初約定の割賦金での返還が困難な者には、減額返還制度の活用を促すべき。

3. 奨学金の貸与を希望する者の理解の増進、進路指導の充実

- ・奨学金の貸与を受け大学等へ進学を希望する者と保護者等に対しては、お金を借りることの意味、適切な貸与金額の選択、保証制度(人的保証・機関保証)の選択といった奨学金制度に関する基本的な知識とこれに基づく判断が必要であり、情報提供の強化が望まれる。(例:高校生やその保護者を対象として、奨学金の申込から返還までを説明する映像資料「奨学金申込DVD」の作成及び配信。)
- ・都道府県教育委員会が主催する説明会等に機構職員を派遣することによ

り、高等学校の教職員の奨学金制度に対する理解を深め、奨学金を利用して進学する場合の進路相談に役立てることが期待される。

4. 返還状況に応じた学校への指導

・特に返還状況の悪い学校に対しては、機構が当該学校に直接的な指導を行うこと、反対に返還状況のよい学校の取組を機構が聴取し他の学校へ情報提供するといった取組が考えられる。

5. 学校との情報の共有等

・返還状況の違い(採用種別、学種、貸与終了事由、専攻分野等)等を学校と共有することで、各学校において取組のポイントが理解され、延滞防止の指導が改善されることが期待できる。
・機構に協力して頂ける学校においては、学校から、在学中の返還指導の延長となる内容の文書を卒業生(新規返還者)等に送付すること。

6. 返還シミュレーションの活用

・平成25年度に返還促進策等検証委員会が提言した返還シミュレーション活用方法について、学校に対して広く紹介するとともに、その効果に関する確認結果を返還意識の涵養につなげることを期待したい。

7. 奨学業務連絡協議会への全学校の出席

・機構では、毎年2月に奨学金業務実施上の留意点(改正点や取扱の変更点等)について、全学校を対象に「奨学業務連絡協議会」を全国7地区で開催している。機構では前年度の本協議会に出席しなかった学校等に出席を求める通知を发出しているが、それでもこの協議会に出席しない学校も多く見られるとのことである。本委員会としては、全体としての出席状況の良い大学、短期大学において、担当者が奨学業務連絡協議会に出席している学校に通う返還者の方が、出席していない学校に通う返還者より延滞率が低いという傾向が見られる等、本協議会が学校担当者の理解向上や学校を通じた奨学生の返還意識の涵養等のために非常に有効と考えており全学校に出席を促したい。他方で、専修学校については、出席率が低く(約50%)、かつ、出席状況による延滞率の差も見られないことから、その要因の分析と改善策についての検討が必要である。

8. 推薦枠への反映等

- ・機構は、卒業生の延滞率を各学校への推薦枠の決定に反映させている。第二種奨学金の推薦枠の配分割合について、これまで延滞率の比重は20%であったが、平成26年度から第一種奨学金と同じ30%に引き上げることになっている。第二種奨学金が第一種奨学金に較べて延滞状況が悪いことを踏まえれば妥当な措置である。
- ・延滞率を低減する努力をし、その効果が評価できる学校等に対しては、機構から何らかの配慮をすることも検討した方がよいと考える。

○債権管理・回収の適切性について

本委員会は、同報告書に掲げるところの設置の趣旨を踏まえ、特に債権管理・回収の適切性について、今年度は、設置初年度として、改めて機構の奨学金債権の現状についての説明を受けた結果、その管理体制及び回収状況は適切であると、結論づけをすることができた。

〈参考〉平成25年度債権管理・回収等検証委員会審議経過

- ・第1回 平成25年7月31日
- ・第2回 平成26年1月27日
- ・第3回 平成26年2月18日
- ・第4回 平成26年3月12日

①学校との連携強化

ア. 平成22年度採用者から提出時期を採用時とした返還誓約書について、引き続きその提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図っているか。

○返還誓約書の確実な徴取のための取組

平成24年度に引き続き、返還誓約書を確実に徴取するために、採用後6月経過しても返還誓約書未提出である者の奨学金の振込を、一括保留する措置を講じた。

外部委託により実施する返還誓約書の受付・点検等の業務については、仕様書を変更して審査期間を2ヶ月から1ヶ月に短縮するなど、その効率性をより高めた。

○返還意識の徹底のための取組

(1)一般社団法人国立大学協会(平成25年11月)、一般社団法人公立大学協会(平成25年5月)、一般社団法人日本私立大学連盟(平成26年3月)及び日本私立大学協会(平成26年3月)、全国学校法人立専門学校協会(平成25年6月)のそれぞれの総会に機構理事長又は奨学事業本部長が出席し、奨学事業の現状を説明した。

また、各大学の卒業生の回収率等の情報を提供するとともに、学籍管理の徹底、適格認定の適切な実施、返還に関する学生への指導の充実等に関する協力を要請した。

毎年度実施している一般社団法人日本私立大学連盟(平成25年7月、12月)及び日本私立大学協会(平成26年3月)との意見交換会を引き続き実施した。

(2)平成24年度に引き続き、在学猶予制度の周知を強化するため、各学校宛に「在学猶予データのダウンロードについて」(平成25年8月)及び「在学届けの提出について」(平成26年3月)を送付した。

平成25年度は新たに、奨学金の貸与を受けた学校と現在在籍している学校が異なる在学猶予中の者について、在籍学校担当者が把握できるようデータの提供を開始し、当該学生に対する返還指導に役立てるよう依頼した。(平成26年1月)

(3)各学長・校長宛に機構理事長から「奨学金の貸与等の実績について(報告)」を通知し、学籍管理や返還指導の徹底を依頼した。(平成26年1月)

○その他学校との連携強化のための取組

学校事務担当者(初任者)採用業務研修の実施

各学校において、平成25年4月以降新たに奨学金事務担当となった者及び平成26年4月以降に奨学金事務を担当する予定の者を主な対象とし、学校担当者の利便性を考慮し、平成24年度の3回から回数を増やし、4回開催し

学校との連携の実施状況

【評定12】

返還誓約書の提出を確実にし、奨学生の返還意識の徹底を図るため、採用後6月経過しても返還誓約書未提出である者の奨学金の振込を、一括保留する措置を講じるなどの工夫をしており、評価できる。

奨学金の回収率を向上させることに留まらず、学校との連携により奨学金の意義を浸透させるという点からも評価できる。

返還金の回収率向上は、機構自身の努力だけでは困難で、大学等の協力が欠かせないことから、提出時期を早期化した返還誓約書の確実な徴取及び奨学金貸与業務の的確な実施に向け、学校との連携強化を図ったことは評価できる。

大学等に対する説明会の実施等により積極的に情報提供の充実を図り、協力を要請したことは評価できる。

国立大学協会、日本私立大学連盟等の総会に機構理事長又は奨学事業本部長が出席して協力要請を行ったことや、奨学金実務を担う学校職員に対する研修会を実施したことは、学校との連携を強化し、回収率向上を図る取組みとして評価できる。

また、在学猶予手続きの周知徹底を依頼するとともに、奨学金の貸与を受けた学校と現在在籍している学校が異なる在学猶予中の者について、在籍学校担当者が把握できるようデータの提供を開始し、当該学生に対する返還指導に役立てるよう依頼したことは評価できる。

た。

本研修会においては、採用業務において留意すべき事項や選考ソフトの取扱い等を中心に説明するとともに、採用業務と密接に関わる異動・補導業務や返還誓約書の徴取・点検等についても説明した。

〔評定7再掲〕

(単位:校、人)

開催地	日程	出席校数	出席人数
大阪	3月12日	234	253
東京(青海)	3月17日	183	194
	3月18日	118	130
東京(駿河台)	3月27日	97	113
計		632	690

イ. 大学等の教職員に対して、奨学金の返還の重要性や返還金回収方策を理解してもらうため、メールマガジン等の活用や奨学業務連絡協議会、初任者研修会等の場において返還金回収方策についての広報・周知を図り、一層の協力を要請しているか。

○返還金回収方策の広報・周知

学校担当者用ホームページに返還説明会、奨学業務連絡協議会、新任者研修会、採用業務研修会等の各資料や卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。

また、各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続き方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した(平成25年7月)。

なお、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」については、過去5年以内の自校の貸与終了者に係る平成24年度末時点における延滞率・延滞者数等を参考として提示した。

○奨学業務連絡協議会の実施状況

平成26年2月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、平成26年度の奨学事務に関する方針、予算、採用計画及び制度、事務処理の変更点、改正事項に加え、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明した。

また、平成23年度、24年度の奨学業務連絡協議会に2年連続して欠席している学校(904件)に対し、出席を促すため、「平成25年度奨学業務連絡協議会

学校担当者用ホームページや事務連絡用メールを活用して返還について周知を図ったことは評価できる。

また、大学等に対する説明会の実施等により積極的に情報提供の充実を図り、協力を要請したことは評価できる。

奨学業務連絡協議会については、平成23年度、24年度の業務連絡協議会に2年連続して欠席している学校に対し依頼文で参加を促したことにより出席率が向上したことは評価できる。

への参加について(依頼)」の依頼文を送付し、出席率を向上させた。

(単位:校、%)

学校所在地	平成25年度			平成24年度
	対象校	出席校	出席率	出席率
北海道	210	140	66.7	64.7
東北	260	180	69.2	67.3
関東・甲信越	1,326	800	60.3	63.1
東海・北陸	545	353	64.8	58.7
近畿	616	446	72.4	69.8
中国・四国	383	225	58.7	56.5
九州・沖縄	495	316	63.8	59.1
合計	3,835	2,460	64.1	62.8

〈参考〉専修学校以外

(単位:校、%)

学校所在地	平成25年度			平成24年度
	対象校	出席校	出席率	出席率
北海道	58	51	87.9	83.9
東北	83	75	90.4	86.6
関東・甲信越	420	362	86.2	86.5
東海・北陸	164	147	89.6	84.8
近畿	220	201	91.4	89.2
中国・四国	116	102	87.9	94.0
九州・沖縄	130	110	84.6	89.2
合計	1,191	1,048	88.0	87.7

(注)学校所在地の地区別に集計し、同一校の複数の担当者が出席している場合は、一校としてカウントしている。

○学校事務担当者(初任者)研修会

各学校において平成25年4月以降新たに奨学金事務担当となった者を主な対象とし、全国4地区で開催した。

本研修会においては、各種事務処理等に係る説明を行うとともに、奨学生としての自覚の強化や返還意識の涵養を図ることについて依頼した。

〔評定7再掲〕

奨学生としての自覚や返還義務を学生時代から認識させるためには、奨学生と直接接する学校の職員の協力が不可欠であるため、特に新任者向けの研修会を開催し、学校との連携を強化したことは評価できる。

(単位:校、人)

開催地	日程	出席校数	出席人数
福岡	8月2日	156	171
東京	8月7日	230	255
	8月8日	206	230
名古屋	8月23日	123	135
京都	8月29日	111	122
	8月30日	145	156
計		971	1,069

〈参考〉平成24年度

(単位:校、人)

開催地	日程	出席校数	出席人数
仙台	8月22日	68	83
東京	8月10日	215	238
	8月20日	211	235
大阪	8月27日	180	191
	8月28日	139	153
福岡	8月2日	118	139
計		931	1,039

ウ. 大学等の返還説明会においては、説明者用マニュアルを活用し、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底を図っているか。また、機構職員の派遣については、適切な対象校を選定するための基準等に基づき実施しているか。

○返還説明会用マニュアル等の充実

返還説明会において、返還説明会用マニュアル及び「返還を始める皆さんへ」(DVD)を活用するよう各学校に依頼し(平成25年9月)、奨学生に対する返還中の手続きや返還の重要性の周知を図った。

なお、当該DVDは、返還開始予定者等が閲覧できるよう機構ホームページに引き続き掲載した。

○返還説明会への機構職員の派遣

返還説明会への機構職員の派遣に当たっては、満期予定者数・延滞率・延滞件数・返還誓約書未提出件数を指標として派遣先を選定しており、平成25年度は、延滞率について平成24年度よりも厳格な数値基準を設定した。

(延滞率の基準 : 平成24年度 11.0% → 平成25年度 8.5%)

説明会用に作成したDVDを活用し、返還に関する指導の徹底を図ったことは評価できる。

また、返還説明会への機構職員の派遣に当たって、派遣先の選定条件についてより実態に即した抽出となるよう工夫したほか、延滞率について平成24年度よりも厳格な数値基準を設定し、派遣先を選定したことは評価できる。

エ. 学校別内示数においては、延滞率の比重を高めた算定方法により適正な配分を行うとともに、延滞率の改善が進まない学校名の公表については、引き続き実施の内容等について文部科学省と協議の上、検討を行っているか。

平成24年度	平成25年度	前年度比
297校(延べ371人)	298校(延べ369人)	1校増

※同一の学校法人が運営する学校のうち26校については返還説明会を合同で行ったため、延べ派遣校数は324校であった。

○平成25年度の学校別内示数については、平成24年度に引き続き、大学等第一種奨学金及び第二種奨学金において延滞率の比重を高めた積算方法(第一種30%、第二種20%)により各学校へ配分した。

なお、平成26年度から、延滞率に基づく算定方法の実効性を高めるため、大学等第二種奨学金における延滞率の比重を、第一種奨学金と同じ30%に高めることとしている。

○延滞率の改善が進まない学校名の公表について

公表のあり方等について文部科学省等と調整を引き続き行った結果、次期中期目標期間において、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行うこととなった。

また、各学校長宛に、貸与実績、延滞状況を「奨学金の貸与等の実績について」(平成26年1月24日付)により報告したが、更に、「奨学金の貸与等の実績について」の取扱について」(平成26年3月31日付)を各学校奨学金事務担当課長宛に送付し、上記報告を確実に学校長等の責任者に届けるよう依頼し、学校から奨学生に対し、返還意識の涵養を指導するよう促した。

学校名の公表実施にあたっては、「延滞率の改善が進まない学校」のみを公表するのではなく、各大学等と連携した返還支援の取り組みの強化施策の成果及び結果とともに、全ての大学等を対象に公表することとしている。なお、具体的な公表の情報については検討中である。

学校別内示数の算定においては、延滞率の比重を高めた算定方法により適切な配分を行ったため評価できる。

学校名の公表については、メリット・デメリットがあり、慎重な検討が望まれる。

②返還金回収の促進

ア. 平成26年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上としているか。

●定量的指標（新規返還開始者のリレー口座加入率）

- A 95.0%以上
- B 94.4%以上95.0%未満
- C 94.4%未満

●定量的指標（全体のリレー口座加入率）

- A 80.0%以上
- B 79.0%以上80.0%未満
- C 79.0%未満

イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約5ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託しているか。

○新規返還開始者に係るリレー口座加入率

平成26年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とした。新規返還者に係るリレー口座加入率は次のとおりであった。

区分	平成24年度	平成25年度
総合	99.8%	99.7%
無利子	99.9%	99.8%
有利子	99.8%	99.7%

平成26年3月満期者については、平成26年1月、2月に口座未加入者リストを作成し、学校に対して口座未加入者への個別指導を依頼し、リレー口座加入の徹底に努めた。

○返還者全体に係るリレー口座加入率

全体のリレー口座加入率は次のとおりであった。

区分	平成24年度	平成25年度
総合	96.5%	96.9%
無利子	95.6%	96.2%
有利子	97.2%	97.4%

○初期延滞債権に対する回収委託について

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞者のうち振替不能4回目（延滞3ヶ月以上）となった初期延滞者に係る回収業務について、サービサーに委託した。
また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、外部委託による回収委託を継続して実施した。（9,266件）

■平成21年度予算執行調査（平成21年7月3日財務省主計局）における「初期延滞の督促強化を図るべき」との指摘を受け督促強化を行った。

新規返還開始者のリレー口座加入率

【評定13】

リレー口座加入時期については、前年度に引き続き早期化を図り、新規返還開始者のリレー口座加入率は対前年度実績と同水準で、年度計画目標値を達成したため評価できる。

全体のリレー口座加入率

【評定14】

全体のリレー口座加入率が目標を達成し、また対前年度比で0.4ポイント改善するなどリレー口座加入率が順調に向上しているのは評価できる。

早期における督促の実施状況

【評定15】

債権の回収は時間が経過すればするほど困難になるため、初期段階の対応に重点を置くことは評価できる。

外部委託においては、その回収率の向上のため必要であるが、債務者の個人情報や回収方法について、機構の適切な指示や管理を引き続き徹底していただきたい。

東日本大震災被災者への柔軟な対応を行いつつ適切に実施しているのは評価できる。引き続き柔軟な対応を継続していただきたい。

初期延滞債権の回収委託実施状況は以下のとおり。(平成26年3月末現在)

実施期間	平成25年4月～平成26年3月
委託件数	73,693件
請求金額	5,784,127千円
回収件数	30,659件 (41.6%)
回収金額	1,808,744千円 (31.3%)
猶予件数	4,352件 (5.9%)
合計	35,011件 (47.5%)

※件数は、債権数である。

※「請求金額」とは、当初委託請求金額に毎月の増減額を加算した委託期間中の請求金額の合計である。

※「回収金額」とは、債権回収会社に入金された金額の合計であり、委託期間中に直接機構に入金された金額は含まない。

※「回収金額」は、債権回収会社に委託した金額を上限として算出しているため、委託した金額以上の入金は含まない。

〈東日本大震災への対応〉

平成25年5月まで、回収委託中の者で東日本大震災の災害救助法適用地域住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送した。(615件)

上記のうち東北3県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域の状況確認を実施し適宜対応した。

○平成25年度督促架電の状況

年度	平成24年度	平成25年度
架電件数	1,301,666件	1,502,785件

〈東日本大震災への対応〉

登録住所が東日本大震災における被災地域(原発被災地は除いた地域)となっている者については、電話による状況確認を実施し、確認後、適宜対応した。

ウ. 一部入金のあった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行っているか。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行っているか。

○法的処理の実施

法的処理については、平成25年度の法的処理の対象や処理計画件数等を定めた「平成25年度法的処理実施計画」を策定し、これに基づき計画的に実施した。また、支払督促申立については、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が整わない場合には、連帯保証人または保証人に対して法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権

平成22年2月から、振替不能回数4回目となり延滞3ヶ月以上となった者に対して順次回収委託業務を実施している。当初委託期間中(5ヶ月間)に滞納解消せず、入金のあるものについては引き続き回収委託業務を行った。原則としてこれらの取組によってもなお延滞9ヶ月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」から法的処理を実施した。

■「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(平成20年6月10日奨学金の返還促進に関する有識者会議)及び「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)における法的処理の早期化に係る指摘を受け実施した。

(2) 中・長期延滞債権の回収委託と連携した取組

中・長期延滞債権については、延滞3年以上8年未満かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施し、応答がなく延滞7年以上(回収委託後入金なし)となったものを対象に法的処理を実施した。また、上記以外に、時効の中断に向け、平成24年度に実施した延滞7年半以上かつ7年半以上入金の無いものから、延滞7年以上かつ7年以上入金の無いものへと法的処理を早期化するとともに、未入金期間が短期間のものについても返還を促すため、延滞9年以上かつ5年以上入金が無いものについて法的処理を実施した。中長期延滞債権の回収委託実施状況については、次のとおり。

① 委託時延滞3年以上8年未満の回収委託(被災地状況確認対象者370件)

実施期間	平成24年8月～26年2月
委託件数	9,593件

法的処理の実施状況

【評定16】

法的処理の早期化を踏まえた支払督促申立予告、支払督促申立等及び中・長期延滞債権に係る時効中断に向けた支払督促申立等については、「平成25年度法的処理実施計画」を策定し、計画どおり順次実施したので評価できる。債権の回収は最終的には法的問題であるので、法に従った処理を着実に行ったことは評価できる。

請求金額	7,506,822千円
回収件数	3,952件 (41.2%)
回収金額	575,787千円 (7.7%)
猶予件数	165件 (1.7%)
合計	4,117件 (42.9%)

②委託時延滞3年以上8年未満の回収委託(被災地状況確認対象者293件)

実施期間	平成25年2月～26年2月
委託件数	8,426件
請求金額	6,582,815千円
回収件数	4,006件 (47.5%)
回収金額	653,008千円 (9.9%)
猶予件数	293件 (3.5%)
合計	4,299件 (51.0%)

③委託時延滞3年以上8年未満の回収委託

実施期間	平成25年8月～27年2月
委託件数	9,301件
請求金額	7,339,064千円
回収件数	3,443件 (37.0%)
回収金額	477,991千円 (6.5%)
猶予件数	325件 (3.5%)
合計	3,768件 (40.5%)

④委託時延滞3年以上8年未満の回収委託

実施期間	平成26年2月～27年2月
委託件数	8,100件
請求金額	6,119,988千円
回収件数	424件 (5.2%)
回収金額	67,276千円 (1.1%)
猶予件数	89件 (1.1%)
合計	513件 (6.3%)

⑤委託継続分

実施期間	平成25年3月～26年2月	
委託件数	8,924件	
請求金額	7,773,700千円	
回収件数	7,495件	(84.0%)
回収金額	953,552千円	(12.3%)
猶予件数	32件	(0.4%)
合計	7,527件	(84.3%)

※平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)の実施結果である。

※件数は、債権数である。

※「請求金額」とは、当初委託請求金額に毎月の増減額を加算した委託期間中の請求金額の合計である。

※「回収金額」とは、債権回収会社に入金された金額の合計であり、委託期間中に直接機構に入金された金額は含まない。

※「回収金額」は、債権回収会社に委託した金額を上限として算出しているため、委託した金額以上の入金は含まない。

〈東日本大震災への対応〉

東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、東北3県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域については、状況確認を踏まえ、督促再開に向け適宜対応した。

○法的処理実施状況

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	前年度比
支払督促申立予告	13,965	15,575	11.5%増
支払督促申立	9,583	9,043	5.6%減
仮執行宣言付支払督促申立	2,459	2,553	3.8%増
強制執行予告	3,147	4,069	29.3%増
強制執行申立	457	546	19.5%増
強制執行	326	291	10.7%減
和解	5,672	5,525	2.6%減

※件数は、債権数である。

○平成25年度支払督促申立予告処理の実施結果

(単位:件)

区分	件数	率
応答があったもの(入金・猶予等)	6,658	42.8%
対応中(支払督促申立準備中等)	4,601	29.5%
支払督促申立実施	4,316	27.7%
実施総数	15,575	100.0%

(注)支払督促申立予告については、平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)毎月発送した。

エ. 延滞者の実態調査については、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映しているか。

○延滞者の実態調査の実施

平成25年度においても平成24年度同様、延滞3ヶ月以上の者に請求書とは別途単独でアンケート用紙を20,000件発送し、記名式で実施した(平成25年11月)。期日までに回答のないものについて督促を行った結果、アンケートの回答率は平成24年度より向上し、21.2%となった。

平成25年度実施分については、平成26年度中の公表に向け、集計等を実施しているところである。なお、平成24年度実施分については、集計・分析結果をホームページに公表した(平成26年3月公表)。

区分	平成24年度	平成25年度
対象者	19,301件	19,431件
回答者	3,873件	4,116件
回答率	20.1%	21.2%

○回収強化策への反映

延滞者の中には返還期限猶予制度を知らない者もいることから、平成24年度に引き続き各学校に対して、在学猶予手続きの周知徹底を依頼した。(平成25年7月)

また、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行い、各学校における返還指導に役立ててもらおうよう依頼した。

更に、平成24年度に引き続き各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供を

延滞者の実態調査の実施状況

【評定17】

アンケート回答率は、前年度と同水準を維持しつつ向上しており評価できる。

延滞者の中に返還期限猶予制度を知らない者がいるという調査結果を踏まえ、返還期限猶予制度の周知に努めたため評価できる。

	<p>する(平成25年8月)とともに、奨学金の貸与を受けていた学校と在籍している学校が異なる在学猶予中の者のデータを在籍校に提供することを開始し(平成26年1月)、在学猶予期間終了後に返還を始める者への返還指導の強化を依頼した。</p>	
<p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図っているか。</p>	<p>○役場照会の迅速化</p> <p>(1)平成25年度も引き続き、役場への住所照会業務の外部委託を活用し住所調査を実施した。(392,453件)。 また役場照会に添付する返還誓約書の画像化(PDF化)の推進により、返還誓約書の索出に要する時間を減らし、住所不明者に対する追跡調査の一層の迅速化と徹底を図った。</p> <p>(2)各学校に卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答があった学校から年3回必要な卒業生の住所情報の提供を受けて調査を行い、判明した新住所を登録した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■「学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者住所の把握について」(平成21年10月23日会計検査院)の改善処置要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所不明者を直ちに調査する体制及び債務者の出身大学等との連携強化を図るなどの体制整備等 ※機構において大学等との連携について試行的取組みを実施(平成22年度) </div> <p>(3)役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者について、以下のとおり実施した。</p> <p>①機構に登録されている携帯電話へSMS(ショートメール)を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを年3回、13,124件に送信したところ、2,929件の住所が判明した。</p> <p>②平成24年度に引き続き、電話番号情報を全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に照会した。その結果が「移転先電話番号判明」、「電話番号変更履歴無し」であった者のうち、住所状態が変わらず返戻の状態となっている者(1,616件)について、架電したところ、627件の住所が判明した。</p>	<p>住所調査の実施状況</p> <p>【評定18】</p> <p>住所不明者に対する追跡調査の迅速化を図り、また追跡調査の手段として、新たに「SMS一斉送信」を加えて一層の徹底を図り、住所不明件数を平成24年度に比較して減としたことは評価できる。</p>

〈参考〉住所不明数

年度	24年度末	25年度末	前年度比
住所不明数	33,942件	31,062件	2,880件減

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい(正しい)住所が判明・登録されるまでの状態である。

カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行っているか。

○個人信用情報機関への登録

対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付(延べ517千通)及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予の制度を周知することによって初期延滞の抑制を図った。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3ヶ月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録し、平成25年度は13,047件の情報を登録した。

引き続き、登録前の注意喚起及び返還期限猶予制度等の周知を充分に行うことにより、登録の回避や延滞解消の促進に努める。

○個人信用情報機関の活用状況

区分	登録件数
平成25年度	13,047件

(注)登録件数は債権数であり人員ではない。

個人信用情報機関の活用状況

【評定19】

対象となる延滞者に対して十分に注意喚起を行ったうえで個人信用情報機関への情報登録を実施することにより、延滞の抑止及び延滞者の多重債務化の防止を図ったため評価できる。

キ. 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応しているか。

○コールセンターの運用

民間委託によるコールセンターを適切に運営するため、引き続き、受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新させ、内容を充実させた。

文書発送時等の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保し、返還者からの相談等に適切に対応できるよう体制を整備した。

これら受託業者との緊密な連携により応答状況が一層改善された。

また、平成26年3月に受託業者が実施した満足度調査の結果は、応対満足度において5点満点評価で5点が76.7%、4点が11.4%であり、概ね良好な評価

返還相談への対応状況

【評定20】

返還相談体制強化のため、民間受託業者との綿密な連絡・連携を引き続き実施してコールセンターを適切に運営し、応答率が平成24年度に引き続き90%台の高い水準を維持していることは評価できる。また、満足度調査についても良好な結果が得られていることは評価できる。

を得ることができた。

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度
着信数	731,818	743,456
応答数	672,111	680,285
応答率	91.8%	91.5%

(備考)応答率=応答数÷着信数

③大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額について、返還金回収方策の強化を図ること等により、引き続き削減に努めているか。

○大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況
回収委託等により、引き続き返還金回収方策の強化等を図った結果、平成19年度から242億円(52.7%)を削減した。

委託対象	実施期間	平成19年度末延滞状態	委託件数
延滞3年以上8年未満(6ヶ月以上入金のない者)	平成24年8月～平成26年2月	延滞3年半未満等	9,593件
延滞3年以上8年未満(6ヶ月以上入金のない者)	平成25年2月～平成26年2月	延滞3年未満等	8,426件
延滞3年以上8年未満(6ヶ月以上入金のない者)	平成25年8月～平成27年2月	延滞2年半未満等	9,301件
延滞3年以上8年未満(6ヶ月以上入金のない者)	平成26年2月～平成27年2月	延滞2年未満等	8,100件

(注)委託件数は、平成25年度に委託した件数である。

(単位:億円、%)

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
19年度末3ヶ月以上延滞額	計画	458	399	336	272	221	—	—
	実績	458	380	338	304	265	240	216
対前年度削減率	計画	—	12.9	15.8	19.0	18.8	—	—
	実績	—	17.0	11.1	10.1	12.8	9.4	10.0

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況

【評定21】

返還金延滞者に対する機構の継続的な回収努力により、延滞額および延滞件数ともに大きく削減されており、また、要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合及び3ヶ月以上延滞債権の実人員が平成24年度比で改善されていることは評価できる。延滞を発生年度別に把握して回収努力をしていることは今後の対応にも生かすことができるため、評価できる。

(単位:億円、%)

19年度末 延滞区分	19年度末		25年度末		19 年度末	25 年度末	延滞額累計 削減率 (対19年度)
	延滞額	構成率	延滞額	構成率	延滞額 (累計)	延滞額 (累計)	
延滞1年未満	37	8.0	2	1.1	37	2	93.8
延滞1年以上 2年未満	41	9.0	8	3.6	78	10	87.0
延滞2年以上 3年未満	42	9.1	12	5.6	120	22	81.4
延滞3年以上 4年未満	38	8.3	15	7.0	158	37	76.3
延滞4年以上 5年未満	38	8.3	18	8.2	195	55	71.8
延滞5年以上 6年未満	35	7.6	18	8.1	230	73	68.5
延滞6年以上 7年未満	30	6.5	16	7.3	260	88	66.0
延滞7年以上 8年未満	25	5.4	14	6.4	285	102	64.1
延滞8年以上 9年未満	22	4.9	13	6.2	307	116	62.4
延滞9年以上 10年未満	22	4.7	14	6.5	329	130	60.6
延滞10年以上	129	28.2	87	40.1	458	217	52.7
計	458	100.0	217	100.0	—	—	—

※「延滞額累計削減率(対平成19年度)」=1-(「延滞額(累計)平成25年度末」÷「延滞額(累計)平成19年度末」)

※四捨五入の関係で「計」欄が各項の合計とならない場合がある。

■「『勧告の方向性』の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「平成21年度予算の編成等に関する建議」(平成20年11月26日財政制度審議会)、「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成20年度)」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)、「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月1日行政支出総点検会議)及び「行政刷新会議ワーキンググループ」

「プ事業仕分けの評価結果」(平成21年11月25日実施行政刷新会議)

上記から延滞額の削減について指摘があった。

○大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞件数の状況
延滞件数については平成19年度末の131,237件から43,404件(対平成19年度比66.9%減)に削減した。

(単位:件)

区分	平成19年度	平成25年度
19年度末延滞件数	131,237	43,404

(注)平成25年度実績は、年度末において平成19年度以前割賦を延滞している者の件数である。

また、要返還債権額に占める3月以上延滞債権額の割合及び3月以上延滞債権の実人員については、対前年度比で総合的に改善した。

〈参考1〉要返還債権額に占める3月以上延滞債権額の状況

区分		24年度末	25年度末	前年度比
総合	要返還債権額	52,547億円	56,878億円	4,331億円増
	3月以上延滞債権額	2,682億円	2,639億円	43億円減
	割合	5.1%	4.6%	0.5ポイント減
第一種	要返還債権額	17,024億円	17,379億円	355億円増
	3月以上延滞債権額	964億円	898億円	66億円減
	割合	5.7%	5.2%	0.5ポイント減
第二種	要返還債権額	35,522億円	39,499億円	3,977億円増
	3月以上延滞債権額	1,718億円	1,741億円	23億円増
	割合	4.8%	4.4%	0.4ポイント減

〈参考2〉3月以上延滞債権の実人員の状況

区分	平成24年度末	平成25年度末	前年度比
総合	194,153人	187,374人	6,779人減
第一種	107,064人	99,900人	7,164人減
第二種	87,089人	87,474人	385人増

④機関保証制度の運用

ア. 機関保証制度について、大学及び保証機関等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図っているか。

○機関保証制度の周知

機関保証制度とは、機構の奨学金を受けるにあたって、機構の定める条件に合致する連帯保証人・保証人を自らさがす代わりに、保証機関が連帯保証し、利用するためには保証料を支払う必要がある制度である。

大学等と連携し、学校を通じてリーフレット及び広報チラシを奨学金の希望者に配布することにより、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

また、保証機関と連携し、保証機関のホームページ上で平成25年度保証料及び適用する貸与利率や代位弁済後の手続き等について掲載し、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

機関保証の選択状況は、以下のとおり。

(単位:件)

区分		平成24年度	平成25年度
選択者数	第一種	59,349	68,657
	第二種	159,566	160,503
	全体	218,915	229,160
選択率	第一種	42.06%	44.07%
	第二種	48.69%	49.95%
	全体	46.70%	48.03%

(注)保証の変更者は含まない。

○機関保証制度新規返還者の回収率

区分	平成24年度	平成25年度	前年度比
要回収額	8,940百万円	9,979百万円	1,039百万円増
回収金	8,537百万円	9,565百万円	1,028百万円増
回収率	95.5%	95.9%	0.4ポイント増

○要返還者に対する無延滞債権の占める割合(機関保証制度加入者)

年度	平成24年度	平成25年度
割合	85.8%	86.9%

機関保証制度の運用状況

【評定22】

大学等と連携して機関保証制度の周知を図るとともに、返還意識の徹底を図り、機関保証選択率が向上している中、要返還者の回収率や延滞者の割合が改善したので評価できる。

イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求するよう、延滞者については、サービスの活用等の回収促進策により督促を強化するとともに、訪問督促、居住確認等を計画的に実施しているか。

○訪問督促・居住確認等

訪問督促・居住確認の結果、延滞者本人と会うことができなかった等の理由で、本人居住が確認できなかった場合は、機構において市区町村役場から住民票を徴収する等により、延滞者本人の居住状態を把握した。

(単位:件)

委託期間	委託件数	訪問結果	
平成25年4月 ～平成26年3月	9,086	本人居住	5,242 (57.7%)
		本人非居住	1,281 (14.1%)
		本人居住不明	2,563 (28.2%)

○代位弁済履行状況

延滞者に対しては、延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満までの間はサービスに回収を委託する他、催告書(期限の利益剥奪予告)には、保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで督促強化を図った。催告書を送付しても応答のない者を対象として、サービスによる訪問督促・居住確認等業務を実施し、確実に代位弁済請求できるよう努めた。

区分	平成24年度	平成25年度
件数	4,227件	5,456件
金額	83.9億円	113.5億円

※金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

サービスへの訪問委託、居住確認等業務委託を実施し、確実に代位弁済請求するよう努めたので評価できる。

ウ. 機関保証制度加入者に係る債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握及び将来のリスク分析等を行い、引き続き、機関保証制度検証委員会において機関保証の妥当性を検証しているか。

○機関保証制度の健全性確保のための状況把握

外部シンクタンクに機関保証制度の財政収支シミュレーションについて将来推計の分析を依頼し、「向こう25年間(平成50年度まで)の財政収支シミュレーションを行ったところ、現状の保証料等のスキームで収支相償が実現できる結果を得た。」との報告を取りまとめた。

○「妥当性」の検証

「「勧告の報告性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証する

機関保証の妥当性の検証状況

【評定23】

機関保証制度の財政収支について将来に亘るリスク分析を行ったので、評価できる。

また、機関保証制度検証委員会で制度の妥当性を審議し、向こう25年間は現状の保証料等のスキームで、財政的な健全性が維持される可能性が高いことが確認されたため評価できる。

なお、機関保証の妥当性については毎年度検証して

ため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、平成24年度に引き続き、外部シンクタンクによる分析結果等について審議を行い、報告書を取りまとめた。

いく必要がある。

○平成25年度機関保証制度検証委員会報告書(概要)

(1) 機構における返還金の回収状況及び協会における代位弁済後回収状況について

- ・機構における返還金の回収状況については、様々な返還金回収促進策の効果により改善が図られている。なお、返還期限猶予明けの者については、注視する必要があると考える。
- ・協会における回収状況の維持・改善のためには、新たに返済を開始する債権数を増やすことが重要であり、今後も求償権の回収実績の分析を踏まえた検証の深化が求められる。

(2) 財政収支シミュレーションについて

- ・機構の返還促進施策の効果及び協会における法的措置を含む求償権回収促進策の効果を織り込み、向こう25年間の財政収支シミュレーションを、外部シンクタンクを活用して行ったところ、現状の保証料等のスキームで、財政的な健全性が維持される可能性が高いことが確認された。
- ・今後、機構においては、返還期限猶予利用期間の延長等の新たな施策における代位弁済請求への影響を精査すること、協会においては、催告書送付後の対応を強化することが必要と考える。更にそれらの結果については、財政収支シミュレーションに反映させる必要がある。

(3) 求償権回収の現状及び促進策について

- ・協会は、求償権回収促進策として、債権回収会社による回収委託や、法的措置としての催告書の送付等を順次実施しており、その効果が期待される。
- ・更に、回収施策を進めるにあたっては、施策に対する費用効果(コストエフェクト)分析をどのように反映していくかが肝要であると考ええる。

(4) 機構の第3期中期計画期間に向けた対応について

- ・本委員会として、機構には、引き続き返還金回収促進策に努力すること、協会には、費用効果に留意しつつ求償権管理体制の更なる充実に努めることにより求償権回収の促進を図ることを期待する。

	<p>・また、本委員会では、従来の任務に加え、協会の策定する将来の事業コスト等を踏まえた「事業計画」を検証し、併せて保証料水準についても検証することとする。</p> <p>〈参考〉平成25年度機関保証制度検証委員会審議経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 平成25年12月9日 ・第2回 平成26年1月29日 ・第3回 平成26年2月26日 ・第4回 平成26年3月27日 										
<p>⑤高等学校奨学金の回収強化</p> <p>旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収に努めているか。</p>	<p>○高等学校奨学金回収状況</p> <p>中長期延滞に対する回収委託など回収強化策を講じ、一層の回収に努めたことにより、当年度分については、回収率が対前年度比で0.7ポイント改善した。一方、延滞分については0.3ポイント悪化した。これは、年々削減が困難となる長期延滞分の割合が増加したことが原因と考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="660 730 1243 858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>当年度分</th> <th>延滞分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>87.9%</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>88.6%</td> <td>9.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	当年度分	延滞分	平成24年度	87.9%	10.2%	平成25年度	88.6%	9.9%	<p>高等学校奨学金の回収状況</p> <p>【評定24】</p> <p>回収困難な中長期延滞に対する回収委託など回収強化策を講じ、一層の回収に努めたことにより、当年度分の回収率について、対平成24年度比で改善しており、評価できる。</p>
区分	当年度分	延滞分									
平成24年度	87.9%	10.2%									
平成25年度	88.6%	9.9%									

【(小項目)1-2-3】	(3) 情報提供等の充実	情報提供等の充実 【評定⑥】			
	A				

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】	H21	H22	H23	H24
	A	A	A	A

①情報提供の充実
奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。また、奨学生等に対する利便性の向上を図るため、情報システムの整備を図る。

②諸手続きの厳正化
より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底する。

評価基準	実績	分析・評価														
<p>①情報提供の充実</p> <p>奨学金の申込み、返還等に関する文書やホームページに掲載している質疑応答集、その他の奨学金情報については、わかりやすいものとなるよう努めるとともに、適切に更新することにより、情報提供の充実を図っているか。併せて大学等に対する説明会の充実により、大学等との連携強化を図っているか。奨学生等に対する利便性の向上を踏まえながら、最適化後の奨学金業務システムを適切に運用しているか。</p>	<p>○ホームページにおける奨学金情報等の充実状況</p> <p>[一般向けホームページ]</p> <p>(1)一般向けホームページにおける質疑応答集の掲載状況</p> <p>奨学金情報の提供においては、FAQ項目を追加するなど情報提供の充実を図った。FAQの掲載に当たっては、照会内容別に一覧表示するなど検索し易さに配慮した。平成25年度は378項目を掲載した(対前年度比2.7%増)。以上より、アクセス件数は平成24年度との比較で15.2%増加した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>368項目</td> <td>378項目</td> <td>2.7%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>奨学金関連のホームページアクセス件数は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>31,889,402</td> <td>36,725,453</td> <td>15.2%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)JASSO トップページ及び奨学金情報トップページに、住所変更等各種届出や返還振替日等のバナーを、問い合わせが増加する時期に合わせて的確に掲載した。</p> <p>(3)機構から返還者へ通知を発送する毎に、各通知の内容をホームペ</p>	平成24年度	平成25年度	前年度比	368項目	378項目	2.7%増	区分	平成24年度	平成25年度	前年度比	アクセス件数	31,889,402	36,725,453	15.2%増	<p>情報提供の実施状況</p> <p>【評定25】</p> <p>ホームページにおいて、アクセス件数が前年度より増加したことは、評価できる。</p> <p>各大学の制度の調査結果についても、平成26年度入学者へ最新情報を提供したことは評価できる。</p> <p>一般向け及び学校担当者向けの質疑応答集の充実や貸与者・返還者への情報提供等、積極的に情報提供を行うことは、機構の奨学金事業の円滑な運営に資するので、評価できる。</p>
平成24年度	平成25年度	前年度比														
368項目	378項目	2.7%増														
区分	平成24年度	平成25年度	前年度比													
アクセス件数	31,889,402	36,725,453	15.2%増													

ージに掲載した。

- (4) 地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度の情報を更新し、平成24年度に引き続き掲載した。(平成25年5月)
- (5) 東日本大震災の被災学生等に対する奨学金等の情報提供を平成24年度に引き続き行った。(平成25年5月)
- (6) 各大学の奨学金制度の掲載ページを更新し、受験生等に最新情報を提供した。(平成26年1月)
- (7) 毎月の貸与利率を迅速に更新した。
- (8) 障害のある者が障害のない者と同様に経済的に自立し、自らの意思と責任により大学等で学ぶことができるよう、奨学事業における障害のある者への配慮に関する情報をホームページに掲載した。(平成25年4月)
- (9) スカラネット・パーソナルにおいて繰上返還申込機能を追加したことに伴い、その受付を開始したことをホームページに掲載した。(平成26年1月)
- (10) 平成26年度からの返還に関する制度変更について、ホームページにお知らせを掲載した(平成26年3月)。

[学校担当者向けホームページ]

- (1) 適格認定業務の円滑な実施のため、学校担当者向けに開発した「適格認定デモサイト」の利用にあたっての注意事項等を、学校担当者向けホームページに掲載した。(平成25年12月)
- (2) 第二種奨学金の利率・利息について、奨学生の誤解を防止し正確な知識を得てもらうため、わかりやすさに配慮した資料を作成し掲載した。(平成25年6月)
- (3) 返還説明会や初任者研修会等で多かった質問のFAQを掲載した。
- (4) スカラネット・パーソナルへ繰上返還申込機能を追加した。これに伴い、学校担当者が奨学生等へ同機能の利用方法を教示できるよう、学校担当者向けホームページに周知した。(平成26年1月)

○刊行物

- (1) 「月刊高校教育」への記事の掲載を、平成24年度に引き続き継続した。
- (2) 返還相談センターの電話番号が変更になることについて、リーフレットを作成し、配布した。(平成26年2月)

- (3)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用案内リーフレットを作成し、配布した。(平成26年3月)
- (4)スカラネット・パーソナルの利用促進・拡大のため、新規登録について案内するリーフレットを作成し、配布した。(平成26年3月)

○大学等との連携強化に対する説明会の充実

大学等の奨学金事務担当者を対象として開催している「奨学業務連絡協議会」において、平成26年度からの事務についての取扱いの変更点を中心に説明ポイントをまとめ、視覚的な効果を利用するなど解りやすいものとなるよう資料を作成し詳細な説明を行い、引き続き充実を図った。

○奨学業務システムの最適化

利用者自身の個人情報等が閲覧可能なサービスであるスカラネット・パーソナルについて、繰上返還の申請機能を追加し、返還者の利便性の向上を図った。(平成26年1月)

○災害救助法適用に係る情報

- (1)災害救助法が適用された以下の災害に際し、緊急採用(応急採用)についてホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図り、大学等(3,827校)に推薦依頼の通知を行った。

	災害	情報提供を行った日付	情報提供先
			関係機関
①	山形県の融雪等に伴う地すべり	平成25年5月2日	山形放送を含め5報道機関、山形県庁、最上郡戸沢村2団体
②	7月22日の大雨の被害	平成25年7月24日	山形放送を含め5報道機関、山形県庁を含め5団体
③	7月28日の大雨の被害	平成25年7月30日	山口放送を含め12報道機関、山口県庁、島根県庁を含め6団体
④	8月9日からの大雨の被害	平成25年8月12日	アイビーシー岩手放送、秋田テレビを含め12報道機関、岩手県庁、秋田県庁を含め6団体
⑤	8月23日からの大雨の被害	平成25年9月3日	山陰中央テレビを含め5報道機関、島根県庁、江津市2団体
⑥	9月2日に発生した突風等	平成25年9月3日	埼玉県庁を含め3団体

災害救助法が適用された災害に際し、緊急採用(応急採用)についてホームページ、メールマガジンを通じ迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図ったことは評価できる。
また、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したので評価できる。

	<table border="1"> <tr> <td>⑦</td> <td>台風18号による大雨等に係る被害</td> <td>平成25年9月17日</td> <td>京都新聞社を含め2報道機関、京都府庁を含め3団体</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>台風24号</td> <td>平成25年10月17日</td> <td>南日本新聞社を含め6報道機関、鹿児島県庁、与論町2団体</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>台風26号</td> <td>平成25年10月17日</td> <td>大島町</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>2月14日からの大雪</td> <td>平成26年2月17日</td> <td>長野放送を含め7報道機関、長野県庁、群馬県庁、山梨県庁、埼玉県庁を含め45団体</td> </tr> </table> <p>(2)ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続き方法について、引き続き周知を図った。</p>	⑦	台風18号による大雨等に係る被害	平成25年9月17日	京都新聞社を含め2報道機関、京都府庁を含め3団体	⑧	台風24号	平成25年10月17日	南日本新聞社を含め6報道機関、鹿児島県庁、与論町2団体	⑨	台風26号	平成25年10月17日	大島町	⑩	2月14日からの大雪	平成26年2月17日	長野放送を含め7報道機関、長野県庁、群馬県庁、山梨県庁、埼玉県庁を含め45団体	
⑦	台風18号による大雨等に係る被害	平成25年9月17日	京都新聞社を含め2報道機関、京都府庁を含め3団体															
⑧	台風24号	平成25年10月17日	南日本新聞社を含め6報道機関、鹿児島県庁、与論町2団体															
⑨	台風26号	平成25年10月17日	大島町															
⑩	2月14日からの大雪	平成26年2月17日	長野放送を含め7報道機関、長野県庁、群馬県庁、山梨県庁、埼玉県庁を含め45団体															
<p>②諸手続きの厳正化 返還猶予、法的処理等の事務に関するマニュアル等の整備・改善及び引き続き職員への周知徹底を図り、適正な業務実施に努めているか。</p>	<p>○返還期限猶予事務処理の現行事務を整理し、「返還期限猶予事務処理マニュアル」を改訂した。 返還期限猶予に係る職員へ説明会を開催し、制度及びマニュアルの周知徹底を図り、適正な実施に努めた。</p>	<p>諸手続きの厳正化の状況 【評定26】 「返還期限猶予事務処理マニュアル」の見直しを行い、適正な業務実施に努めたため評価できる。</p>																

【(小項目)1-2-4】	(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用	【評定⑦】 A																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。</p>		H21	H22	H23	H24																		
		A	A	A	A																		
評価基準	実績	分析・評価																					
<p>①経済的理由により奨学金の返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還猶予制度を適切に運用しているか。</p>	<p>○減額返還制度の運用</p> <p>減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である。</p> <p>(1)減額返還制度の承認件数は次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="678 735 1377 820"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認件数</td> <td>10,664件</td> <td>14,079件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)ホームページに掲載している、制度の概要、手続き方法、Q&Aについて、返還者が見やすいようにレイアウトの全面見直しを行い、引き続き制度の周知に努めた。</p> <p>(3)減額返還処理マニュアルに基づき、制度の適確な運用を図り、迅速に処理を行った。</p> <p>○返還猶予制度の運用</p> <p>(1)返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等の適切な運用を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="685 1302 1370 1468"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年度</th> <th>(参考)平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在学猶予</td> <td>149,331</td> <td>142,599</td> </tr> <tr> <td>一般猶予</td> <td>121,803</td> <td>114,938</td> </tr> <tr> <td>病氣中</td> <td>9,622</td> <td>8,970</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成24年度	平成25年度	承認件数	10,664件	14,079件	区分	平成25年度	(参考)平成24年度	在学猶予	149,331	142,599	一般猶予	121,803	114,938	病氣中	9,622	8,970	<p>返還猶予・減額返還及び免除制度の運用状況</p> <p>【評定⑦】</p> <p>返還期限猶予制度及び減額返還制度を適確に運用し、迅速に事務処理を行ったことについて評価できる。</p> <p>経済的理由により奨学金の返還が困難な者に対する措置は、減額返還制度の承認件数が大幅に増加していることから、適切に運用されていると評価できる。</p>			
区分	平成24年度	平成25年度																					
承認件数	10,664件	14,079件																					
区分	平成25年度	(参考)平成24年度																					
在学猶予	149,331	142,599																					
一般猶予	121,803	114,938																					
病氣中	9,622	8,970																					

災害	769	1,123
入学準備	598	827
生活保護	5,564	4,613
生活困窮	105,250	99,405
合計	271,134	257,537

(2) 返還期限猶予願に特化したQ&Aの更新やレイアウトの全面見直しなどホームページにおける情報提供の更なる充実を図り、返還期限猶予願の不備返送を減らすことに努めた。

区分	平成24年度	平成25年度	前年度比
不備返送件数	24,740件	22,079件	2,661件減
不備返送率	22.7%	20.5%	2.2ポイント減

(3) 返還期限猶予願処理マニュアルを整理・改訂し、改訂後のマニュアルに基づき、返還期限猶予に関する事務を適確に運用した。

(4) スカラネット・パーソナルを活用した返還期限猶予願申請用紙の作成において、所得連動返還型無利子奨学金及び外国在学の猶予についても事由に応じた用紙が作成できるよう対応し、返還者の利便性の向上を図った。

② 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者免除認定委員会の認定に基づき、適切に運用しているか。

○特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用

業績優秀者免除認定委員会の認定に基づき適切に運用した。

認定委員会の開催と大学に対する通知の実施状況については次のとおり。

(1) 返還免除制度に係る認定委員会の開催等

・平成25年5月29日

第1回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催

・平成25年5月31日

平成24年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知

・平成25年11月22日

特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、認定委員会の議を経て法令及び基準に基づき適切に認定が行われたため評価できる。大学が貸与終了者数を把握できるよう、情報提供したことは評価できる。

第2回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催

・平成25年12月6日

平成25年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

- (2)返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学、学内選考手続きに問題のある大学については第1回認定委員会までに修正指導を行った。
- (3)貸与終了者が少ない大学については、昨年度に引き続き、奨学生でない学生も含めた広い範囲の中で業績を評価するよう各大学に指導した。(平成25年度推薦依頼通知文への記載及び平成25年度奨学業務連絡協議会における口頭説明)
- (4)大学における推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を各大学に提供した。提供回数は昨年度同様5回とした。

○平成24年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況

(単位:人)

区分	貸与終了者数	推薦者数	免除者数	うち 全額免除	うち 半額免除
修士課程	25,844	7,728	7,728	2,576	5,152
専門職大学院課程	2,279	673	673	224	449
博士課程	4,166	1,269	1,269	423	846
計	32,289	9,670	9,670	3,223	6,447

【(中項目)1-3】	3 留学生支援事業 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。										
【(小項目)1-3-1】	(1) 留学生の質の確保への留意		【評定⑧】								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 留学生への学資金の支給については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、留学生の質の確保に留意して行う。			<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">A</div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24								
A	A	A	A								
評価基準	実績	分析・評価									
留学生の質を確保するため、学資金の支給及び学習奨励費の支給期間の延伸を行うに当たり、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用しているか。	○留学生の質の確保のための取組状況 文部科学省外国人留学生学習奨励費の学資金の支給に際し、留学生の質を確保するため、学資金の支給及び支給期間の延伸について、引き続き以下の事業を実施した。 (1) 大学等における成績評価係数の活用 受給者の条件として大学等の成績を、優:3、良:2、可:1とし、機構の計算式に当てはめて算出した係数を用いた。 ・学部レベル 2.0以上 ・大学院レベル 2.3以上 (2) 日本留学試験成績優秀者に対する複数年給付 日本留学試験の海外実施国(14ヶ国・地域)それぞれにおいて、科目選択区分(8種)ごとに成績1位を取得して、学習奨励費の給付予約者となり、大学等に入学した学部等の学生を学習奨励費の給付延伸対象者とし、毎年度成績評価を確認した上で、給付期間を標準修学年限まで延伸可能とした。 ・平成24年度延伸者66名のうち、平成25年度延伸者35名 ・平成23年度予約決定し、平成24年度受給した者55名のうち、平成25年度延伸者44名 ・平成24年度予約決定、平成25年度受給者57名	留学生の質の確保のための取組状況 【評定⑧】 学習奨励費の採用及び給付予約の延伸を行うに当たり、日本留学試験や大学等における成績を資料として活用する等必要な施策をとったことは、留学生の質の確保に供しているため評価できる。									

【(小項目)1-3-2】	(2)外国人留学生に対する支援	【評定⑨】 A											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給する。</p> <p>私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分する。</p> <p>なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に活用する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24										
A	A	A	A										
評価基準	実績	分析・評価											
<p>国費外国人留学生制度、私費外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ)に係る奨学金支給業務を円滑に実施しているか。また、私費外国人留学生学習奨励費給付制度については、平成23年度に行った成果検証を踏まえ、受給者のいる大学等を対象とした進路状況等を把握するための調査を引き続き実施するとともに、渡日前の予約採用の拡充を図っているか。さらに、私費留学生の経済的状況を把握するため私費外国人留学生生活実態調査を実施しているか。</p> <p>グローバル化の取組を進める大学等に対し、私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生の学資金を優先的に配分しているか。</p>	<p>○国費外国人留学生制度にかかる給与の支給</p> <p>国費外国人留学生に対する給与(奨学金)給付等の支給業務を行った。</p> <p>平成26年3月分(25年度)支給実績:8,931名(9,219名)</p> <p>※()内の人数は平成25年3月分(24年度)支給実績</p> <p>○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の実施</p> <p>大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して学習奨励費を支給した。</p> <p>〈支援内容〉奨学金月額:</p> <p>大学院レベル65,000円</p> <p>学部レベル48,000円</p> <p>(1)平成25年度採用実績:11,301名(12,155名)</p> <p>※()内の人数は平成24年度実績。</p> <p>上記採用実績のうち、予約採用</p> <p>①日本留学試験成績優秀者</p> <p>予約者2,232名のうち、採用者1,073名</p> <p>②渡日前入学許可</p> <p>(平成25年度春季入学(平成24年度予約))</p> <p>予約者680名のうち、採用者533名</p> <p>(平成25年度秋季入学(平成25年度予約))</p> <p>予約者1,598名のうち、採用者1,376名</p>	<p>外国人留学生に対する支援の状況</p> <p>【評定⑨】</p> <p>国費外国人留学生制度、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度、留学生交流支援制度(短期受入れ)等により、外国人留学生の受入れに対する支援の拡充及び円滑な実施に取り組んだことは評価できる。</p> <p>また、学習奨励費においては、日本留学試験の成績優秀者や、渡日前入学許可者を対象とした大学推薦による予約制度を実施することで、適切に対処しているため、評価できる。</p> <p>私費留学生に対する奨学金給付や渡日前の入学許可は、留学生制度の円滑な運営、ひいては教育のグローバル化に資する取組であり、取組の安定性を含め評価できる。</p> <p>渡日前の予約採用も拡大し、グローバル化への取組に積極的な大学への優先配分も行っていることは評価できる。</p>											

(2)平成25年度予約実績

- ①日本留学試験成績優秀者:2,327名
- ②渡日前入学許可
(平成26年度春季入学予定者):762名

○文部科学省外国人留学生学習奨励費の活用状況等調査の実施

大学等での学習奨励費の活用状況等を把握するため、平成24年度に引き続き「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度活用状況等調査」を実施した。

- ・調査対象:平成25年度受給者の在籍している大学等 1,184校
- ・調査期間:平成26年3月

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度にかかる成果検証結果を踏まえた取組

平成23年度に実施した「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」の成果検証を踏まえ、以下の取組みを行った。

- ①学習奨励費受給者に対し、長期間にわたるフォローアップが重要であり、定期的に進路状況等の追跡調査を行うことが必要との検証結果を踏まえ、平成24年度から引き続き、「学習奨励費受給者のうち最終年次者の卒業後進路状況のフォローアップ調査」を実施した。
- ②学習奨励費受給者の質の向上に向けて、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択拠点校、大学の世界展開力強化事業(「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創造支援、ASEAN諸国等と大学間交流形成支援採択校)及び国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム採択校への重点配分を行った。
- ③国からの奨学金を受けているという受給者のモチベーション向上を目指すため、平成25年度より「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」から「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」に名称を変更した。

「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」の成果検証を踏まえ、学習奨励費受給者を長期間にわたりフォローアップするための調査を実施するなどの取組みを行ったことは評価できる。

重点配分については大学の教育機能向上という点からも評価できる。

モチベーション向上のために制度名を変更したことは評価できる。

■「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、学習奨励費受給者の卒業後の進路状況調査及び学習奨励費活用状況等調査の結果の検証や、今後の成果検証の手法、制度の今後の運用やあり方について検証を行うこととなった。

これを踏まえ、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」を設置し、委員会を開催して、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の見直しについて、検証結果をとりまとめた。(平成24年3月)

[検証結果]

日本の高等教育機関における教育的効果や留学生政策のため、学習奨励費の存在意義、必要性は極めて高いとの結論を得た。

○留学生交流支援制度(短期受入れ)の実施

我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れた場合、当該留学生に対し、奨学金を支給した。

〈支援内容〉奨学金月額:80,000円

(1)プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムを採択し、奨学金の支給割当を行った。

(2)また、グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、以下のとおり配分した。

①大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)
24プログラムに対し、624名の枠を配分

②大学の世界展開力強化事業
40プログラムに対し、954名の枠を配分

留学生交流支援制度(短期受入れ)により、外国人留学生の受入れに対する支援の拡充及び円滑な実施に取り組んでいることは評価できる。

	<p>平成25年度採用実績:5,448名(1,504名) ※()内の人数は平成24年度実績</p> <p>○私費外国人留学生生活実態調査結果の公表 私費留学生の経済的状況等を把握するため、隔年で私費外国人留学生生活実態調査を実施している。 平成25年度に実施した調査の結果について、平成26年度の公表に向けて準備を進めた。</p>	<p>私費外国人留学生生活実態調査については、私費留学生全般の状況だけでなく、その中の文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度受給者等の状況の適切性を検証するためにも必要な調査と考えるため、調査を実施したことは評価できる。</p>
--	---	---

【(小項目)1-3-3】	(3)日本人留学生に対する支援	【評定⑩】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金の支給を行う。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準 大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、留学生交流支援制度(短期派遣・長期派遣)を円滑に実施しているか。	実績 ○留学生交流支援制度(短期派遣)の実施 我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給した。 <支援内容>奨学金月額:60,000円~100,000円 (留学先地域により異なる) (1)プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを採択し、奨学金の支給割当を行った。 (2)また、グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、以下のとおり配分した。 ①大学の世界展開力強化事業 45プログラムに対し、1,101名の枠を配分 ②グローバル人材育成推進事業 94プログラムに対し、3,968名の枠を配分 平成25年度採用実績:9,593名(2,488名) ※()内の人数は平成24年度実績 ○留学生交流支援制度(長期派遣)の実施 諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して学資金の支給を行った。 <支援内容>奨学金月額:89,000円~148,000円 授業料実費(上限2,500,000円)	分析・評価 日本人留学生に対する支援の状況 【評定⑩】 日本人留学生の派遣に対する支援の拡充及び円滑な実施に取り組んだことは評価できる。			

	平成25年度採用実績:43名(91名) 平成25年度継続支援者数:126名(87名) ※()内の人数は平成24年度実績	
--	--	--

【(小項目)1-3-4】

(4)外国人留学生に対する宿舎の支援

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

- ①国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舎を提供する。その際、居室の最大限の有効活用を図る。
- ②国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対処できるよう配慮して、受託者を選定し、きめ細かなサービスを提供する。
- ③地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、国際交流会館等の会議室等附属施設を地域に積極的に開放し、交流・研修等の活動の場を提供する。対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を中期目標期間中に年間平均50%以上とする。
- ④国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。
 なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。）」において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。
- ⑤留学生借り上げ宿舎支援事業及び留学生宿舎建設奨励費事業を実施する。
 また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握し事業を実施する。
 留学生宿舎建設奨励費事業は、平成21年度に廃止する。

外国人留学生に対する宿舎の支援状況

【評定⑩】

A

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価
<p>①国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舎を提供するとともに、設置する居室を有効利用するため、引き続き、大学等との連携・協力を推進しているか。</p>	<p>○大学等との連携・協力に基づいた会館の運営</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、平成24年度から引き続き、大学との連携・協力を推進するため各国際交流会館等において、各大学が入居者を独自に選考できるよう貸出方式による居室の利用を行い、利用申請のあった東京国際交流館、金沢国際交流会館、兵庫国際交流会館、福岡国際交流会館においてこの方式による運営を行った。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)</p> <p>「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」</p> <p>■平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」</p> </div> <p>○宿舎の入居率</p> <p>居室の最大限の有効利用を行うため全室貸出方式による利用の金沢国際交流会館以外の国際交流会館等において、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、貸出方式での利用と合わせ、平成25年度における国際交流会館等の入居率は、平均で81.3%(平成24年度50.9%、前年度比30.4ポイント増)であり、全ての国際交流会館等で前年実績を上回る入居率を得て居室の有効活用を図ることができた。</p> <p>※入居のない居室には、入居者退去後の修繕・整備期間として確保されたものや、身障者用居室として確保されたもの等を含む。</p>	<p>居室の有効利用状況</p> <p>【評定27】</p> <p>大学との連携・協力による貸出方式による居室利用が実施できたことに加え、全ての国際交流会館等において前年度実績を上回る入居率を得たことは評価できる。</p> <p>札幌については利用率が低いため、この引き上げが望まれる。</p>

(単位:%)

会館名	平成24年度	平成25年度
札幌国際交流会館	16.3	39.7
東京国際交流会館	51.1	87.0
金沢国際交流会館	100	100
兵庫国際交流会館	58.6	79.8
福岡国際交流会館	82.7	94.8
大分国際交流会館	30.8	62.6
平均	50.9	81.3

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」

[各法人等について講ずべき措置]

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」

○利用大学数の状況

平成25年度95校(平成24年度89校、前年度比6.7%増)

○入居者の満足度

平成25年12月に全会館等の入居者(1,355名)に対してアンケートを実施し、会館での生活全般についての満足度に関して以下のとおり回答を得た。

区分	平成24年度	平成25年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	858人	1,154人
回答者のうち満足と答えた者(b)	838人	1,123人
満足と答えた者の割合(b/a)	98%	97%

入居者の満足度

【評定28】

回答者数が増えていること及び入居者から依然高い満足度が得られているので評価できる。

②国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対応できるよう配慮するとともに、利用大学等との連携・

○国際交流会館等の管理・運営業務については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を

受託者の選定状況

【評定29】

より公正に効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テ

協力を推進し、その運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえつつ、レジデント・アシスタントを配置するなど、きめ細かなサービスを提供しているか。

踏まえ、平成24年度において、一般競争入札により平成25年度末までの契約を締結している受託者(兵庫国際交流会館を除く。)による管理・運営業務を実施した。

■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)

「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」

■平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)

「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

[各法人等について講ずべき措置]

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」

ストを実施してきた経験を踏まえ、全ての国際交流会館等の管理・運営業務について競争入札により選定した受託者により業務委託を行っているので評価できる。
競争入札の適正な実施により委託費の引き下げが図られたことは評価できる。

○管理運営委託費の状況

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	対前年度比
委託費	144,804	143,871	△933
会館数	5	5	-

※会館数には兵庫を除く。

○清掃・警備の管理・運営業務

上記の管理・運営業務とは別契約とした。

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	対前年度比
委託費	15,672	14,870	△802
会館数	4	4	-

※会館数には、東京、兵庫を除く。

●定量的指標(レジデント・アシスタントの配置状況)

- A 全5会館に1名以上配置され、かつ4会館に2名以上配置
- B 全5会館に1名以上配置
- C 1名も配置していない会館がある

○レジデント・アシスタント(RA)の配置

全室貸出利用方式による運営を行った金沢国際交流会館を除く5会館に2名以上のRAを配置し(合計48名)、宿舎での共同設備等の利用方法等生活上の問題を中心に、就学上の問題、友人関係、進路等幅広く留学生の相談に応じるなど、入居者に対する相談活動や日常生活上の指導、助言等を行った。

※金沢国際交流会館については、金沢大学及び北陸大学に対して居室の貸出利用方式により運営を行っているが、大学の運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえた結果、大学の方針により、機構として謝金を支払う形態でのRAを配置しなかった。しかし、入居者を対象としたウェルカムパーティーや生花などの文化教室といった事業を実施するなど、入居者に対する様々な配慮を施し、きめ細かなサービスを提供した。

レジデント・アシスタントの配置状況

【評定30】

国際交流会館等にレジデント・アシスタントを配置したことは非常に重要であり、留学生へのサービスのみならず、留学生に対する問題把握の面でも有益であり、きめ細かい対応として評価できる。

③地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供しているか。また、国際交流会館等の会議室等附属施設利用について地方公共団体や大学等に広く周知し、業務に支障のない範囲で国際交流活動の場として提供し、中期計画の達成に向けて年間稼働率の向上を図っているか。

○国際交流推進状況

国際交流会館等の施設を活用し、地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、入居者に以下のプログラム等への参加機会を提供した。

- ①国際理解講座(3会館で実施)
- ②日本文化紹介プログラム(4会館で実施)
- ③文化祭等会館関連行事(5会館で実施)
- ④スポーツ交流(1会館で実施)
- ⑤各種文化教室等(2会館で実施)

○先導的国際交流事業への参加促進(1会館の入居者が参加)

先導的国際交流事業のうち、国際的な課題(医療・地球環境問題・貧困)に取り組む事業について、以下の事業への参加機会を提供した。

神戸国際交流フェア2014(平成26年3月15日、16日)

実施者:

神戸国際フェア実行委員会、(公財)神戸国際協力交流センター

参加者:5名(兵庫国際交流会館から参加者あり)

○東京国際交流館における国際交流活動

東京国際交流館の施設を利用し、次のプログラムを実施した。

プログラム名		月日等	使用施設
国際交流フェスティバル		8月24日	国際交流会議場等
文化・芸術展	国際研究交流大学村 フォトコンテスト	8月28日~9 月11日	プラザ平成
日本文化紹介 プログラム	お正月イベント	1月11日	交流広場等
バザー		5月18日 10月26日	交流広場等

国際交流事業の推進状況

【評定31】

地方公共団体、地域ボランティア団体等との連携・協力により、国際交流会館入居者に国際交流、日本理解を深めるプログラムを地域交流活動として提供したことは評価できる。

●定量的指標(国際交流会館等の施設の稼働率)

- A 50.0%以上
- B 48.5%以上50.0%未満
- C 48.5%未満

○国際交流会館等の施設の稼働率

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、資産の有効活用の観点から、国際交流会館の付属施設(多目的ホール、会議施設等)について貸出しを行った。地域へ施設利用の促進を図るため、国際交流会館の附属施設(多目的ホール、会議施設等)について、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図った。

平成24年度	平成25年度	前年度比
56.9%	57.5%	0.6ポイント増

※稼働率:同一施設の移動日数を貸出し可能日数で除したもの。

■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)

「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る」

■平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

[各法人等について講ずべき措置]

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」

国際交流会館等の施設の稼働率

【評定32】

積極的な広報活動を行い、平成25年度目標値及び前年度を上回る稼働率を確保し、地域の交流拠点になったことは評価できる。今後とも一層の引き上げが望まれる。

<p>④国際交流会館等については、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講じているか。</p>	<p>○「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」を踏まえ、資産の有効活用の観点から、貸出方式による居室利用により、利用大学の運営へのより主体的な関与を得ながら国際交流会館等を留学生宿舎として活用した。</p> <p>また、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館については、地権者の同意を得て、一般競争入札による売却を実施したが、参加申込者は得られなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定) 「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」</p> <p>■平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定) 「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」</p> <p>■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) [各法人等について講ずべき措置] 「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」</p> </div>	<p>国際交流会館等の売却及び活用状況 【評定33】 機構が所有している国際交流会館等については、閣議決定を踏まえて、大学や地権者等と協議を進めるなどして、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について、売却のための一般競争入札を実施できたので評価できる。いずれも売却が難しい案件であり、今後は例えば売却以外の手法で有効活用すること等も視野に入れ、引き続き政府方針に従い適切に対応することが望まれる。</p>
<p>⑤私費外国人留学生学習奨励費給付制度等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進しているか。 また、支援対象の大学等の留学生宿舎の</p>	<p>○留学生借り上げ宿舎支援事業 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ)と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進した。</p> <p>①学習奨励費受給者等支援</p>	<p>留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況 【評定34】 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ)と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施し、支援対象の留学生の宿舎の</p>

<p>借り上げ状況等については、引き続き適切に把握し事業を実施しているか。</p>	<p>延べ123校 1,972戸 126,132千円 ②留学生交流支援制度(短期受入れ)支援 延べ6校 62戸 3,575千円 ③ホームステイ支援 延べ23校 192世帯 3,695千円</p> <p>また、支援の対象となった宿舎については、居住状況を適切に把握するとともに、途中解約等により支援対象から外れた宿舎について、大学等に指導を行い、返金させた。</p> <p>○助成対象の留学生宿舎の運営状況の把握等 補助金適正化法等に基づき入居状況を適切に把握し、対応した。 留学生宿舎建設奨励事業については、平成21年度をもって終了したが、平成21年度までに設置された全29大学等に対し、平成25年7月に5月1日現在の宿舎の入居状況を文書で確認した。</p>	<p>居住状況についても把握し事業を実施したことは評価できる。 今後は、日本の大学の短期受入ニーズも高まることが予想され、借り上げ宿舎支援事業の充実が望まれる。</p>
---	---	---

【(小項目)1-3-5】	(5)日本留学試験の実施	日本留学試験の実施状況			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		【評定⑫】			
<p>①得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、英語科目の導入について検討する。さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言語化やコンピュータ試験について検討を行う。</p> <p>②外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることをする。</p> <p>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。</p>		B			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	B	B
評価基準	実績	分析・評価			
<p>①試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検体制を強化するとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努めているか。また、英語科目の導入について有識者の意見を踏まえ検討しているか。</p>	<p>○適正な試験問題作成及び点検体制の強化</p> <p>(1)試験問題作成体制を強化するため、生物科目作成委員を、1名増員した。</p> <p>(2)高等学校における学習指導要領の改訂に伴う基礎学力科目(理科、総合科目、数学)のシラバス(出題範囲)の改訂について、平成24年度に公表した改訂のスケジュールに基づき、理科及び数学のシラバスを改訂し、シラバス改訂版を本機構ホームページで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知した。</p> <p>○実施体制等について大学等の意見聴取</p> <p>(1)障害をもった応募者に対応するため、平成24年度に引続き、障害者と国内外の試験について造詣の深い有識者1名に調査員を委嘱した。加えて、全盲の者からの出願があったため、視覚障害者の受験に造詣が深い有識者1名を新たに調査員に委嘱し、障害等の理由で特別措置の申し出があった応募者に対して、調査員の意見等を踏まえた特別措置を講じて本試験を実施した。</p> <p>(2)試験実施委託業者からの意見等を踏まえ、不正行為の防止に努めるため、試験当日に受験者が持参してはいけない機器(携帯電話や電子機器等)について、事前周知の記述をより詳細にするよう改善した。</p> <p>○英語科目の導入についての検討</p>	<p>試験の適正な実施及び質の向上等のための取組状況</p> <p>【評定35】</p> <p>適正な試験問題を作成するため、試験問題の作成・点検体制を強化するとともに、コンピュータ試験や英語科目導入についての検討を行ったことは評価できる。</p> <p>英語科目やコンピュータ試験の導入については当面導入しないと結論を得たが、今後の教育のグローバル化は避けて通れないため、必要が生じた際は引き続き検討していただきたい。</p>			

	<p>英語科目の導入について、有識者による英語科目のスキーム、シラバス(出題範囲)等の検討を実施し、その結果等を踏まえて、日本留学試験実施委員会で審議し、当面の導入を見送るという結論を得た。</p> <p>○コンピュータ試験に関する調査 平成24年度に実施した現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査結果を分析し、その結果を踏まえて、日本留学試験実施委員会で審議し、直ちに実用化に踏み切るとは困難という結論を得た。</p>	
<p>②新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を検討しているか。</p>	<p>○海外実施に係る計画の策定状況 (1)新たな海外における試験実施国・都市及び既存の実施国・都市の見直しを行うための検討方針及び平成26年度の計画を記載した「海外実施計画」を策定した。 (2)新規実施検討候補であるネパール(カトマンズ)に出張し、日本留学同窓会、在ネパール日本国大使館、大学等教育機関、日本語教育関係者からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のためのインフラ整備状況等の現地調査を、引き続き行った。</p> <p>○既存実施国・地域での実施状況 本機構が主催する日本留学フェア等、海外での広報などに努めた結果、インド、香港等一部の実施国・地域では平成24年度よりも受験者数が増加した。 また、国際交流基金で研修中の外国人日本語教師に対する説明会を実施するなど、関係機関と連携した広報にも努めた。</p>	<p>海外実施に係る計画の策定状況 【評定36】 平成26年度海外実施計画を策定するとともに、ネパール(カトマンズ)での実施について引き続き検討していることは評価できる。 広報活動により、海外における一部の国・地域の受験者数が増加しており、評価できる取組である。</p>
<p>また、引き続き日本語教育機関等への広報を充実させ、年間受験者数の拡大を図っているか。 さらに、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学</p>	<p>○年間受験者数 平成25年度日本留学試験においては、東日本大震災等の影響のため、受験者の大半を占める日本国内の日本語教育機関の在籍者が平成24年度まで減少していたこと等の理由により、日本語教育機関等への広報を引き続き実施したが、年間受験者数は平成25年度目標値の41,000名</p>	<p>年間受験者数 【評定37】 外部要因である東日本大震災等の理由により平成25年度目標値には達しなかったが、広報活動による受験者数の回復に取り組んでおり、受験者数の減少に歯止めがかかりつ</p>

等の利用促進方策を実施しているか。

●定量的指標(年間受験者数)

- A 41,000名以上
- B 29,000名以上41,000名未満
- C 29,000名未満

には及ばなかったものの、対前年度減少数は平成24年度の約1割に抑制した(平成25年度:685名減、平成24年度:6,376名減)。更に、第2期中期目標期間における平均年間受験者数(38,433名)は、中期計画どおり、第1期中期目標期間における平均年間受験者数(36,544名)を上回った。

また、海外においては広報が奏功し、香港等受験者が増加した国・地域もあった。

効果的な受験者数増の取組みに資するために、国内外の受験者層の属性等の調査を実施した。今後、この調査結果を分析した上で、更なる利用促進の強化を図るため、「平成26年度日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。

〈年間受験者数の推移〉

(単位:人)

区分	第1回	第2回	計
第1期中期目標期間における平均年間受験者数			36,554
平成21年度受験者数	21,461	22,935	44,396
平成22年度受験者数	23,294	23,397	46,691
平成23年度受験者数	19,579	18,592	38,171
平成24年度受験者数	16,032	15,763	31,795
平成25年度受験者数	15,613	15,497	31,110
第2期中期目標期間における平均年間受験者数			38,433

〈参考〉海外実施の状況

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度
海外実施国・地域数	14の国・ 地域17都市	14の国・ 地域17都市
海外受験者数	第1回	2,792
	第2回	2,265
	合計	5,057

つあること、また、国外においては特定の国に偏ることなく、多くの国に対して広報をしていることは評価できる。

第2期中期目標期間の平均年間受験者数の平均は、中期計画どおり、第1期中期目標期間の平均年間受験者数を上回ったことは評価できる。

今後の受験者数増加のためにさらなる取組が望まれる。

さらに、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施しているか。

○試験の利用促進のための取組状況

- (1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を改訂し、大学等への平成26年度の試験実施通知の際に、送付した。また、各地域の基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議等において配付・説明する等、大学等に対し、日本留学試験の利用、渡日前入学許可等の取組を促した。
- (2)日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は平成25年度末で96校であり、平成24年度より増加した。(平成24年度末94校)
※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。
- (3)大学に対する平成26年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。
- (4)平成25年度から、新たに「日本語学校生のための専門学校進学相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。

試験の利用促進のための取組状況

【評定38】

試験の利用と渡日前入学許可の促進を図り、「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を作成し配布するなどの取り組みを実施した結果、渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。

国際化を進める大学に対し、試験利用制度に関する情報提供とともに連携を強化する等の方策が望まれる。

(小項目)1-3-6】	(6)日本語教育センターにおける教育の実施	日本語教育センターにおける教育の実施状況 【評定⑬】 <div style="text-align: center; font-size: 2em;">A</div>			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ①日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。特に、カリキュラム・教材等の開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会の開催、外国人日本語教員に対する現職研修及び教材の提供等を推進する。 ②私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受け入れるとともに、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、日本語教育部門の運営体制の更なる見直しを行う。 ③卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。 ④日本語教育センターの外国人留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を促進する。 ⑤日本語教育センターの附属施設を地域に積極的に開放する。					
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
①日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践するため、新カリキュラムに基づき引き続き教材の開発等に取り組んでいるか。日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を実施し、その成果の普及を図っているか。また、外国人日本語教員に対する現職研修の場を提供するとともに、教材の提供等を推進しているか。	○教材の開発 平成22年度に改訂した新カリキュラムに基づき以下の教材開発等に取り組んだ。 (1)アラビア語圏の学生のための教材開発 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の対応を行った。 ①平成22年度に作成した「留学生のための理科系専門用語辞典[数学・物理・化学・生物]日本語-英語-アラビア語」を引き続き、授業に活用、市販した。 ②平成24年度に作成した「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(力学編)」を授業に活用した。 ③アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材を作成した。 (2)専修学校進学者のための教材開発 「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の改訂作業を行うとともに、別冊教材を完成させた。 (3)基礎科目教材の開発 ①数学科 高等学校における新指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバ	質の高い教育の実践状況 【評定39】 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した、物理(力学編)の教材の活用や、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成により、アラビア語圏の学生向け教材を一層充実させたこと、並びに専修学校進学者を対象とした教材と数学、特に非漢字圏学生に対応した物理の基礎科目教材を一層充実させたことは、日本語教育のモデルとなる学習支援の観点から評価できる。 また、外国人日本語教員に対する現職研修の場として、ベトナム及び台湾の教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充実につながる取り組みとして評価できる。今後も、実施対象の必要性や規模を検討の上、引き続き実施していただきたい。			

ス改訂に対応するため、数学教材を改訂した。

②物理科

高等専門学校進学者等の非漢字圏の学習者を対象とした補助教材としての「物理サブノート」を作成し、「絵を見て覚える物理用語集（力学）」に改称した。

(4)非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材の開発

①非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として平成23年度に作成した日本語中級教材7分冊（読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト）の改訂を進めた。

②非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成に着手した。

○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を、東京、大阪で開催した。

また、成果の普及を図るため、実施概要報告を機構のホームページ上に掲載した。

○海外教員短期研修

ベトナム（貿易大学日本語学部基礎日本語学科講師）及び台湾（台湾東海大学日本語言文化学系講師）の教員2名を招聘し、日本語の指導方法について6日間研修を行った（平成25年8月）。

また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

○日本語教員の海外派遣等

文部科学省からの要請により、海外の予備教育機関への日本語教師3名の中国派遣（平成25年3月～7月）及び海外の予備教育機関に派遣される基礎教科教員の研修に協力した。

②引き続き私費外国人留学生の受入れ数の縮小を図りつつ、特に高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを

○学生の受入れに係る取組み

外国政府派遣留学生等の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等と綿密な連絡を取り、本センターの受入体制、指導、学習環境などについて積極的なアピールを行った。

学生の受入状況

【評定40】

私費外国人留学生の受入れについては、目標どおり受入数及び受入数全体に占める割合が縮小し、国費留学生及び外

図っているか。また、日本語教育部門については、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、引き続き組織・運営体制の改善を図っているか。

● 定量的指標(学生の受入状況)

私費外国人留学生の受入状況

- A 前年度以下の受入れ数
- B 前年度超かつ平成20年度実績以下の受入れ数
- C 平成20年度実績超の受入れ数

また、海外留学に注力しているサウジアラビアをはじめとする中東諸国からの留学生を獲得するため、平成25年4月にサウジアラビアで開催した「国際高等教育フェア2013」に参加した。

○ 国費・政府派遣・私費別受入れ数

私費留学生の受入れ数と、受入れ数全体に占める割合は、前年度以下に抑制した。

また、国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入れの合計については、受入れ数及び受入れ数全体に占める割合とも前年度を上回った。

区分		平成24年度			平成25年度		
		東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数	(人)	172	155	327	175	127	302
国費留学生	(人)	51	29	80	68	37	105
	(%)	—	—	24.5	—	—	34.8
政府派遣留学生	(人)	44	38	82	48	14	62
	(%)	—	—	25.1	—	—	20.5
私費留学生	(人)	77	88	165	59	76	135
	(%)	—	—	50.5	—	—	44.7

○ 希望教育等別受入れ数

(単位:人、%)

区分	平成24年度				平成25年度			
	東京	大阪	計	受入れ数に占める割合	東京	大阪	計	受入れ数に占める割合
受入れ数	172	155	327	—	175	127	302	—
準備教育を希望する学生	30	6	36	11.0	21	7	28	9.3
非漢字圏からの学生	105	74	179	54.7	128	52	180	59.6
大学院進学を希望する学生	35	50	85	26.0	32	44	76	25.2
基礎教科の予備教育を希望する学生	137	105	242	74.0	150	83	233	77.2

国政府派遣留学生の受入れの合計については、受入れ数及び受入れ数全体に占める割合とも前年度を上回ったため、評価できる。

また、非漢字圏からの学生を受け入れていることは評価できる。

●定量的指標(卒業者の進学率(進学者数／進学希望者数))

- A 97.6%以上
- B 95.4%以上97.6%未満
- C 95.4%未満

○卒業者の進学率の状況

区分	平成24年度			平成25年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数 (A) (人)	148	142	290	174	100	274
進学者数 (B) (人)	147	141	288	173	99	272
進学率 (B/A) (%)	99.3	99.3	99.3	99.4	99.0	99.3

〈参考〉定量的指標について

- (1)A評定の97.6%:第1期中期目標期間の平均値97.8%を第2期でも維持するために、平成22年度以降に平均的に達成する必要がある水準
※平成21年度98.7%のため、平成22年度以降、平均的に達成すべき水準は97.6%である。
- (2)B評定の95.4%:第1期中期目標期間における実績率の最低値(東京日本語教育センターの平成16年度実績率)

卒業者の進学率(進学者数／進学希望者数)

【評定41】

進学希望者のほぼ全員が進学でき、目標値を達成できたため、評価できる。

○運営体制の改善

効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下のような組織・運営体制の改善を図った。

- (1)学生募集活動
東京校、大阪校両校のPR等における連携を一層強化した。
- (2)教材の相互活用
カリキュラム・教材研究開発室の管理の下、教材を両校で分担して作成するとともに、作成・改訂した教材を相互に活用するなどの連携強化を図り、両校の教育の質の向上に努めた。

運営体制の見直し状況

【評定42】

東京・大阪両校の連携体制強化により、効果的な事業の実施及び教育の質の向上に努めたことは評価できる。

③卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図っているか。

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成26年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成26年2月に実施した。

- (1)日本語教育センターに対する満足度
4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」の回答は、東京、大

肯定的な評価の割合

【評定43】

修了予定者のアンケート調査では学校満足度が東京・大阪ともに97%以上であり、目標を大きく上回っているため高く評価できる。

平成24年度アンケート調査結果を踏まえた改善として、アラ

<p>●定量的指標(肯定的な評価の割合)</p> <p>A 80%以上</p> <p>B 56%以上80%未満</p> <p>C 56%未満</p>	<p>阪とも97%以上であった。</p> <p>(2)個別項目に対する満足度調査</p> <p>日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目について調査を行った結果、個別項目についても全ての項目で満足度は80%以上であった。</p> <p>(3)平成24年度のアンケート結果を踏まえた改善</p> <p>①アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に作成した「留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語-英語-アラビア語」を引き続き授業で活用した。 ・平成24年度に作成した「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(力学編)」を授業に活用した。 ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成に着手した。 <p>②「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の改訂作業を行うとともに、別冊教材を完成させた。</p> <p>③非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として平成23年度に作成した日本語中級教材7分冊(読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト)の改訂を進めた。</p> <p>④非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成に着手した。</p> <p>[評定39参照]</p>	<p>ビア語圏の学生のための教材の作成等を行ったことは評価できる。</p>
<p>④留学生の日本の文化や社会に対する理解を促進するため、地域の小学校等の国際理解教育に関する授業への参加や課外クラブ活動の実施など、日本語教育センターの学生と小・中・高・大学生、社会人との交流を行っているか。また、ホームステイ等への参加を促進しているか。</p>	<p>○国際理解教育授業への参加状況</p> <p>地域の小・中学校が実施する国際理解教育授業に対して、日本語教育センター在校生のほか、卒業生の参加・協力も含め、東京で延べ106名(3校・4回)、大阪81名(17校)が参加した。</p> <p>○小・中・高・大学生・社会人との交流状況</p> <p>在校生が以下のとおり参加した。</p> <p>東京:年間合計87件(参加者数 在校生延べ1,228名)</p>	<p>日本理解促進のための取組状況</p> <p>【評定44】</p> <p>留学生の日本の文化や社会に対する理解を促進するための様々な地道な取組みを行ったことは評価できる。</p>

大阪：年間合計57件(参加者数 在校生延べ1,073名)

○ホームステイへの参加状況

ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では都内各所(ボランティア会員・一般家庭等)28か所に在校生28名が、ホームステイ・ショートステイに参加し、日本人との交流を図った。

⑤東京日本語教育センターの学生ホール等の施設について、本来の教育活動に支障のない範囲で地域団体等へ開放し、その有効活用を図っているか。

○平成25年度は、日頃交流がある近隣地域の学校等に、交流事業の促進と併せて施設利用のPRを行う等、効果的かつ積極的に周知を行い、施設の有効活用を図った。

教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO法人などを貸出先に、以下のとおり貸し出しを行った。

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度
学生ホール	58	91
教室	29	12
計	87	103

施設の有効活用状況

【評定45】

貸し出し実績が前年度以上になったことは評価できる。

【(小項目)1-3-7】

(7) 留学情報提供・相談機能の強化

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

- ① 留学情報センター及び海外事務所等において、留学情報の収集・整理、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供及び留学相談を行う。また、ホームページアクセス件数を平成20年度実績以上とする。なお、各年度において利用状況を分析し、留学情報提供・相談機能の強化のための方策を検討・実施する。
- 留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。
- 日本留学に係る情報については、他機関等との連携により日本留学希望者向けのポータルサイトを構築するとともに、情報発信機能を強化し、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開への協力及び留学交流担当者の人材養成を実施する。
- ② 外国人を対象とした日本留学フェア及び日本留学に関する説明会、日本人を対象とした海外留学フェア及び海外留学に関する説明会を開催する。また、各種教育展、国内外の中等・高等教育機関、国際交流関係団体等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

留学情報提供・相談の状況

【評定⑭】

A

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価																											
<p>① 留学情報の収集・整理及び出版物の作成等を行っているか。また、ホームページの充実を図り、アクセス件数は平成20年度実績以上となっているか。なお、留学生交流及び留学情報提供に関する調査を実施・分析し、留学情報提供機能の強化のために活用しているか。</p>	<p>○ 留学情報の収集・整理 日本・海外留学希望者等へ国内外の大学・教育機関の教育体制・教育内容、留学手続き方法、奨学金その他留学関連情報を収集し機構ホームページ等を利用して積極的に情報を発信した。</p> <p>○ 出版物の作成 日本・海外留学に関する各種出版物を作成し、国内外の留学フェア等の際に配布するとともに、要望に基づき、国内外の大学等教育機関、在外日本公館、国際交流団体等に提供し、留学情報の普及に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="667 587 1464 991"> <thead> <tr> <th></th> <th>出版物名</th> <th>内容</th> <th></th> <th>作成部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">日本留学</td> <td>Student Guide to Japan</td> <td>日本留学総合案内冊子</td> <td>8か国語</td> <td>合計74,500部</td> </tr> <tr> <td>Student Guide to Japan【簡易版】</td> <td>上記の簡易・縮小版</td> <td>7か国語</td> <td>合計37,000部</td> </tr> <tr> <td>日本留学奨学金パンフレット</td> <td>日本留学のための奨学金一覧</td> <td>和文・英文</td> <td>各3,500部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海外留学</td> <td>私がつくる海外留学</td> <td>留学総合案内冊子</td> <td>和文</td> <td>6,000部</td> </tr> <tr> <td>海外留学奨学金パンフレット</td> <td>海外留学のための奨学金一覧</td> <td>和文</td> <td>6,000部</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 留学生交流及び留学情報提供に関する調査 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化、改善に役立てるため、次の調査を実施し、平成26年度の調査結果公表に向けて準備を進めた(下記①～⑤は平成25年8月実施、下記⑥は平成25年12月～平成26年3月実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国人留学生進路状況調査 ② 外国人留学生学位授与状況調査 ③ 日本人学生留学状況調査 ④ 外国人留学生年間短期受入れ状況調査 ⑤ 短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査 ⑥ 海外教育機関調査(スペイン) 		出版物名	内容		作成部数	日本留学	Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	8か国語	合計74,500部	Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	7か国語	合計37,000部	日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文	各3,500部	海外留学	私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文	6,000部	海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文	6,000部	<p>留学情報の提供状況及びその改善状況 【評定46】 日本・海外留学希望者のためにホームページ等を利用して情報提供に努めたことは評価できる。 日本人向けの資料は発行部数は少ないが、機構ホームページに掲載・配布しているため評価できる。</p>
	出版物名	内容		作成部数																									
日本留学	Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	8か国語	合計74,500部																									
	Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	7か国語	合計37,000部																									
	日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文	各3,500部																									
海外留学	私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文	6,000部																									
	海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文	6,000部																									

日本留学に係る情報提供については、日本留学ポータルサイトのコンテンツの充実を図り、情報発信機能の強化を図っているか。また、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開に協力しているか。大学等の留学交流担当者育成に寄与する人材養成の機会を設けているか。

○日本留学ポータルサイトの充実

ウェブを通じた日本留学情報提供におけるワンストップサービスの展開を目指すことを目的として運営している日本留学ポータルサイトについては、利用者がインターネット上の情報を安全に入手できるよう、更なるセキュリティ対策を行った。

○ワンストップサービス展開への協力

海外における日本留学希望者のためのワンストップサービス展開のため、タイ(バンコク)に職員を長期出張させて現地での情報提供の強化を図った。

また、海外の様々な場所で日本留学関係の資料を入手・閲覧できる機会を増やすという方針に基づき、日本留学促進資料の公開拠点(20の国・地域、55か所)として指定するアジア地域の大学、図書館等に引き続き日本留学関連資料を送付するとともに、要望に基づき、機構が作成した様々な言語の印刷物を海外の関係機関に提供した。

なお、インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置する事務所においては、日本留学説明会の実施、留学相談、日本留学関係資料の閲覧、渡日前入学許可推進に係る事業(我が国の大学が行う入学試験会場の提供)等を行った。

○大学等の留学交流担当者養成のための研修の実施

我が国の大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識の修得及び適切な実務研修の機会を提供することを目的として実施した。

「留学生交流実務担当教職員養成プログラム」

・講演会:「外国人留学生のリクルーティング戦略ー海外向け広報戦略の立て方と実践方法ー」

※講師による講演と質疑応答

・報告会:留学生交流拠点整備事業報告会

※実施担当大学10校が平成25年度の取り組み事例、成果等を報告

上記のテーマに基づく研修を東京及び大阪で合計3回実施し、235名が受講した。

●定量的指標(ホームページのアクセス件数)

- A 1,027万件以上
- B 719万件以上1,027万件未満
- C 719万件未満

○ホームページの充実

日本留学への関心の回復に貢献できるよう、以下のような魅力的なホームページの構築及びユーザビリティの向上を図った。

- (1)日本留学に関するホームページ(日本留学ポータルサイトを含む。)については、日本留学希望者向け情報を6言語("Student Guide to Japan"については16言語)で対応した。
- (2)海外留学に関する情報については、特に機構に対して海外留学希望者からの問い合わせが多い海外留学奨学金情報の充実を目的として、海外留学奨学金検索サイトを構築した。また、平成24年度に実施した海外教育機関調査(インド)の結果を掲載した(平成25年4月)。
- (3)ホームページのアクセス件数
上記の結果、留学情報におけるホームページアクセス件数は、目標値の1,027万件を上回った。
13,577,189件
(平成24年度実績:13,775,510件)

ホームページのアクセス件数

【評定47】

ホームページの充実等やユーザビリティ向上の努力により、目標を大きく上回るアクセス件数を達成したことは評価できる。

②在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本留学希望者のための日本留学フェア及び日本留学セミナーを実施するほか、海外において他機関が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供を行うことで、日本留学の促進を図っているか。また、在日外国公館や教育機関等との連携の下、海外留学希望者のための海外留学フェア及び海外留学説明会を実施し、海外留学の促進を図っているか。

○日本留学フェア及び日本留学セミナーの実施

現地帰国留学生会、在外日本国公館等関係機関の協力並びに日本の大学等の参加を得て、諸外国において「日本留学フェア」及び「日本留学セミナー」を実施し、日本の高等教育に関する情報及び個々の大学等の教育・研究上の特色等に関する情報をブース対応やセミナー形式により提供するなどして、合計で約31,000名の来場者があった。タイにおいては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択大学が合同で出展できるよう便宜を図った。日本留学フェア及び日本留学セミナーにおいて、日本留学試験実施機関等と連携のもと、日本留学試験模擬試験の実施や日本留学試験模擬試験試験問題の配布を行った。

(1)日本留学フェア実施状況

(単位:人)

国・地域	都市	日程	参加大学等数	来場者数	備考
ベトナム	ホーチミン	5/25	145大学等 4機関	2,500	

日本留学フェア等の実施状況

【評定48】

日本留学、海外留学双方について、国内外において各種イベントを多数実施又は参加することで留学情報の積極的な提供に尽力しており、評価できる。日本留学については、各種イベントが開催されていない地域もあるので、多くの地域で開催することが望ましい。海外留学フェアについては、より一層来場者が増えるよう実施方法等検討の上実施していただきたい。

	ハノイ	5/26	150大学等 4機関	2,100	
北米(米国)	セントルイス	5/28～31	15大学	699	大学間交流促進プログラム
台湾	高雄	7/20	179大学等 2機関	1,411	
	台北	7/21	190大学等 3機関	3,203	
タイ	チェンマイ	8/30	40大学等 3機関	791	
	バンコク	9/1	75大学等 6機関	2,324	
韓国	釜山	9/7	160大学等 1機関	1,430	
	ソウル	9/8	174大学等 2機関	2,125	
欧州(トルコ)	イスタンブール	9/11～13	13大学	543	大学間交流促進プログラム
インドネシア	スラバヤ	10/26	45大学等 4機関	1,770	
	ジャカルタ	10/27	64大学等 4機関	3,170	
中国	北京	11/2・3	34大学等 3機関	1,822	国際教育展
	上海	11/9・10	30大学等 4機関	1,156	
マレーシア	クアラルンプール	12/14・15	35大学等	2,910	国際教育展

(2) 日本留学セミナー実施状況

(単位:人)

国・地域	都市	日程	参加大学等数	来場者数
中国	香港	8/17	6大学等	240
モンゴル	ウランバートル	10/5	—	670
ブラジル	サンパウロ	11/12	7大学	約100
	ブラジリア	11/14	6大学	約200
ミャンマー	ヤンゴン	12/7	8大学等	150
ネパール	カトマンズ	2/15	6大学等	752
バングラデシュ	ダッカ	3/8・9	3大学等	579
中国	北京	3/15・16	—	484

○海外留学フェア及び海外留学説明会の実施

海外留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や教育機関等のブース参加を得て、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等の正確な情報を提供する「海外留学フェア」を東京で実施し、407名の来場者があった。

加えて、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の経験談を中心とした小規模のセミナーの「海外留学説明会」を、札幌、東京、名古屋、大阪において合計6回実施した。

○国内外で他機関が実施する説明会等への積極的参加

日本留学に関しては、国土交通省が展開する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に基づく国際旅行博覧会や大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択大学が海外で実施する日本留学に関する説明会等に参加し、12か国14都市において、資料配布及び個別面談等による日本留学プロモーション活動を合計15回にわたり実施した。また、日本国内においても、大学等の要請に基づき、日本留学に関する説明を行った。

海外留学に関しては、大学が主催する留学フェアや国際交流団体等が主催するイベント等に、要請に基づき合計15回参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

【(小項目)1-3-8】

(8)外国人留学生等の交流推進

外国人留学生等の交流の実施状況

【評定⑮】

A

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

- ①外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。
- ②東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用、一般競争入札等による民間委託により、年間稼働率(全体及び国際交流に係る催事それぞれ)を平成21～22年度については平成18年度実績以上を、平成23～25年度については平成20～22年度の3か年の実績平均値以上を確保する。なお、プラザ平成の留学情報センターが有する情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。
- 留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

評価基準	実績	分析・評価																									
①東京国際交流館において、外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解を図るため、我が国の大学等の協力のもと、国際シンポジウム、講演会及び研究発表会を平成24年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ実施しているか。また、事業毎に参加者のニーズ等についてのアンケート調査を引き続き実施し、次年度以降の事業計画策定に反映させているか。	<p>○東京国際交流館における国際シンポジウム等の実施 外国人留学生と日本人留学生との交流推進・相互理解を図るため、以下のプログラムを実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム名</th> <th>内容等</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際シンポジウム</td> <td>21世紀はアジアの世紀か? - 環境問題、経済格差、人間の安全保障 - * 埼玉大学の協力により実施</td> <td>12月17日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">講演会 「国際塾」</td> <td>第27回 映画「タイムグラバあちゃん」制作秘話</td> <td>6月22日</td> </tr> <tr> <td>第28回 飾り巻き寿司で日本の伝統料理を学ぼう!</td> <td>12月14日</td> </tr> <tr> <td>第29回 三味線鑑賞会</td> <td>2月7日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入居者による 研究発表会</td> <td>第39回 「What is MY STUDY?」</td> <td>8月10日</td> </tr> <tr> <td>第40回 「幸せ」をテーマにしたディスカッション</td> <td>10月19日</td> </tr> <tr> <td>第41回 「What is MY STUDY?」</td> <td>11月16日</td> </tr> <tr> <td>第42回 国際理解ワークショップ(イラン編)</td> <td>1月25日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第43回 国際理解ワークショップ(アジア編)</td> <td>3月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度のアンケート調査で好評であったが応募者の都合上、平成24年度は実施に至らなかった「国際理解ワークショップ」を、平成25年度は2回実施した。</p> <p>また、平成24年度に「日本」についてのプログラムとして「歌舞伎鑑賞</p>	プログラム名	内容等	開催日	国際シンポジウム	21世紀はアジアの世紀か? - 環境問題、経済格差、人間の安全保障 - * 埼玉大学の協力により実施	12月17日	講演会 「国際塾」	第27回 映画「タイムグラバあちゃん」制作秘話	6月22日	第28回 飾り巻き寿司で日本の伝統料理を学ぼう!	12月14日	第29回 三味線鑑賞会	2月7日	入居者による 研究発表会	第39回 「What is MY STUDY?」	8月10日	第40回 「幸せ」をテーマにしたディスカッション	10月19日	第41回 「What is MY STUDY?」	11月16日	第42回 国際理解ワークショップ(イラン編)	1月25日		第43回 国際理解ワークショップ(アジア編)	3月30日	<p>東京国際交流館における交流事業の実施状況 【評定49】 東京国際交流館における国際シンポジウム、講演会及び研究発表会については、左記のとおりアンケート調査結果を踏まえ実施できたので評価できる。</p> <p>入居者による研究発表会は大事な試みであり、継続していただきたい。</p>
プログラム名	内容等	開催日																									
国際シンポジウム	21世紀はアジアの世紀か? - 環境問題、経済格差、人間の安全保障 - * 埼玉大学の協力により実施	12月17日																									
講演会 「国際塾」	第27回 映画「タイムグラバあちゃん」制作秘話	6月22日																									
	第28回 飾り巻き寿司で日本の伝統料理を学ぼう!	12月14日																									
	第29回 三味線鑑賞会	2月7日																									
入居者による 研究発表会	第39回 「What is MY STUDY?」	8月10日																									
	第40回 「幸せ」をテーマにしたディスカッション	10月19日																									
	第41回 「What is MY STUDY?」	11月16日																									
	第42回 国際理解ワークショップ(イラン編)	1月25日																									
	第43回 国際理解ワークショップ(アジア編)	3月30日																									

会」及び「京町屋」を実施したが、平成25年度においても、日本についてのプログラムとして、飾り巻き寿司を学ぶプログラムや三味線を鑑賞するプログラムを実施した。

次年度以降の事業計画の策定にあたり参考とするため、上記事業毎に参加者のニーズ等についてのアンケート調査を実施した。

②東京国際交流館プラザ平成については、資産の有効活用の観点から貸出施設として活用を図ることとし、会議施設の年間稼働率を平成20～22年度の3か年の実績平均値以上とするよう努めているか。また、年間稼働率のうち国際交流に係る催事の稼働率についても平成20～22年度の3か年の実績平均値以上とするよう努めているか。

●定量的指標(プラザ平成会議施設の年間稼働率)

[稼働率(機構利用を除く)]

・3階<国際交流会議場とメディアホール>20.3%以上(平均)

・4階<会議室5室>18.8%以上(平均)

[稼働率のうち国際交流に係る催事(機構利用を除く)]

・3階<国際交流会議場とメディアホール>5.3%以上(平均)

・4階<会議室5室>4.0%以上(平均)

A 平成20～22年度の3か年の実績平均値以上

B 4区分のうち1区分が平成20～22年

○プラザ平成会議施設の年間稼働率

資産の有効活用の観点から、プラザ平成を以下のとおり貸し出した。

稼働率(機構利用除く)	指標 (平成20～22年度実績の3か年平均)	平成24年度	平成25年度
3階 国際交流会議場&メディアホール	20.3% 以上	30.2%	36.1%
4階 会議室1～5	18.8% 以上	22.7%	24.5%
稼働率のうち国際交流に係る催事	指標 (平成20～22年度実績の3か年平均)	平成24年度	平成25年度
3階 国際交流会議場&メディアホール	5.3% 以上	6.3%	6.9%
4階 会議室1～5	4.0% 以上	4.2%	4.0%

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、資産の有効活用のため、平成24年度に引き続き、プラザ平成会議施設の貸出しを実施し、4区分の稼働率すべてにおいて目標値を上回るとともに、3区分については前年度実績を上回った。

■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)

「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについて

プラザ平成会議施設の年間稼働率

【評定50】

プラザ平成会議施設の年間稼働率については、左記のとおり全区分において目標値を上回ったため評価できる。

度の3か年の実績平均値未満
 C 4区分のうち2区分以上が平成20～
 22年度の3か年の実績平均値未満

※会議施設の稼働率とは、以下の算定
 式により求められた比率をいう。

$$\text{稼働率(\%)} = \frac{\text{利用回数累計(利用区分単位)}}{\text{(貸出対象施設数} \times \text{利用区分} \times \text{開館日数)}}$$

具体的には、会議施設毎に午前、
 午後、夜間の3区分×各室数(2室
 または5室)×開館日数を分母とす
 る。

は、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を
 得る」

■平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)
 「「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1
 月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面
 凍結」

○プラザ平成会議施設の収支状況

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度
収入	66,930	73,872
支出	356,226	441,718
収入－支出	△289,296	△367,847

○徴収料金

(単位:円)

区分	平成24年度	平成25年度	(確保されるべき質)
会議施設利用料金	57,902,116	69,584,836	
研修宿泊室宿泊料金	1,172,000	1,556,000	
計	59,074,116	71,140,836	年間51,200千円以上

※徴収料金(光熱水料を除く。)とは、4月1日から翌年3月31日までを1年間と
 し、その期間内において会議施設等の利用があり、既に料金を徴収してい
 る、あるいは請求書を発行しているものの合計額から光熱水料等を差し引い
 た額のことである。

※上表の「確保されるべき質」は、平成25年度東京国際交流館プラザ平成会議
 施設等運営業務仕様書において「本事業の実施に当たり確保されるべき質」
 として受託者に求めた質のことである。

○プラザ平成及び留学生・研究者宿舎の一体的な売却については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、プラザ平成については、東京都の定める臨海副都心開発の基本方針や土地利用目的等を踏まえつつ、外部貸し出しを行った。

■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)

「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」

[各法人等について講ずべき措置]

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」

売却も含めた資産の有効活用方策に向けての取組状況

【評定51】

目標の年間稼働率を達成し、前年度を上回る徴収料金を確保して閣議決定を踏まえ適切な措置を講じ資産の有効活用を行ったことは評価できる。

【(小項目)1-3-9】	(9)外国人留学生の就職支援	【評定⑩】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報や企業説明会等への支援を関係機関等と連携して行う。</p> <p>また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
<p>評価基準</p> <p>国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供等を関係機関等と連携して行っているか。</p> <p>また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進しているか。</p>	<p>実績</p> <p>○就職指導に関するガイダンス 「全国就職指導ガイダンス」の中で、「外国人留学生の就職支援についてのセッション」として組み入れて実施した。 〔評定54参照〕</p> <p>○就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう、「外国人留学生のための就活ガイド2015」を作成し、英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の活用促進を図った。</p> <p>また、関係機関等と連携して実施した「全国就職ガイダンス」の「外国人留学生の就職支援についてのセッション」の資料として参加者に配布した。</p> <p>○機構のメールマガジン(日本留学ネットワークメールマガジン)において東京外国人雇用サービスセンターのセミナーやイベント等の情報提供を、関係機関等と連携して行った。</p>	<p>分析・評価</p> <p>外国人留学生の就職支援の実施状況</p> <p>【評定⑩】</p> <p>外国人留学生の就職支援を強化するために、関係機関との緊密な連携のもとに、「全国就職指導ガイダンス」における「外国人留学生の就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。また、就活ガイドやメールマガジンにより、留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。</p> <p>今後、留学生の増加とともにますます重要となる業務であり、一層の充実を図っていただきたい。</p>			

【(小項目)1-3-10】 (10)帰国外国人留学生に対するフォローアップ		【評定⑰】																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、メールマガジンを通じて、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。		A																		
		H21	H22	H23	H24															
		A	A	A	A															
評価基準	実績	分析・評価																		
帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施しているか。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、ビジネス・就職関係情報など様々な情報を提供しているか。	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。 平成25年度は、29大学17カ国・地域49名を採用した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。 平成25年度は、9大学10名を採用した。</p> <p>○Japan Alumni eNews(日本留学ネットワークメールマガジン) JASSOの留学生事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介他のテーマに関する情報を、日・英2ヶ国語で毎月配信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、ポスター及びリーフレットを大学、帰国留学生会、国際交流協会等へ送付した。平成25年度の配信数は平成24年度よりも増加した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">平成24年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度最終配信日</td> <td>平成25年3月8日</td> <td>平成26年3月10日</td> </tr> <tr> <td>国・地域数</td> <td style="text-align: center;">169</td> <td style="text-align: center;">172</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td style="text-align: center;">39,529</td> <td style="text-align: center;">44,814</td> </tr> <tr> <td>年間合計配信数</td> <td style="text-align: center;">411,826</td> <td style="text-align: center;">529,722</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成24年度	平成25年度	年度最終配信日	平成25年3月8日	平成26年3月10日	国・地域数	169	172	配信数	39,529	44,814	年間合計配信数	411,826	529,722	<p>帰国留学生に対するフォローアップの実施状況 【評定⑰】 各事業を適切に実施したことは評価できる。また、日本留学ネットワークメールマガジンの配信数が増加し、フォローアップが充実したことは評価できる。</p>			
年度	平成24年度	平成25年度																		
年度最終配信日	平成25年3月8日	平成26年3月10日																		
国・地域数	169	172																		
配信数	39,529	44,814																		
年間合計配信数	411,826	529,722																		

【(中項目)1-4】	4 学生生活支援事業										
【(小項目)1-4-1】	(1)学生生活支援担当教職員に対する研修の充実										
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。</p> <p>(i)学生相談領域 (ii)就職・キャリア支援領域 (iii)留学生修学支援領域 (iv)障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域</p> <p>なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止する。</p>		<p>学生生活支援担当教職員に対する研修の状況 【評定⑩】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>		H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24								
A	A	A	A								
評価基準	実績	分析・評価									
<p>大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の研修を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施しているか。また、各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、参加者や大学等からのニーズを的確に吸い上げ、カリキュラム等事業内容の改善・見直しについて引き続き検討を行っているか。</p> <p>なお、受講料については、有料化の導入に向けた具体的な検討結果を踏まえ、引き続き就職・キャリア支援研修会[専門コース]を有料とし、その状況を検証していくこととしている。</p>	<p>○平成24年度に引き続き、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域で研修会を実施した。また、参加者や大学等のニーズの把握も行い、それをカリキュラム等の事業内容に反映させた。</p> <p>また、有料化については、平成24年度に引き続き、「就職・キャリア支援研修会」の「専門コース」において実施し、また、これに係るアンケート調査を実施しその状況を検証した。</p> <p>なお、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、平成26年度の研修事業については「学生相談・メンタルヘルス研修会」及び「就職・キャリア支援研修会」を廃止することとした。</p> <p>■「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会)</p> <p>「学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図るものとする。」</p>	<p>学生生活支援担当教職員に対する研修の実施状況 【評定52】</p> <p>各研修会を目的に沿って実施したことは評価できる。大学等のニーズも把握して、事業内容に反映させる努力を行っているので、評価できる。</p>									

○研修企画委員会

以下の日程で、各領域研修会の実施における教材の作成、研修プログラムの進め方、今後の策定スケジュール等企画・運営に係る検討を行った。また、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会)について議論がなされた結果、研修事業について、各領域の見直し等を行うことに理解を得た。

[学生相談・メンタルヘルス領域]

第1回:平成25年8月12日

第2回:平成25年11月7日

第3回:平成26年2月5日

第4回:平成26年3月6日

[就職・キャリア支援領域]

第1回:平成25年5月17日

第2回:平成25年7月2日

第3回:平成25年10月15日

第4回:平成26年1月14日

第5回:平成26年3月4日

[障害学生支援領域]

第1回:平成25年6月13日

第2回:平成25年10月3日

第3回:平成26年2月3日

第4回:平成26年2月17日

○各領域別研修の実施状況

(i)学生相談・メンタルヘルス領域

①目的:

現代の学生の状況、メンタルヘルスに関する知見等を踏まえつつ、自校の教育目的に基づき、学内外の関係者と連携・協力しながら、学生の課題解決の支援を実施することができる教職員を養

(i)学生相談・メンタルヘルス領域
・学生相談・メンタルヘルス研修会

成する。また、自校の学生相談の改善・充実に貢献することができる教職員としての能力向上を図る。

②対象者:

学生相談に関わる教職員

③期待される効果:

- ・心の悩みを抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・自校における組織のあり方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

④実施時期等: 以下の表参照。

(単位:人)

名称	地区	実施時期/会場	定員	参加者数
(i)学生相談・メンタルヘルス領域				
学生相談・メンタルヘルス研修会	東京	平成25年9月25日～27日 東京国際交流館プラザ平成	100	98
	大阪	平成25年12月11日～13日 大阪府立労働センター エル・おおさか	100	102

(ii)就職・キャリア支援領域

- ・就職・キャリア支援研修会
[基礎コース]
- ・就職・キャリア支援研修会
[専門コース]

(ii)就職・キャリア支援領域

①目的:

学生を取り巻く社会的状況と、キャリアや進路選択に関する現代の学生の特徴を理解し、就職・キャリア支援担当者としての実践力の向上を図る。また、自校の就職・キャリア支援の取組全体の整備・改善に貢献できる教職員の能力向上を図る。
この領域では、研修会を[基礎コース]と[専門コース]の2つのコースに分けて実施した。

②対象者:

[基礎コース]

就職支援業務またはキャリア支援業務に従事する者。

[専門コース]

就職・キャリア支援に関わる専門性の高い知識・技術の修得を希望する者であって、基礎コースを修了した者。

③期待される効果:

[基礎コース]

- ・学生の就職・キャリアに関する相談に対しキャリア・カウンセリングの基本を踏まえた適切な支援ができる。
- ・現状の就職・キャリア支援に関する取組をより効果的に実施することができる。

[専門コース]

- ・中核的な教職員として、自校における就職・キャリア支援に関する企画・マネジメント業務の実践力が向上する。

④実施時期等: 以下の表参照。

(単位:人)

名称	地区	実施時期/会場	定員	参加者数
(ii)就職・キャリア支援領域				
就職・キャリア支援研修会 [基礎コース]	東京	平成25年8月1日～3日 東京国際交流館プラザ平成	100	100
	大阪	平成25年9月4日～6日 追手門学院大阪城スクエア	100	98
就職・キャリア支援研修会 [専門コース]	東京	平成25年6月28日～29日・ 11月9日 東京国際交流館プラザ平成	36	36

(iii)障害学生支援領域

- ・障害学生支援研修会
[理解・実践プログラム]
- ・障害学生支援研修会
[応用プログラム]

(iii)障害学生支援領域

①目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

この領域では、研修会を[理解・実践プログラム]と[応用プログラム]の2つのプログラムに分けて実施した。

②対象者:

障害学生支援に関わる教職員

③期待される効果:

[理解・実践プログラム]

- ・障害学生支援の基礎知識(基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等)について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることができる。
- ・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築くなどのコーディネートをすることができる。

[応用プログラム]

- ・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。
- ・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

④実施時期等:以下の表参照。

(単位:人)

名称	地区	実施時期/会場	定員	参加者数
(iii)障害学生支援領域				
障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム]	東京	平成25年9月18日～19日 東京国際交流館プラザ平成	100	97
	大阪	平成25年8月21日～22日 大阪府立労働センター エル・おおさか	100	100
障害学生支援研修会 [応用プログラム]	東京	平成25年11月18日～19日 東京国際交流館プラザ平成	50	56

●定量的指標(参加者の満足度)

- A 80%以上
- B 56%以上80%未満
- C 56%未満

○各研修会における参加者満足度調査の結果

各研修会参加者に対し満足度調査を実施したところ、回答者から高い満足度を得た。

(単位:%)

名称	地区	満足度
(i)学生相談・メンタルヘルス領域		
学生相談・メンタルヘルス研修会	東京	100
	大阪	99.0
(ii)就職・キャリア支援領域		
就職・キャリア支援研修会[基礎コース]	東京	100
	大阪	100
就職・キャリア支援研修会[専門コース]	東京	100
(iii)障害学生支援領域		
障害学生支援研修会[理解・実践プログラム]	東京	99.0
	大阪	100
障害学生支援研修会[応用プログラム]	東京	98.2
(研修会全体の平均)		99.5

参加者の満足度

【評定53】

参加者アンケートでは、目標を大きく上回る満足度を得ているため、高く評価できる。

【(小項目)1-4-2】	(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施状況											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをはじめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行う。なお、学生支援情報データベースについては、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、その改善に努める。</p> <p>学生支援情報データベースについては、平成22年度中に廃止する。</p>		<p>【評定⑱】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p> <table border="1" data-bbox="1585 320 2190 405"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24										
A	A	A	A										
評価基準	実績	分析・評価											
<p>学生生活支援に関する情報の収集・提供を全国就職指導ガイダンス及び障害学生支援に関する全国規模のシンポジウムの開催等を通じて行う。</p>	<p>学生生活支援に関する情報の収集・提供等を次のとおり実施した。</p> <p>○インターネットによる情報提供 「就職関係情報」について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に係る的確な情報の発信に努めた。</p> <p>○「全国就職指導ガイダンス」の開催</p> <p>①目的： 大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、就職問題懇談会「申合せ」及び日本経済団体連合会「倫理憲章」に基づいた適正な就職・採用活動について周知・徹底するとともに、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資する。</p> <p>②実施時期及び会場： 平成25年6月4日 東京ビッグサイト</p> <p>③対象： 大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体</p> <p>④参加者： 971名(満足度91.8%)</p>	<p>学生生活支援に関する情報の収集・提供等の状況</p> <p>【評定54】</p> <p>各事業において、大学等の関係者が多数参加し、有益な情報やノウハウの取得等が行われたことにより、高い満足度が得られたことは評価できる。</p> <p>大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、調査項目を充実して実施したことは評価できる。</p>											

⑤協力団体等:

主催: 文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構

協力: 厚生労働省、経済産業省

後援: 一般社団法人日本経済団体連合会

※全国就職指導ガイダンスでは、多様な学生への就職支援の推進を目的として、外国人留学生及び障害のある学生の就職支援についてのセッションを併せて実施した。

①外国人留学生就職支援セッション参加者: 152名

②障害学生就職支援セッション参加者: 207名

○「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー～中途退学、休学、不登校の学生に対する取組～」の実施

①目的:

各大学等において関心の高い課題となっている、学生生活に適應できずに、中途退学、休学、不登校となってしまう学生に対する取組に焦点を当てたセミナーを開催し、講演による情報提供、先進事例等の紹介などを行うことにより、各大学等における学生支援の充実に資する。

②実施時期及び会場:

平成25年10月22日

国立オリンピック記念青少年総合センター

③対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校の理事・副学長相当職、学生支援に携わる教員および幹部職員(課長相当職以上)

④参加者: 421名(満足度95.1%)

⑤協力団体等:

協力: 文部科学省、日本学生相談学会

○「大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成25年度)」の実施

大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について

て調査し、学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として実施した(平成25年9月)。
実施に際し、外部有識者による学生支援の取組状況に関する調査協力者会議の審議を踏まえ、不登校の学生に対する取組などを調査項目に追加したほか、一定の変更を行った。

※従来の「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」を、平成25年度より改称。

【(小項目)1-4-3】	(3)心身に障害のある者への支援	【評定⑳】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 心身に障害のある者に関する、大学等への進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
心身に障害のある者に関する、大学等における進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うための調査研究を進めているか。また、関係機関と連携した研究会やシンポジウムの開催、支援情報の提供の充実など、障害学生修学支援事業を推進しているか。	<p>○平成25年度高等教育における障害学生支援に関するシンポジウム 高等教育段階における合理的配慮についての理解を深め、障害学生支援の充実に資することを目的として、大学、短期大学及び高等専門学校の副学長(副校長)相当者等を対象としたシンポジウムを以下のとおり開催した。</p> <p>開催日:平成25年10月24日 テーマ:各大学等に求められる「合理的配慮」とは何か 対象:大学・短期大学・高等専門学校の副学長(副校長)相当者等 参加者数:392名 満足度:95.5%</p> <p>○障害学生修学支援ネットワーク事業 障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校・協力機関等において、障害学生修学支援担当者を対象として、相談対応と障害学生支援セミナー及び障害学生の修学支援に関する調査研究を実施した。</p> <p>(1)平成25年度障害学生支援セミナー 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が公布され(平成25年6月)、合理的配慮規定等が施行されることとなっている(平成28年4月)。また、国連の障害者の権利に関する条約が我が国について効力を生ずることとなった(平成26年2月)。このため、大学等における合理的配慮の提供義務等についての理解を促進するため、拠点校等の協力を得て、障害学生支援セミナーを以下のとおり開催した。</p>	心身に障害のある者への支援状況 【評定⑳】 高等教育段階における障害学生支援の理解を深めるため、シンポジウムやセミナー等を目的に沿って計画どおり開催し、参加者に対する満足度調査では、概ね9割以上の満足度となる等高い評価を得たことは評価できる。 大学等副学長相当者等を対象としたシンポジウムの開催により、大学等が障害学生に提供する「合理的配慮」等についての理解が深まるよう努めたことは評価できる。 障害学生修学支援ネットワーク拠点校等との連携による障害学生支援セミナーを各地で開催したことにより、障害のある学生が修学するにあたって生じる合理的配慮や発達障害の学生に対する支援等の課題についての関係者の理解を深めたことは評価できる。また、障害学生修学支援に関する調査研究を実施したことは評価できる。 障害学生修学支援事例研究会において、発達障害の学生への支援方法について、具体的な個別事例に基づき情報や意見の交換を行うことにより、参加者の理解が深まるよう努めたことは評価できる。 障害学生支援実態調査の調査項目を見直して、これまで十分把握できていなかった障害のある学生の入学時の措			

(単位:人、%)

開催日	協力大学	参加者数	満足度	テーマ
10月31日	札幌学院大学	90	95.0	発達障害のある学生への合理的配慮について
11月2日	福岡教育大学・九州大学	64	100	テクノロジー、メンタルヘルス、学生サポートスタッフへの取り組み
11月16日	関西学院大学	120	97.3	発達障害における移行期の支援1—初等教育から高等教育まで—
11月30日	同志社大学	114	100	障がいのある学生のキャリア形成教育と就職活動支援について考える
12月2日	富山大学	82	94.1	発達障害学生への合理的配慮をどう提供するか
12月17日	筑波大学・筑波技術大学	148	96.0	障害学生支援とテクノロジー—
2月2日	日本福祉大学・愛知教育大学	100	89.4	共に見つめ直す障害学生支援
2月7日	富山大学	156	95.4	発達障害学生の特性を生かした社会参入—修学支援から就職支援へのリンケージ—
2月14日	宮城教育大学	60	90.2	高等教育機関における発達障害学生支援の展望—高大連携の在り方について考える—
2月17日	広島大学	57	89.2	高等教育機関における障害学生支援の支援リソースシェアリングについて
2月22日	関西学院大学	122	100	発達障害における移行期の支援2—高等教育から社会参加に向けてできること—
3月8日	福岡教育大学・九州大学	90	87.3	発達障害学生・生徒への支援と高大連携

置等の状況を把握できたことは、障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で有益であるため評価できる。

「障害学生支援委員会」を新たに設け、平成26年度の障害学生支援関係の業務全体の方針について専門的な見地から幅広く協議したことは評価できる。

(2) 障害学生支援に関する調査研究

拠点校6大学の協力を得て調査研究を実施した。調査結果については、平成26年度にホームページで公表する。

研究テーマは以下のとおり。

①札幌学院大学(障害のある学生に対する就職支援と学内外の連携

に関する調査研究～学生・卒業生・教職員を対象とする聞き取り調査～)

- ②宮城教育大学(全国の教育大学(教員養成大学)における発達障害学生支援の取り組みの現状と課題について)
- ③富山大学(高機能発達障害大学生に対する就労支援の在り方に関する実証的研究)
- ④日本福祉大学(障害学生の支援に関わる高大連携および入口支援の在り方に関する調査)
- ⑤関西学院大学(高校から大学への移行期における発達の变化と環境変化が学校適応に及ぼす影響について)
- ⑥広島大学(支援デザインの最適化～地域連携による支援リソースの共有)

○障害学生修学支援事例研究会

障害学生の修学支援における課題について、専門的な見地から情報を提供し、また、個別事例について大学等の担当者が情報交換を行い、障害学生の修学支援の充実に資することを目的として、以下のとおり開催した。

開催日:平成25年8月30日

テーマ:発達障害学生の修学支援

対象者:大学・短期大学・高等専門学校において、障害学生支援を担当している教職員(参加申込時点で1年以上従事する者)

参加者:141名

満足度:96.7%

○関係機関の取組の情報提供

ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツの充実の一環として、大学等における26件の取組について掲載した。

○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する目的で、毎年実施している。

平成25年度は、入学に関する調査項目の見直しを以下のとおり行い、実態調査結果を平成26年3月に公表した。(回収率100%)

【調査項目の見直し】

①追加した項目

- ・入試要項等への障害学生配慮に関する記載状況
- ・入学者選抜において実施可能な配慮(特別措置)
- ・障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況
- ・入学者選抜において実施した特別措置の内容(障害種別)

②変更した項目

- ・障害のある相談者・志願者・受験者・合格者・入学者数[障害種別・学校種別]

特別措置を行った受験者・合格者・入学者の数を課程別(通学制、通信制等)に調査していたものを、障害種別に相談者・志願者・受験者・合格者・入学者数を調査し、さらに受験者・合格者・入学者については、その内訳として特別措置を行った人数について調査することとした。

○障害学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動

(1)「教職員のための障害学生修学支援ガイド」や「障害学生支援についての教職員研修プログラムDVD & Power Point」について、全国就職指導ガイダンス、障害学生支援研修会、ホームページで周知し、活用の促進に努めた結果、各地で開催された障害学生支援に関する講演会等で活用された。

(2)「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の結果や機構における障害学生修学支援の取組等、障害学生修学支援に関する情報について、ホームページに掲載し、実態調査の冊子を大学等に送付するとともに、大学等における講演等で積極的に情報提供を行った。その結果、新聞や関係団体の資料等に広く掲載されるとともに、障害学生支援に関する論文や関係機関や団体の事業計画策定の参考として活用された。

○平成25年度障害学生支援委員会

障害学生支援事業について、国の障害者支援施策に沿った適切な推進

	<p>を図るための包括的な協議を行うため、平成25年度新たに「障害学生支援委員会」を開催し(平成26年3月)、平成25年度実施事業及び平成26年度以降実施予定の障害学生支援事業について協議した。</p>	
--	---	--

【(中項目)1-5】	5 その他附帯業務						
【(小項目)1-5-1】	5 その他附帯業務			【評定⑳】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。				H21	H22	H23	H24
				A	A	A	A
評価基準	実績			分析・評価			
平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力しているか。	○高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し(平成26年2月)、都道府県からの各種問い合わせに対応した。			高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況 【評定㉑】 高校奨学金事業について、都道府県からの各種問い合わせ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力できたので、評価できる。			

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置																			
【(中項目)2-1】	1 業務の効率化																			
【(小項目)2-1-1】	(1)一般管理費等の削減																			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。</p> <p>なお、一般管理費及び業務経費のうち、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務をはじめとする各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進める。</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1590 296 2190 384">一般管理費等の削減状況 【評定②】</th> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1590 384 2190 427" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <th data-bbox="1590 427 1738 470">H21</th> <th data-bbox="1738 427 1886 470">H22</th> <th data-bbox="1886 427 2033 470">H23</th> <th data-bbox="2033 427 2190 470">H24</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1590 470 1738 513" style="text-align: center;">A</td> <td data-bbox="1738 470 1886 513" style="text-align: center;">A</td> <td data-bbox="1886 470 2033 513" style="text-align: center;">A</td> <td data-bbox="2033 470 2190 513" style="text-align: center;">A</td> </tr> </table>				一般管理費等の削減状況 【評定②】				A				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
一般管理費等の削減状況 【評定②】																				
A																				
H21	H22	H23	H24																	
A	A	A	A																	

評価基準	実績	分析・評価
<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)及び業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努めているか。</p> <p>●定量的指標(一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況)</p> <p>A 16億3,600万円以下</p> <p>B 16億3,600万円超17億円以下</p> <p>C 17億円超</p>	<p>○経費削減に係る取組</p> <p>昨年度に引き続き、光熱水費について、次の事項を実施、周知することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の抑制を図った。</p> <p>①冷暖房温度 クールビズ、ウォームビズの励行により適切に設定</p> <p>②パソコン ディスプレイの省電力設定を行う、離席時の電源オフ等の徹底</p> <p>③プリンター 業務に影響しない範囲で稼働台数を削減</p> <p>④冷蔵庫 設定温度を調整</p> <p>⑤エレベーターの運転台数 業務に支障のない範囲で削減</p> <p>⑥廊下、ロビー等共用部分の照明 業務上必要最小限の範囲で点灯</p> <p>外部委託も引き続き推進した。 [評定 ㉓ 参照]</p> <p>○平成25年度決算 : 16億2,800万円</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度予算額: 19億4,800万円 ・平成21年度決算額: 17億5,300万円 ・平成22年度決算額: 16億4,100万円 ・平成23年度決算額: 15億7,900万円 ・平成24年度決算額: 16億3,200万円 ・中期計画期間終了時(平成25年度)の目標額: 16億3,600万円 	<p>一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況</p> <p>【評定55】</p> <p>引き続き、役職員の省エネルギーに関する意識の向上の促進に努めたので、評価できる。</p> <p>実績のとおり、目標額に向けて、業務経費の節減に努めたので、評価できる。</p>

〈一般管理費の削減状況〉

(単位:千円)

区分	平成20年度	平成25年度	平成20年度予算に対する削減割合
	予算	実績	
一般管理費	591,300	611,136	—
人件費(管理系)	1,365,502	1,016,852	—
合計	1,947,802	1,627,988	△16.4%

●定量的指標(業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況)

- A 135億9,100万円以下
- B 135億9,100万円超138億5,900万円以下
- C 138億5,900万円超

○平成25年度決算 :113億3,900万円

(参考)

- ・平成20年度予算額:149億3,500万円
- ・平成21年度決算額:140億100万円
- ・平成22年度決算額:134億1,100万円
- ・平成23年度決算額:122億5,800万円
- ・平成24年度決算額:108億8,100万円
- ・中期計画期間終了時(平成25年度)の目標額:135億9,100万円

〈事業費の削減状況〉

(単位:千円)

区分	平成20年度	平成25年度	平成20年度予算に対する削減割合
	予算	実績	
業務経費	11,436,399	8,278,823	—
人件費(事業系)	3,498,640	3,059,814	—
合計	14,935,039	11,338,636	△24.1%

業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況

【評定56】

実績のとおり、目標額に向けて、業務経費の節減に努めたので、評価できる。

奨学金貸与業務に関する費用については、中期計画の達成に向け、貸与金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、奨学金貸与に係る費用について、事業規模の推移を踏まえた効率化を図っているか。

○中期計画における期首要回収額は、平成20年度予算 3,416億7,700万円に対し、平成25年度要回収額は 5,577億6,800万円であり、その伸び率は平成20年度比63.2%の増加となっている。

○返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成 21 年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)は、平成 20 年度予算 27 億 6,600 万円に対し、平成 25 年度実績 44 億 4,100 万円となっており、その伸び率は平成 20 年度比 60.5%となった。

〈奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況〉

(単位:千円)

区分	平成20年度	平成25年度	平成20年度基準額に対する伸び率
	基準額	実績	
期首要回収額	341,677,341	557,768,099	63.2%
返還金回収事務処理費等	2,766,369	4,441,017	60.5%

平成25年度の人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、引き続き平成17年度の人件費に比べて5%以上削減されているか。

○人件費の削減状況

区分	平成24年度	平成25年度
実績額	32億863万円	31億4,767万円
対前年度削減率	7.0%	1.9%
対17年度削減率	24.6%	26.0%

[参考1]

- ・平成17年度実績額:42億5,350万円
- ・平成25年度の目標額(平成17年度実績額比5%減):40億4,100万円

[参考2]

人件費については、第2期中期計画において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47

奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況

【評定57】

実績のとおり、期首要回収額の伸び率を下回る費用の削減を図ったので、評価できる。

人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況

【評定58】

実績のとおり、平成17年度の人件費に比べて26.0%削減することができており、目標を超える削減率を得られたため、評価できる。

号)、「勧告の方向性」(平成18年11月27日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとした。

平成25年度は引き続き平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとした。

○福利厚生費の見直し状況

福利厚生費については、事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、年度ごとに検討を行っている。

- (1)レクリエーション経費については、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、支出を行っていない。また、予算要求も行っていない。
- (2)レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)については、事業の内容及び経費について点検を実施し、引き続き積極的な経費節減に努めた。
- (3)「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成21年12月9日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)による指摘事項を踏まえ、互助組織に対する法人からの支出は行っていない。
- (4)職員等に対する食券交付・実費支給などの給食費補助、および食堂運営等に係る事業に対する法人からの支出は行っていない。

実績のとおり、福利厚生費について必要な見直しを実施したため、評価できる。

<p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減しているか。</p> <p>職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進めているか。</p>	<p>○国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針とし、東日本大震災復興支援のための措置として、国家公務員の給与特例法に準じた役職員の給与等の減額を、平成24年度に引き続き、平成25年度も実施した。</p> <p>○(独)日本学生支援機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)については、100.9となっている。国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、</p> <p>①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区など)に勤務する職員の比率(25年:82.9%←24年:82.9%)が高いこと、</p> <p>②学歴別では、大学卒以上の職員数(25年:82.9%←24年:82.9%)が短大・高校卒の職員数と比較して多いうえに中学卒の該当者がいないことから国家公務員全体と比較して高いこと等の理由による。</p> <p>○役職手当以外の諸手当の内容等については、国と同様となっており、法人独自の諸手当はない。役職手当については、国の場合と支給額の一部が異なるが、人事院規則9-17「俸給の特別調整額」で定められている「行政職俸給表(一)」における国の支給額を基準として、国における職務の級の下位にあたる支給額またはそれ以下としており、人件費の抑制を図っている。</p>	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し 【評定59】</p> <p>実績のとおり、国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針とし、国家公務員の給与特例法に準じて役職員の給与等の減額を実施したので、評価できる。</p> <p>(独)日本学生支援機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)については、100.9となっているが、依然として国に比べて給与水準が高いことに対して、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高いこと、②学歴別では、大学卒の職員数が短大卒・高校卒の職員数と比較して多い上に、中学卒の職員は該当者がいないことなど、給与水準の適切性の検証がなされており、評価できる。</p>
	<p>○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。</p> <p>平成20・21年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成25年度においても平成24年度に引き続き、任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。</p> <p>なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期計画開</p>	<p>職員数の削減状況 【評定60】</p> <p>実績のとおり、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、第2期中期計画終了時にあたり、計画的な人員の削減が進んだことは評価できる。</p> <p>ただ、非常勤職員や人材派遣の活用は、業務の見直しや効率化とともに行わなければ、正規職員の代替措置ととらえられる恐れがあるので、今後とも十分留意願いたい。</p>

	<p>始時の職員数(542名)と比べ、1割程度の職員数を削減(平成25年度末487名)することとしているが、平成25年度末においても、当該目標人数を達成した。</p> <p>○役職員数(平成26年3月末現在) 役員:7名(7名) 常勤職員:477名(475名) ※()は平成25年3月末現在</p>	
--	--	--

【(小項目)2-1-2】	(2) 外部委託等の推進	外部委託等の状況															
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		【評定②3】															
<p>①効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、延滞債権のうち特に初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行う。また、中・長期の延滞債権の外部委託については計画的に実施する。</p> <p>②国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めることとし、このため、適切に受託者を選定、委託し、市場化テストの検証結果等を踏まえ、民間競争入札の更なる推進を図るとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。</p> <p>なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。</p>		A															
		H21	H22	H23	H24												
		A	A	A	A												
評価基準	実績	分析・評価															
<p>①奨学金貸与業務においては、確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書及び返還誓約書の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中・長期の延滞債権について計画的に外部委託を実施し、一部入金者等については、引き続き回収業務を外部委託しているか。</p>	<p>○確認書・返還誓約書業務の委託状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="712 871 1420 1106"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施時期</th> <th>作業総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認書の点検</td> <td>平成25年7月 ～平成26年2月</td> <td>327,472</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検 (平成21年度以前採用者分)</td> <td>平成25年12月 ～平成26年3月</td> <td>12,376</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検 (平成22年度以降採用者分)</td> <td>平成25年4月 ～平成26年3月</td> <td>493,181</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施時期	作業総件数	確認書の点検	平成25年7月 ～平成26年2月	327,472	返還誓約書の点検 (平成21年度以前採用者分)	平成25年12月 ～平成26年3月	12,376	返還誓約書の点検 (平成22年度以降採用者分)	平成25年4月 ～平成26年3月	493,181	<p>外部委託の実施状況</p> <p>【評定61】</p> <p>確認書及び返還誓約書の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、初期延滞債権に係る督促架電及び回収業務についても引き続き外部委託を行っているため評価できる。</p> <p>個人情報の適正な管理が外部委託によって損なわれることのないよう委託先の選定に留意していただきたい。</p>			
区分	実施時期	作業総件数															
確認書の点検	平成25年7月 ～平成26年2月	327,472															
返還誓約書の点検 (平成21年度以前採用者分)	平成25年12月 ～平成26年3月	12,376															
返還誓約書の点検 (平成22年度以降採用者分)	平成25年4月 ～平成26年3月	493,181															

○返還金回収業務の委託状況

(単位:件)

区分	実施期間	作業総件数
初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	平成25年4月～ 平成26年3月	1,502,785
初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	平成25年4月～ 平成26年3月	73,693
中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成24年8月～ 平成26年2月	9,593
	平成25年2月～ 平成26年2月	8,426
	平成25年8月～ 平成27年2月	9,301
	平成26年2月～ 平成27年2月	8,100

○返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

(単位:件)

区分	実施期間	作業総件数
初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託継続分	平成25年4月～ 平成26年3月	9,266
中長期延滞債権の回収委託委託継続分	平成25年3月～ 平成26年2月	8,924

②国際交流会館については、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施しているか。

○公正かつ効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ平成25年度の国際交流会館等の管理・運営業務については、引き続き、競争入札による外部委託を実施した。

(参考)国際交流会館等の収支状況

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度
収入	466,984	694,471
支出	851,126	1,131,197
収入ー支出	△384,141	△436,725

○売却が困難な札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、引き続き、売却努力を続けるとともに、当面、廃止の進め方についての検討を行う間、資産の有効活用の観点から、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずることとし、今後の在り方等について大学及び地方自治体など関係機関との協議を積極的に行った。また、「独立行政法人等の改革に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について、今後の処理方針の検討に先立ち、平成26年2月より、一般競争入札の手続を開始した。

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」

管理運営委託の状況

【評定62】

公正かつ効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、売却が困難な国際交流会館等の管理・運営業務について競争入札による業務委託を行っているので評価できる。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、大学及び地方自治体等と協議を進めるなど、引き続き売却努力を続け、適切な対応を行っているので評価できる。

【(小項目)2-1-3】	(3)入札・契約の適正化	入札・契約の適正化の実施状況			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。 また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p>		<p>【評定24】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p>			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施しているか。新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行っているか。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進しているか。</p>	<p>○平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等(一般競争入札、企画競争、公募)により調達した。</p> <p>また、一者応札、一者応募への対応として、2か年連続(2回連続を含む)して一者応札又は一者応募になった案件について、入札参加予定事業者に対する意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更、参加条件の緩和を図った。</p> <p>○少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性を確保するため、50万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を本機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを導入した(実施要領の制定:平成25年4月、実施:平成25年6月)。</p> <p>○企画競争の円滑な実施に向けて、公示及び公募要領の作成並びに公示から企画提案書等の提出期限までの日数を見直すため、「企画競争による公募に係る実施要領」の改正を行った(平成25年6月)。また、政府調達案件への競争参加を希望する事業者の円滑な参入に向けて、競争参加資格の申請の場所及び提出期日を記載することを明記するなど、「政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」の改正を行った(平成26年2月)。</p> <p>○随意契約の適正化に向けて、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年4月23日閣議決定)に即して、</p>	<p>入札・契約の適正化に係る実施状況</p> <p>【評定63】</p> <p>真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等により調達を実施していること、及び2か年連続して一者応札・一者応募になった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じたことは、評価できる。</p> <p>契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るために適切に要項の見直しを実施したことは評価できる。</p>			

障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するため、「契約事務取扱細則」第23条に規定する随意契約によることができる場合の条項に「慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受ける場合」を明文化した(平成26年1月)。

○契約件数及び契約金額の状況

区分	平成24年度実績		平成25年度実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(75.1%) 181	(78.9%) 3,328,886	(72.1%) 196	(80.8%) 4,738,390
競争入札等	(65.6%) 158	(63.1%) 2,663,453	(62.5%) 170	(68.0%) 3,986,121
企画競争、公募	(9.5%) 23	(15.8%) 665,433	(9.6%) 26	(12.8%) 752,268
競争性のない随意契約	(24.9%) 60	(21.1%) 892,313	(27.9%) 76	(19.2%) 1,123,141
合計	(100.0%) 241	(100.0%) 4,221,199	(100.0%) 272	(100.0%) 5,861,530

○随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき適正化を推進するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき平成21年度に設置された契約監視委員会を開催(平成25年11月27日)し、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づく見直し状況、平成25年度上半期(4月～9月)における「競争性のない随意契約」及び「一者応札、一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。

また、「一者応札、一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確認され、平成26年度以降の取組についても承認された。

なお、平成25年度上半期の「一者応札、一者応募」(15件)のうち、2ヶ年連続して「一者応札、一者応募」となったもの(5件)については、平成24年度の点検を踏まえ改善することとした取組は適切に実施されたこと

随意契約の見直し状況

【評定64】

随意契約で実施していたものや一者応札、一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を推進するとともに、競争性の確保を図ったことは、評価できる。

が認められ、平成26年度以降の更なる見直しとして、入札参加を見合わせた事業者からの意見を踏まえ、仕様書及び公告期間の見直しを図ること等の措置内容が承認された。

○平成25年度における競争性のない随意契約は76件(27.9%)、11.2億円(19.2%)となり、平成20年度の146件(36.6%)、22.1億円(42.0%)から大幅に減少しており、「随意契約等見直し計画」の13.2億円(25.0%)を達成した。また、競争性のある契約については、複数年契約の増加や調達の統合化等により競争入札等の件数は減少しているものの、196件(72.1%)、47.4億円(80.8%)となり、平成20年度の253件(63.4%)、30.6億円(58.0%)から大幅に割合が増加しており、「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に見直しが行われた契約手続きが実施されている。

○「一者応札、一者応募」については、本機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、平成24年度の43件(うち不落随意契約4件)23.8%から45件(うち不落随意契約4件)23.0%へと競争性のある契約件数に占める割合は減少しており、更なる競争性の確保が達成された。

【(小項目)2-1-4】	(4)業務・システムの最適化	【評定⑳】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムの最適化を計画的に実施する。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
最適化後の奨学金業務システムを適切に運用しているか。また、次世代システムについては、社会保障・税番号制度を踏まえ、調査を行い、検討を進めているか。	<p>○奨学金業務・システムの最適化</p> <p>最適化後の奨学金業務システムが稼働して1年が経過したが、引き続き想定外の事象が発生した際に迅速に対応できる体制を維持した結果、概ね順調に運用することができた。</p> <p>○次世代システム</p> <p>前年度に引き続き、次世代システム検討準備委員会を開催し、次世代システムの主な検討事項である社会保障・税に関わる番号制度に関する情報共有及び検討すべき課題に関する協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7回 平成25年6月11日 ・第8回 平成25年7月18日 ・第9回 平成25年10月9日 ・第10回 平成25年12月19日 ・第11回 平成26年3月7日 <p>また、社会保障・税に関わる番号制度が現行システムに与える影響を調査するための調査・研究業務を実施し、番号制度の導入で想定されるシステムの規模の見積や業務フローの想定を行った。</p> <p>さらに、内閣官房が調達するシステムの説明会に参加するとともに、政省令制定に向けた調査に協力を行うことで、番号制度の詳細な制度及びシステム設計に関する情報収集を進めた。</p>	業務・システムの最適化の実施状況 【評定㉑】 奨学金業務システムを順調に運用することができたため評価できる。 次世代システムについては、導入に向けた検討準備委員会を開催するとともに、社会保障・税に関わる番号制度が導入された場合の影響調査を実施する等、必要な情報収集を行ったため評価できる。			

【(中項目)2-2】	2 組織の効果的な機能発揮						
【(小項目)2-2-1】	(1)政策企画委員会			【評定⑳】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】				A			
<p>理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会から、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得る。</p>				H21	H22	H23	H24
				A	A	A	A
評価基準	実績			分析・評価			
<p>理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会を適時に開催し、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得ているか。</p>	<p>○政策企画委員会の開催</p> <p>①開催日:平成26年1月28日</p> <p>②議題: 次期中期計画に向けたJASSO事業の取組みと今後の展開</p> <p>③審議内容: 機構が実施する3事業(奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業)の状況と今後の展開について議論を行い、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について、外部有識者から客観的な視点に基づき意見をいただいた。 なお、委員会の開催後、議事録については機構のホームページに公開した。</p>			<p>政策企画委員会の運営状況</p> <p>【評定⑳】</p> <p>実績のとおり、委員会を開催し、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について外部有識者より助言を得ることができたので、評価できる。</p>			

【(小項目)2-2-2】	(2)組織の見直し	【評定⑳】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 組織については、より効果的・効率的業務運営に資するよう、管理職も含め組織の簡素化を進めるとともに、必要な見直しを行う。当面、「留学生30万人計画」に留意しつつ、特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行う。支部については、各地域において、大学等と連携しつつ、機構の事業を効果的に実施できるよう、支部の行う事業も含めて見直しを行う。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準 業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、管理職を含め組織の簡素化を図っているか。また、奨学金貸与事業の規模の拡大や、留学生支援の情報提供窓口機能の強化、障害学生支援事業の充実等を踏まえた体制整備を行う。	実績 ○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期計画の進捗・達成状況、制度変更の諸事情等を適切に勘案し、効率的・効果的な組織を構築するため、平成25年4月において、組織の簡素化を図るとともに、機構の事務事業の見直しや「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日文部科学省)等への対応状況、常勤職員と非常勤職員・派遣職員の役割分担等に留意しつつ、管理部門と事業部門を併せ、組織の見直しを実施した。主なものは以下のとおりである。 (1)調査分析機能強化のため、総合計画課内に調査分析室を設置した。 (2)学資貸与課における業務改善、企画・立案機能強化、体制強化、マネジメント強化のため、貸与管理室を設置し、係の体制を整備した。 (3)円滑な業務実施等を図るため、交流・宿舍事業課を改組し、留学生宿舍管理室及び留学生交流支援課を設置するとともに、国際奨学課の事業の一部を留学生交流支援課へ、交流・宿舍事業課の事業の一部を国際奨学課へ移管した。また、窓口機能強化のため、企画調査室を留学情報課に改組・昇格した。 (4)学生生活部において、各種調査研究業務及び情報収集・分析業務を学生支援企画課から学生支援推進課へ移管し、障害学生支援への重点化及び研修事業と情報収集・提供との業務集約による有機的連携のための体制を整備した。また、業務の見直し・効率化により定員を削減した。	分析・評価 組織の見直し状況 【評定㉑】 業務の見直し等により、組織の簡素化を推進しつつ、行政改革等の指摘に対応した体制整備のため、各事業部内において業務の移管・集約を行う等、より効果的・効率的な業務運営を図ったので評価できる。			

	<p>○平成26年度からの組織体制については、行政改革、新たな中期目標・中期計画への対応を的確に行いつつ、新たな事業を含めた中期計画事項の円滑な実施及び準備を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会)の指摘等を踏まえ、内部ガバナンスの体制強化、グローバル人材育成本部の設置、留学生事業部及び学生生活部の再編等の組織見直しを行った。</p>	
--	---	--

【(小項目)2-2-3】	(3)業務改善の推進	【評定⑳】 A			
		H21	H22	H23	H24
		A		A	
評価基準		実績			分析・評価
<p>組織の効果的な機能発揮を目的に、業務改善等について職員が積極的に提言できる仕組みを活用して、職員の意識の向上を図ることにより一層の業務改善の推進に努めているか。</p>	<p>○業務改善の推進に係る取組 職員のモチベーションを高めるため、業務改善等について職員が積極的に提言できる仕組みとして、「提言用メールボックス」を平成23年度より設置しており、平成25年度についても、引き続き機構内グループウェア掲示板にて周知・募集を行った。 平成25年度の提言事項については、関係部長等による検討を経た上で、関係部局で将来に向けて検討を要する提言がみられた。 また、各部署において、日々行われている業務改善の提案・検討・実施状況について調査を行ったところ、各部署で組織的に改善が行われており、意識の向上が図られていることを確認した。</p>			<p>業務改善の推進状況 【評定⑳】 「提言用メールボックス」の提言が各部署の業務改善につながり、また、業務改善に係る調査の結果、各部署において着実に改善が行われていることが把握できたことから、職員の意識の向上が確実に図られており評価できる。</p>	

【(中項目)2-3】	3 内部統制・ガバナンスの強化			【評定⑳】 A											
【(小項目)2-3-1】	(1) 適切な評価の実施							<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1599 268 1742 311">H21</td> <td data-bbox="1742 268 1886 311">H22</td> <td data-bbox="1886 268 2029 311">H23</td> <td data-bbox="2029 268 2181 311">H24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 311 1742 354">A</td> <td data-bbox="1742 311 1886 354">A</td> <td data-bbox="1886 311 2029 354">A</td> <td data-bbox="2029 311 2181 354">A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24
H21	H22	H23	H24												
A	A	A	A												
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を事業の改善に活用する。評価の結果は、ホームページ等において公表する。</p>															
評価基準	実績			分析・評価											
<p>自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用しているか。評価の結果は、ホームページ等において公表しているか。</p>	<p>○自己評価を踏まえた独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の開催状況</p> <p>平成25年4月～5月に、平成24年度業務実績について、厳格かつ客観的な評価に資するよう定量的な把握に努めつつ取りまとめ、自己評価を実施した。これを踏まえ、外部有識者による評価委員会(第1回)を平成25年6月10日に開催し、平成24年度業務実績の評価を行った。評価結果については、ホームページに公開した。</p> <p>また、評価委員会(第2回)を開催し、平成25年度業務実績に係る評価の観点(評価指標)について審議した。その際、平成25年度計画の前年度からの変更に伴い評価指標を適切に変更することにより、評価内容の更なる改善を図った。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用状況</p> <p>評価結果について各部にフィードバックのうえ、評価におけるPDCAサイクル(計画・実行・評価分析・改善のサイクル)に基づき、平成25年度業務の現状・課題の把握・分析、改善方法の策定等の進捗状況の把握を、平成25年9月～11月に行った。そのうえで、評価結果における指摘事項が平成25年度業務にどのように反映され、改善が図られたかについて留意して、平成25年度業務実績に係る評価指標を策定した。</p> <p>なお、適切な評価の実施に資するため、PDCAサイクルの説明、当該サイクルの各段階における具体的な実施事項及び関連資料等を掲載した「評価の手引き」を改訂し、平成26年3月に各部に提示し、周知を図った。</p>			<p>適切な評価の実施状況</p> <p>【評定⑳】</p> <p>自己評価を踏まえて外部有識者による評価を実施し、その結果をフィードバックして改善に活かしており、評価できる。引き続き、評価結果が効率的・効果的な事業の実施に向けて活用されるよう適切な評価を実施することが望まれる。</p>											

【(小項目)2-3-2】	(2) 監査の実施	【評定③〇】	A
---------------------	-----------	---------------	----------

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けるとともに、業務執行部内から独立した監査室を設置し、監事監査及び内部監査の機能を強化する。	H21	H22	H23	H24
	A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価																		
業務の適正化に資するため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けているか。また、効果的に内部監査を実施することで、引き続き機構における内部監査の機能強化を図っているか。	<p>○監事定期監査</p> <p>監事による監査を受けた。実施内容は以下のとおりである。</p> <p>監事定期監査においては、平成24年度に実施した各事業を対象とし、各事業に係る業務や会計経理が、中期計画及び年度計画に基づき法令その他の定め及び予算に従って適正かつ効率的・効果的に運営・処理されたかという観点から、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査を実施した。</p> <p>監査の実施にあたり、平成24年度は現行中期計画の目標達成に向けた完成年度である平成25年度を見据えるとともに、次期中期計画策定のメルクマールとなるべき重要な年度との認識に立ち、次期中期計画に向けた指標管理の策定に講じられるべき必要な観点に留意しつつ、現行中期計画に設けられた定量的・定性的目標指標の妥当性・有用性について重きを置き監査を実施した。</p> <p>○内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査)</p> <p>内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査)を機構内の特定課題を深く調査し、課題改善につなげることを目的として実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成25年6月</td> <td>業務監査(法人文書管理の状況に係る監査)</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成25年10月～ 平成26年3月</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業務監査</td> <td>返還猶予課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>留学試験課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学生支援企画課・学生支援推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東海北陸支部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計監査</td> <td>近畿支部 東海北陸支部</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	監査内容	対象	平成25年6月	業務監査(法人文書管理の状況に係る監査)	総務課	平成25年10月～ 平成26年3月	業務監査	返還猶予課		留学試験課		学生支援企画課・学生支援推進課		東海北陸支部		会計監査	近畿支部 東海北陸支部	<p>監査の実施状況</p> <p>【評定③〇】</p> <p>監事による監査については、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査を実施するとともに、内部統制上極めて重要な事項に重点をおいて監査したことは評価できる。</p> <p>また、内部監査として業務監査、会計監査、自己査定監査を実施し、機構内の特定課題を深く調査し、改善が必要と判断された業務に関してフォローアップを実施したことは評価できる。</p>
実施時期	監査内容	対象																		
平成25年6月	業務監査(法人文書管理の状況に係る監査)	総務課																		
平成25年10月～ 平成26年3月	業務監査	返還猶予課																		
		留学試験課																		
		学生支援企画課・学生支援推進課																		
		東海北陸支部																		
	会計監査	近畿支部 東海北陸支部																		

		近畿支部
平成25年5月～6月	自己査定監査	奨学総務課 法務課

①業務監査

平成25年6月に法人文書の管理状況に係る点検結果を基に、「法人文書管理の状況に係る監査」を実施した。

平成25年10月～平成26年3月に、「減額返還」、「日本留学試験」、「研修事業の重点化・有料化」及び「支部の法的処理」を重点項目とし、業務とマニュアルの整合性、個人情報保護・管理の状況及び法人文書管理の状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

②会計監査

平成25年11月～平成26年3月に、「支部の会計処理」を重点項目とし、小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

③自己査定監査

平成25年5月～6月に、平成24年4月1日以降平成25年3月31日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」について、監査を実施した。

④過年度監査のフォローアップ

平成24年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討・計画的な取組を行い速やかに一定の結論を得るよう求めた「個人情報情報機関の活用」等についてフォローアップを行い、改善状況の確認を行った(平成26年3月)。

[評定1参照]

【(小項目)2-3-3】	(3)コンプライアンスの推進	【評定③1】 A												
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令及び規程等を遵守し、適切な運営を図る。このため、コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの一層の推進を図る。		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24	B	A	A	A	
H21	H22	H23	H24											
B	A	A	A											
評価基準	実績	分析・評価												
奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、社会的信頼の維持及び業務の公平性の確保に資するため、コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づきコンプライアンスの一層の推進を図っているか。	<p>○コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者2名を含む18名の委員で構成。平成25年6月10日開催)において「平成25年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、平成25年度において以下の取組を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、各課等においてコンプライアンス等の取組みを推進している係長相当職員の果たす役割が大きいことから、平成25年度は係長相当職員に対する研修をはじめ、次の研修を実施し、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図った。</p> <p>①各課等においてコンプライアンス等の取組みを推進している係長相当職員(主に奨学金事業以外の業務に携わる者)を対象に外部講師による研修を実施した。</p> <p>②新入職員等に対する研修を通じ、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p> <table border="1" data-bbox="698 1126 1473 1342"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏事務所に在籍する係長相当職員 (主に奨学金事業以外の業務に携わる者)</td> <td>平成25年10月29日</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>新入職員等 (常勤・任期付職員・非常勤職員)</td> <td>随時</td> <td>72人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「平成25年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修時の資料として配付し</p>	対象者	実施時期	参加人数	首都圏事務所に在籍する係長相当職員 (主に奨学金事業以外の業務に携わる者)	平成25年10月29日	37人	新入職員等 (常勤・任期付職員・非常勤職員)	随時	72人	コンプライアンス推進の状況 【評定③1】 コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図っていることは、評価できる。特に、係長相当職員に対する研修にも力を入れることは、機構の事業の適切な運営に資するという意味で評価できる。 コンプライアンスについての研修は、職員100%の参加が望ましいので、今後は、研修参加を100%にするため、欠席者に対してのフォローアップ実施を検討いただきたい。			
対象者	実施時期	参加人数												
首都圏事務所に在籍する係長相当職員 (主に奨学金事業以外の業務に携わる者)	平成25年10月29日	37人												
新入職員等 (常勤・任期付職員・非常勤職員)	随時	72人												

	<p>役職員に周知した。</p> <p>(3)ホームページを通じて、コンプライアンスの推進について对外広報を行うとともに、職員に対する周知の徹底を図った。</p> <p>(4)個人情報保護の徹底</p> <p>①個人情報の取り扱い等で注意すべきポイントをまとめた「個人情報保護に係る自己点検シート」について、職員一人ひとりに自己点検を実施させた(平成26年2月)。これにより、機構が保有する個人情報の保護に関する理解と意識の涵養を図った</p> <p>②「個人情報保護規程施行状況調査」を実施(平成26年1月)し、各部署における個人情報保護規程の施行状況の確認と点検を行い、意識の涵養を図った。</p>	
--	---	--

【(小項目)2-3-4】	(4)随意契約の見直し	【評定③2】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するため、契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施しているか。新たに生じる契約についても、同計画を踏まえ、可能な限りより競争性の高い方法で契約を行っているか。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進しているか。</p>	<p>○契約監視委員会の開催</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成23年9月2日総務省行政管理局長事務連絡)を踏まえ、平成25年度第1回契約監視委員会を開催した(平成25年11月27日)。</p> <p>○随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき適正化を推進するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき平成21年度に設置された契約監視委員会を開催(平成25年11月27日)し、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づく見直し状況、平成25年度上半期(4月～9月)における「競争性のない随意契約」及び「一者応札、一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。</p> <p>また、「一者応札、一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確認され、平成26年度以降の取組についても承認された。</p> <p>なお、平成25年度上半期の「一者応札、一者応募」(15件)のうち、2ヶ年連続して「一者応札、一者応募」となったもの(5件)については、平成24年度の点検を踏まえ改善することとした取組は適切に実施されたことが認められ、平成26年度以降の更なる見直しとして、入札参加を見合わせた事業者からの意見を踏まえ、仕様書及び公告期間の見直しを図ること等の措置内容が承認された。</p> <p>〔評定64再掲〕</p> <p>○平成25年度における競争性のない随意契約は76件(27.9%)、11.2億</p>	<p>随意契約の見直し状況</p> <p>【評定③2】</p> <p>随意契約で実施していたものや一者応札、一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を押し進めるとともに、競争性の確保を図ったことは、評価できる。</p>			

	<p>円(19.2%)となり、平成20年度の146件(36.6%)、22.1億円(42.0%)から大幅に減少しており、「随意契約等見直し計画」の13.2億円(25.0%)を達成した。また、競争性のある契約については、複数年契約の増加や調達の統合化等により競争入札等の件数は減少しているものの、196件(72.1%)、47.4億円(80.8%)となり、平成20年度の253件(63.4%)、30.6億円(58.0%)から大幅に割合が増加しており、「随意契約等見直し計画」に基づき、適切に見直しが行われた契約手続きが実施されている。</p> <p>〔評定64再掲〕</p> <p>○「一者応札、一者応募」については、本機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、平成24年度の43件(うち不落随意契約4件)23.8%から45件(うち不落随意契約4件)23.0%へと競争性のある契約件数に占める割合は減少しており、更なる競争性の確保が達成された。</p> <p>〔評定64再掲〕</p>	
--	--	--

【(大項目)3】	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画										
【(中項目)3-1】											
【(小項目)3-1-1】	(1)収入の確保等		【評定33】								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ①財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。 ②国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。 ③広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討する。 ④奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。			A								
			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24								
A	A	A	A								
評価基準	実績	分析・評価									
①財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図っているか。	平成24年度財務諸表の公表にあたり、決算情報等の公表の充実を図るため、決算情報を簡潔に取りまとめた「平成24事業年度決算の概要」を作成し、財務諸表とともにホームページでの公表を行った(平成25年7月)。	決算情報・セグメント情報の公表の状況 【評定65】 実績のとおり、決算情報の公表の充実を図っており、評価できる。									
②日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努めているか。	○平成25年度決算 日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校のPRの連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めている。 <table border="1" data-bbox="703 1129 1402 1299" style="margin: 10px auto; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">項目</th> <th style="background-color: #d9ead3;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度留学生宿舍収入</td> <td>646,348千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度日本語学校収入</td> <td>281,928千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度日本留学試験検定料収入</td> <td>308,709千円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	平成25年度留学生宿舍収入	646,348千円	平成25年度日本語学校収入	281,928千円	平成25年度日本留学試験検定料収入	308,709千円	収入の確保状況 【評定66】 実績のとおり、適切な収入の確保に努めたので、評価できる。	
項目	金額										
平成25年度留学生宿舍収入	646,348千円										
平成25年度日本語学校収入	281,928千円										
平成25年度日本留学試験検定料収入	308,709千円										

③広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について引き続き検討を進めているか。

○寄附金受入状況

区分	平成24年度	平成25年度
件数(件)	1,321	1,415
金額(円)	106,782,475	203,005,898

積極的な寄附金募集のため、業績優秀者返還免除者への通知に寄附金びきの巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載し、寄附金に対する周

○優秀学生顕彰

寄附金を活用し、大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程)を対象けた者を奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資すること

(単位:人)

分野	応募者数	大賞	優秀賞	奨励賞
学術	17	4	1	5
文化・芸術	28	3	6	5
スポーツ	45	8	9	5
社会貢献	8	1	0	2
計	98	16	16	17

○留学生・奨学生地域交流事業

公益財団法人中島記念国際交流財団の助成金を活用し、地域におけるたした「留学生・奨学生地域交流集会」を育英友の会との共催により全国6館

開催地区	会場	日程	参加者数
北海道	日高	8月17日～19日	33
東北	秋田	8月10日～12日	悪天候により中止
関東	赤城	8月23日～25日	80
東海	乗鞍	9月14日～15日	35
近畿	淡路島	8月16日～18日	45
中国・四国	江田島	9月6日～8日	34
九州	夜須高原	9月22日～24日	26
参加者数合計			253

○寄附金の有効な活用として、進学を希望する高校生に向けて分かりやす

寄附金事業の実施状況

【評定67】

寄附金の募集を積極的に行ったことは評価できる。寄附金事業としての優秀学生顕彰を実施して経済的困難者であっても優れた業績を挙げた者を表彰・援助したことは評価できる。

創設(平成26年度中実施予定)に向けて実施内容等の検討を行った。

○寄附金の有効な活用として、進学を希望する高校生に向けて分かりやすく奨学金制度を解説した奨学金パンフレット「奨学金ガイドブック2014」を寄附金により作成した。また、新たな寄附金事業の創設(平成26年度中実施予定)に向けて実施内容等の検討を行った。

新たな寄附金事業の検討状況

【評定68】

寄附金の活用として奨学金パンフレット「奨学金ガイドブック2014」を作成したことは評価できる。
また、新たな寄附金事業の創設に向けて検討を行ったことは評価できる。

④奨学金貸与事業においては、財投機関債を1,800億円発行するとともに、民間金融機関からの借入による調達を実施し、自己調達資金の確保に努めているか。

○財投機関債発行額

発行年月日	発行額
平成25年6月7日	500億円
平成25年9月9日	400億円
平成25年11月7日	500億円
平成26年2月6日	400億円
計	1,800億円

○民間資金借入額実績(年度末残高)

4,133億円

自己調達資金の確保状況

【評定69】

計画的に財投機関債を発行し、自己資金の確保に努めていることが評価できる。

【(小項目)3-1-2】 (2)奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		債権管理の実施状況 【評定③4】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>①独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。</p> <p>②貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
①独立行政法人会計基準に基づく債務者区分に従い、適切な請求を行っているか。	平成20年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分に従い請求を行った。	適切な債権管理の実施状況 【評定70】 適切な債権管理を実施すべく、新たな会計基準に沿って変更した債務者区分に従って請求を行っていることが評価できる。			
②貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上しているか。	<p>○貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、平成20年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分による債権分類に基づく算定方法に従って計上した。</p> <p>○平成25年度決算額 第一種 659億円 第二種 1,048億円</p>	貸倒引当金の計上状況 【評定71】 平成20年度決算から変更した債権分類基準に従った貸倒引当金を計上したので評価できる。			

【(小項目)3-1-3】 (3) 予算

【評定③⑤】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
略

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

評価基準	実績				分析・評価	
予算の執行状況	平成25年度 予算				予算の執行状況 【評定③⑤】 概ね予算どおり執行したので評価できる。	
		(単位:百万円)				
		区分	予算	決算		差引増減額
	収入					
	借入金等	1,783,824	1,519,610	△264,214		
	運営費交付金	13,922	13,922	0		
	高等学校等奨学金事業交付金	13,465	13,465	0		
	国庫補助金	10,515	10,515	0		
	育英資金返還免除等補助金	5,290	5,290	0		
	大学改革推進等補助金	—	—	—		
	留学生交流支援事業費補助金	5,225	5,225	0		
	施設整備費補助金	—	—	—		
	受託収入	—	10	10		
	貸付回収金	555,707	612,414	56,707		
	貸付金利息等	33,437	35,714	2,277		
政府補給金	16,225	2,040	△14,185			
事業収入	816	1,026	210			
雑収入	4,860	5,304	444			
計	2,432,770	2,214,018	△218,752			
支出						
学資金貸与事業費	1,198,168	1,093,348	△104,819			
一般管理費	2,325	2,327	2			
うち、人件費(管理系)	1,140	1,017	△123			
物件費	1,185	1,310	126			
業務経費	17,188	17,218	30			

	貸与事業を除く事業費	11,185	11,413	228	
	うち、人件費(事業系)	3,173	3,060	△113	
	物件費	8,012	8,353	341	
	貸与事業業務経費	6,004	5,805	△198	
	特殊経費	84	99	14	
	高等学校等奨学金事業移管業務費	13,465	13,465	0	
	借入金等償還	1,177,346	1,033,465	△143,881	
	借入金等利息償還	51,500	37,035	△14,465	
	施設整備費	—	—	—	
	大学改革推進等補助金経費	—	—	—	
	留学生交流支援事業費補助金経費	5,225	4,229	△996	
	受託経費	—	10	10	
	計	2,465,301	2,201,196	△264,106	

【(小項目)3-1-4】	(4) 収支計画	【評定③⑥】 A																																																																																								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 略		H21	H22	H23	H24																																																																																					
		A	A	A	A																																																																																					
評価基準	実績	分析・評価																																																																																								
計画と実績の対比	<p style="text-align: center;">平成25年度 収支計画 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th>計画</th> <th>決算</th> <th>差引増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経常費用</td> <td>128,169</td> <td>106,981</td> <td>△21,187</td> </tr> <tr> <td> 業務経費</td> <td>124,785</td> <td>103,640</td> <td>△21,145</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td>2,323</td> <td>2,128</td> <td>△196</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td>1,060</td> <td>1,213</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td> 財務費用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 臨時損失</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>収益の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経常収益</td> <td>127,896</td> <td>111,779</td> <td>△16,117</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td> <td>13,841</td> <td>12,668</td> <td>△1,173</td> </tr> <tr> <td> 施設費収益</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 自己収入</td> <td>38,977</td> <td>41,747</td> <td>2,770</td> </tr> <tr> <td> 受託収入</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td> 補助金等収益</td> <td>34,162</td> <td>22,462</td> <td>△11,699</td> </tr> <tr> <td> 財源措置予定額収益</td> <td>40,310</td> <td>34,203</td> <td>△6,106</td> </tr> <tr> <td> 資産見返負債戻入</td> <td>607</td> <td>689</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td> 財務収益</td> <td>272</td> <td>347</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td> 臨時利益</td> <td>—</td> <td>466</td> <td>466</td> </tr> <tr> <td>純利益</td> <td>0</td> <td>5,611</td> <td>5,611</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>総利益</td> <td>0</td> <td>5,611</td> <td>5,611</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計画	決算	差引増減額	費用の部				経常費用	128,169	106,981	△21,187	業務経費	124,785	103,640	△21,145	一般管理費	2,323	2,128	△196	減価償却費	1,060	1,213	153	財務費用	—	—	—	臨時損失	—	0	0	収益の部				経常収益	127,896	111,779	△16,117	運営費交付金収益	13,841	12,668	△1,173	施設費収益	—	—	—	自己収入	38,977	41,747	2,770	受託収入	—	10	10	補助金等収益	34,162	22,462	△11,699	財源措置予定額収益	40,310	34,203	△6,106	資産見返負債戻入	607	689	82	財務収益	272	347	75	臨時利益	—	466	466	純利益	0	5,611	5,611	目的積立金取崩額	—	—	—	総利益	0	5,611	5,611	<p>計画と実績の対比 【評定③⑥】 概ね計画どおりの実績となっているので、評価できる。</p>
区分	計画	決算	差引増減額																																																																																							
費用の部																																																																																										
経常費用	128,169	106,981	△21,187																																																																																							
業務経費	124,785	103,640	△21,145																																																																																							
一般管理費	2,323	2,128	△196																																																																																							
減価償却費	1,060	1,213	153																																																																																							
財務費用	—	—	—																																																																																							
臨時損失	—	0	0																																																																																							
収益の部																																																																																										
経常収益	127,896	111,779	△16,117																																																																																							
運営費交付金収益	13,841	12,668	△1,173																																																																																							
施設費収益	—	—	—																																																																																							
自己収入	38,977	41,747	2,770																																																																																							
受託収入	—	10	10																																																																																							
補助金等収益	34,162	22,462	△11,699																																																																																							
財源措置予定額収益	40,310	34,203	△6,106																																																																																							
資産見返負債戻入	607	689	82																																																																																							
財務収益	272	347	75																																																																																							
臨時利益	—	466	466																																																																																							
純利益	0	5,611	5,611																																																																																							
目的積立金取崩額	—	—	—																																																																																							
総利益	0	5,611	5,611																																																																																							

【(小項目)3-1-5】

(5)資金計画

【評定⑳】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

略

H21

H22

H23

H24

A

A

A

A

評価基準

実績

分析・評価

計画と実績の対比

平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

計画と実績の対比

【評定⑳】

概ね計画どおりの実績となっているので、評価できる。

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	4,223,481	5,441,670	1,218,189
奨学金貸与	1,198,357	1,093,571	△104,786
人件費支出	4,140	3,901	△239
短期借入金の返済による支出	1,918,422	3,241,337	1,322,915
長期借入金の返済による支出	1,017,201	1,033,465	16,264
支払利息	51,500	37,035	△14,465
高等学校等奨学金事業移管による支出	13,465	13,465	0
その他の業務支出	20,396	18,897	△1,499
投資活動による支出	192	53,597	53,405
財務活動による支出	453	524	71
次年度への繰越金	79,765	126,927	47,161
資金収入			
業務活動による収入	4,191,602	5,456,979	1,265,377
政府交付金による収入	13,465	13,465	0
運営費交付金による収入	13,922	13,922	0
政府補給金による収入	16,225	2,040	△14,185
国庫補助金による収入	10,515	10,515	0
貸付回収金による収入	555,897	612,582	56,685
短期借入による収入	1,918,422	3,241,337	1,322,915

	長期借入による収入	1,623,396	1,519,371	△104,025	
	貸付金利息	33,176	35,437	2,260	
	その他の業務収入	6,584	8,294	1,710	
	受託収入	—	16	16	
	投資活動による収入	2,900	56,938	54,038	
	施設整備費による収入	—	—	—	
	その他の投資収入	2,900	56,938	54,038	
	財務活動による収入	—	—	—	
	前年度からの繰越金	109,389	108,801	△588	

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額				
【(中項目)4-1】	短期借入金の限度額				
【(小項目)4-1-1】	短期借入金の限度額	【評定③⑧】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円とする。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金は、限度額(8,400億円)の範囲内であるか。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金は、限度額(53億円)の範囲内であるか。</p>	<p>○第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、7,169億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p>	<p>短期借入金の調達状況</p> <p>【評定③⑧】</p> <p>限度額の範囲内で調達できたので評価できる。</p>			

【(大項目)5】	V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分等に関する計画										
【(中項目)5-1】	不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分等に関する計画										
【(小項目)5-1-1】	不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分等に関する計画		【評定③9】								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。</p> <p>なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力する。</p> <p>国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。</p>		<p style="font-size: 2em; margin: 0;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">H21</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">H22</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">H23</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">H24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </table>		H21	H22	H23	H24	/	A	A	A
H21	H22	H23	H24								
/	A	A	A								
評価基準	実績	分析・評価									
<p>国際交流会館等については、引き続き売却に向けて努力しているか。</p> <p>国際交流会館等の譲渡により平成25年度に譲渡収入が生じた場合には、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行っているか。</p>	<p>○国際交流会館等の売却</p> <p>売却が困難な札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、売却等に向けて、大学及び地元自治体と引き続き協議を行った。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る」とされたことを踏まえ、今後の対処方針の検討に先立ち、譲渡希望者の有無を確認するために、売却に係る一般競争入札の実施に向けて、平成25年11月から平成26年1月にかけて不動産鑑定を実施した。また、各国際交流会館における個別財産の確認調査及び地権者への譲渡条件の承認等を踏まえて、平成26年2月から3月にかけて札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却に係る一般競争入札を実施したが、応札者はなかった。</p>	<p>譲渡した国際交流会館等の譲渡収入に関する国庫納付等手続きの取組状況</p> <p>【評定③9】</p> <p>売却が困難な国際交流会館等については、大学及び地方自治体等と協議を進めるなど、引き続き売却努力を続け、適切な対応を行っているので評価できる。</p>									

【(大項目)6】	VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画			
【(中項目)6-1】	重要な財産の処分等に関する計画			
【(小項目)6-1-1】	重要な財産の処分等に関する計画			【評定④】
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】				A
職員宿舎(高円寺、豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里)については、売却により各宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とする。				
評価基準	実績		分析・評価	
<p>中期計画で定めた重要な財産の処分等に関する計画は平成24年度までに終了した。</p>	<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、真に必要な宿舎以外は売却を検討し、売却収入については貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用することとされたことを踏まえて、高円寺、豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里の各宿舎については、計画に沿って、順次売却手続きを進めてきた。</p> <p>○職員の広域異動に対応するために保有してきた田代及びさつき丘の両宿舎(さつき丘宿舎は、平成23年3月の東日本大震災の被災者宿泊施設として登録していた)については、今後の需要がないことが確認されたことから、平成24年3月末に用途廃止の手続きを行い、本機構ホームページに施設概要を公表し、外部からの照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握、不動産鑑定を実施するとともに、平成25年1月9日付で重要な財産の処分に係る認可申請を行っていたところ、平成25年2月7日付で文部科学大臣の認可を受けたことから、平成25年4月から売却に向けた手続きを実施し、順次、売却を行った。</p> <p>[参考1]本機構純資産の一部として保有するもの (1)平成25年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎 ①田代宿舎(愛知県名古屋市) 引渡時期:平成25年6月 契約相手先:民間事業者 売却金額:16,072,550円</p>		<p>閉鎖した職員宿舎の売却に向けた取組状況</p> <p>【評定④】</p> <p>職員宿舎の売却に向けた取組を実施するとともに、計画に沿って、順次手続きを進め、貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額で処分を完了しており、評価できる。</p>	

(内訳: 土地10,349,000円、建物5,723,550円)

②さつき丘宿舎(大阪府枚方市)

引渡時期: 平成25年7月

契約相手先: 民間事業者

売却金額: 12,147,600円

(内訳: 土地9,048,000円、建物3,099,600円)

・売却金額の計: 28,220,150円

・貸倒引当金充当財源計上額の計: 48,030,000円

・差額: △19,809,850円

(2)平成24年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎

①豊田宿舎(東京都日野市)

引渡時期: 平成24年4月

契約相手先: 民間事業者

売却金額: 126,000,000円

(内訳: 土地126,000,000円、建物0円)

②百合丘第2・第3宿舎(神奈川県川崎市)

引渡時期: 平成24年4月

契約相手先: 民間事業者

売却金額: 616,165,000円

(内訳: 土地616,165,000円、建物0円)

③鳴子宿舎(愛知県名古屋市)

引渡時期: 平成24年8月

契約相手先: 個人事業者

売却金額: 154,161,720円

(内訳: 土地151,011,720円、建物3,150,000円)

④香里宿舎(大阪府枚方市)

引渡時期: 平成25年3月

契約相手先: 民間事業者

売却金額: 112,440,000円

(内訳: 土地112,440,000円、建物0円)

・売却金額の計: 1,008,766,720円

・貸倒引当金充当財源計上額の計: 936,100,240円

・差額: 72,666,480円

(3)資本剰余金

・売却金額の合計: 1,036,986,870円

- ・貸倒引当金充当財源計上額の合計: 984,130,240円
- ・差額: 52,856,630円

[参考2] 中期目標期間終了後に国庫納付するもの
平成23年度以前に売却・引渡しを完了した職員宿舎

○高円寺宿舎(東京都杉並区)

引渡時期: 平成23年3月

契約相手先: 民間事業者

売却金額: 146,410,000円

(内訳: 土地141,160,000円、建物5,250,000円)

- ・貸倒引当金充当財源計上額: 96,500,000円
- ・差額: 49,910,000円

【(大項目)7】	VII 剰余金の使途				
【(中項目)7-1】	剰余金の使途				
【(小項目)7-1-1】	剰余金の使途	【評定④】 —			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>		H21	H22	H23	H24
		—	—	—	—
評価基準	実績	分析・評価			
<p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てているか。</p>	<p>○平成25年度に剰余金の使用実績はなかった。</p>	<p>剰余金が発生したときの活用状況</p> <p>【評定④】—</p>			

【(大項目)8】	Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項				
【(中項目)8-1】	1 施設及び設備に関する計画				
【(小項目)8-1-1】	施設及び設備に関する計画	【評定④2】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 機構の業務を総合的かつ円滑に実施するため、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、必要となる施設の整備を推進する。国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は廃止までその保全を適切に行う。		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
業務を総合的かつ円滑に実施するための施設計画について、国際交流会館等に併設する事務所については、国際交流会館等の廃止の進め方についての方向性を踏まえ、また、都内事務所については、市谷事務所の在り方の検討結果を踏まえ、必要となる施設の整備を行っているか。	○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、市谷事務所の在り方について検討し平成24年度中に一定の結論を得ることとされた。 市谷事務所を含む都内事務所の在り方については、平成23年度に実施した「オフィスの物件調査と経済性調査」の結果を踏まえ、機構内に設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において検討した結果、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得た。	施設整備の推進状況 【評定72】 実績のとおり、結論を得たため評価できる。			
国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は廃止までその保全を適切に行っているか。	○各支部等が、国際交流会館等に入居する外国人留学生の安全・安心のため、所管する国際交流会館等について、マニュアルに基づいた点検等を適切に実施していることを現地調査等により確認した。 また、一部修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。	国際交流会館等の保全状況 【評定73】 適切に保全及び状況の確認を実施したので評価できる。			

【(中項目)8-2】	2 人事に関する計画						
【(小項目)8-2-1】	(1)方針			【評定④3】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>人事基本計画に基づき、人材の確保・育成と適正配置を図る。特に、</p> <p>①明確な採用基準を設定し、採用後のキャリアパスを整備する。</p> <p>②業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行う。</p> <p>③常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行う。</p> <p>④公正な人事評価と処遇への適切な反映を行う。</p> <p>⑤効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けた研修機会の確保・充実を図る。</p> <p>⑥男女共同参画の一層の推進に努める。</p> <p>⑦職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間を含む広範な分野・関連機関と引き続き人事交流を行う。</p>				A			
				H21	H22	H23	H24
				A	A	A	A
評価基準	実績			分析・評価			
<p>人事基本計画に基づき、以下の措置を講じているか。</p> <p>①明確な採用基準の設定及び採用後のキャリアパスを整備しているか。</p> <p>②業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行っているか。</p>	<p>「独立行政法人日本学生支援機構 人事基本計画」(平成23年3月策定)に基づき、以下の施策を実施した。</p> <p>○常勤職員の削減状況 〔評定④4参照〕</p> <p>○常勤職員、任期付職員の計画的な採用状況</p> <p>①職員採用後のキャリアパス整備及び非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用にかかる採用基準の設定を行い、任期付職員・常勤職員への内部登用を行った(平成25年度 任期付職員16名、常勤採用7名採用)。</p> <p>また、意欲と能力のある若手職員を積極的に登用し、円滑な業務実施に向けた適正な人材育成・配置に資するため、昇任に係る職年数の短縮化や昇任選考方法を改善した平成22年度策定の昇任選考基準に基づき、平成25年度も引き続き昇任選考を実施した。</p> <p>②幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付採用17名を含む33名を採用した。</p> <p>また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係の分野にお</p>			<p>人材の確保・育成と適正配置状況</p> <p>【評定④3】</p> <p>実績のとおり、人材の確保・育成と適正配置を行うにあたり、「人事基本計画」に基づき実施することができたため、評価できる。</p> <p>引き続き女性幹部職員の登用をさらに推進していただきたい。</p>			

<p>③常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行っているか。</p> <p>④公正な人事評価と処遇への適切な反映を行うとともに、人事評価制度については、国家公務員で導入された新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、引き続き適切な見直しを進めているか。</p> <p>⑤効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けて、職員研修を体系的に実施しているか。</p>	<p>いて1名を任期付で採用した。</p> <p>③常勤職員は特に豊富な知識、経験及びそれらに基づく高度な判断を要する業務を行い、非常勤職員はそれら以外のある程度の知識、経験で対応可能な業務を行うこととし、常勤職員数を抑制しつつ、非常勤職員を採用・配置した。 (平成26年3月末非常勤職員配置人数305名)</p> <p>④公正な人事評価の実施状況</p> <p>ア.昇任選考について 平成22年度に策定した昇任基準を機構内グループウェアを通じ周知するとともに、課長補佐、係長及び主任への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにし、公平な昇任選考を行った。</p> <p>イ.勤勉手当について 6月期及び12月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100分の20の範囲内で増額又は減額して支給した。</p> <p>ウ.新たな人事評価制度の施行について 国家公務員で導入している新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、当該制度を参考に人事評価制度の見直しをすることとし、見直し後の制度への円滑な移行準備と試行のため、国や他の関係機関における人事制度に係る情報を収集し、引き続き人事評価制度の見直しに向けた取組を進めた。</p> <p>⑤職員研修の実施状況</p> <p>ア.管理職研修 第2期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の活性化に資するため、管理職研修を実施した(40名受講)。</p> <p>イ.階層別研修 平成25年度においては、次の階層別研修を重点的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修(23名受講) ・新職員フォローアップ研修(7名受講) ・主任研修(19名受講) 	
---	--	--

⑥男女共同参画の一層の推進に努めているか。

・課長補佐研修(20名受講)
 ウ.分野別研修
 職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した
 (延べ787名受講)。
 エ.特別研修
 機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修(JASSO講演会)を実施した(第1回116名、第2回104名受講)。

⑥女性幹部職員の登用状況
 女性職員の課長級への登用を引き続き行った。また、今後の登用への対応として、その前段階の課長補佐の登用・育成に努めた。

〈参考・毎年度3月末現在〉

(単位:人、%)

区分	平成24年度			平成25年度		
	人数	うち女性		人数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
部長級	17	3	17.6	17	2	11.8
課長級	51	10	19.6	48	10	20.8
課長補佐級	66	15	22.7	66	13	19.7
計	134	28	20.9	131	25	19.1

全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境の実現を目指した、平成20年度策定の「ポジティブアクションプラン」を踏まえ、引き続き女性職員の人材育成等に取り組み、男女共同参画の推進に努めた。

⑦職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間等関係機関と引き続き人事交流を行っているか。

⑦人事交流の実施状況
 高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人等と積極的に人事交流を実施した。

	<ul style="list-style-type: none">・機構から他機関への出向者:29名・他機関から機構への出向者:28名	
--	---	--

【(小項目)8-2-2】	(2)人事に係る指標	【評定④】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標期間中、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化を図る。 中期目標期間中に、前中期目標期間開始時の職員数(542人)と比べ1割程度の職員数を削減する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 497人 期末の常勤職員数の見込み 487人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 22,855(百万円)</p>		H21 A	H22 A	H23 A	H24 A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化に努め、職員数の計画的な削減を図りつつ、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図っているか。</p>	<p>○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。</p> <p>平成20・21年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成25年度においても平成24年度に引き続き、任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。</p> <p>なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期計画開始時の職員数(542名)と比べ、1割程度の職員数を削減(平成25年度末487名)することとしているが、平成25年度末においても、当該目標人数を達成した。</p> <p>○役職員数(平成26年3月末現在) 役員:7名(7名) 常勤職員:477名(475名) ※()は平成25年3月末現在</p> <p>[評定60再掲]</p>	<p>職員数の削減状況 【評定④】 実績のとおり、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、第2期中期計画終了時にあたり、計画的な人員の削減が進んだことは評価できる。</p>			

【(中項目)8-3】	3 中期目標の期間を超える債務負担						
【(小項目)8-3-1】	中期目標の期間を超える債務負担			【評定一】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 なし				—			
				H21	H22	H23	H24
				—	—	—	—
評価基準	実績			分析・評価			
なし	○中期目標期間を超える債務負担はなかった。			中期目標の期間を超える債務負担 【評定一】—			

【(中項目)8-4】	4 積立金の使途										
【(小項目)8-4-1】	積立金の使途			【評定④5】							
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。				—		—		—			
				H21	H22	H23	H24				
				—	—	—	—				
評価基準				実績				分析・評価			
前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源としているか。				○平成25年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。				積立金の利用状況 【評定④5】—			

【(中項目)8-5】	5 情報セキュリティ対策に係る計画						
【(小項目)8-5-1】	情報セキュリティ対策に係る計画			【評定④6】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>				<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A</div>			
				H21	H22	H23	H24
					A	A	A
評価基準	実績			分析・評価			
<p>情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づく情報セキュリティ対策の向上を図っているか。</p>	<p>情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づき、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティ対策の向上を図っており、平成25年度は、さらに以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティ委員会を開催し、近年の情報セキュリティを取巻く状況や政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改訂を行った。</p> <p>[主な改訂事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCPとの整合性確保の事項の追加 ・標的型攻撃対策の事項の追加 ・踏み台対策の事項の追加 等 <p>○Webアプリケーションプログラムやミドルウェア等のWebシステムに対する脆弱性診断を実施し、ミドルウェアのバージョンアップ等の対策を講じた。</p> <p>○ファイアウォールに加えて、新たにWebアプリケーションプログラムに特化したファイアウォール(WAF)を導入し、Webアプリケーションプログラムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃からブロックする対策を行った。</p> <p>○役職員に疑似標的型メールを送付し、標的型メールを体験するとともに、役職員の情報セキュリティ意識を向上させることを目的として、本訓練を実施した。</p> <p>○業務用パソコンとして平成21年度よりシンクライアントパソコン(※1)を導入した。今年度は新たに30台のシンクライアント化を進めたため、機構における業務用パソコンの72%(※2)がシンクライアントパソコンとな</p>			<p>情報セキュリティ対策の取組状況</p> <p>【評定④6】</p> <p>情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づき情報セキュリティ対策の向上を図ったため、評価できる。</p>			

った。この導入により情報漏えいを防ぐとともにデータの一元管理を可能とし、業務運営の効率化並びに情報セキュリティ対策の向上を図った。

シンクライアント化については、業務上外部機関と電子媒体でデータ交換が発生する場合や災害時対策用としてシンクライアント以外のパソコンも設置しておく必要があることから、100%のシンクライアント化を目的とするものではない。

(※1)

必要最低限なソフトウェアだけを登録し、USBやCD・DVDドライブ等を持たない端末であり、これによりExcelやWord等のアプリケーションソフトやファイルなどは、サーバ側で一元管理し、盗難による情報漏えいや電子媒体からのウィルス感染の防止、及び端末ごとの管理コストの削減を図っている。

(※2)

機構ネットワークにて管理している1,120台中810台

[参考]

シンクライアントパソコン導入台数

- ・平成22年度 200台
- ・平成23年度 240台
- ・平成24年度 170台
- ・平成25年度 200台

(平成21年度導入分入替170台＋新規30台)

○コンピュータウィルス対策として専用の管理サーバを設置し、毎日最新のウィルス情報を取得して機構全体を集中的に監視すると共に、毎週1回全パソコンのウィルスチェックを実施した。

○情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。

- ①係長級を対象とした研修(コンプライアンス・個人情報保護と同時に開催:参加者37名)
- ②新規採用職員を対象とした研修(コンプライアンス・個人情報保護と同時に開催:参加者17名)
- ③セキュリティ管理者を対象とした研修(参加者39名)
- ④各支部職員を対象とした研修(参加者76名)
- ⑤非常勤職員を対象とした研修(参加者40名)